

第五十八回国会 参議院社会労働委員会會議録第十一号

昭和四十三年五月七日(火曜日)
午前十時三十五分開会

委員の異動

四月二十五日

辞任

杉山善太郎君

補欠選任

森 勝治君

四月二十七日

辞任

森 勝治君

補欠選任

杉山善太郎君

森中 守義君

大橋 和孝君

小平 芳平君

五月六日

辞任

沢田 政治君

野澤 勝君

二宮 文造君

五月七日

辞任

横山 フク君

補欠選任

林屋龜次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

衆議院議員

代理理事

佐々木義武君

厚生 大臣

國田 直君

政府委員

経済企画庁水資

源局長

科学技術庁科学

審議官

厚生政務次官

厚生大臣官房長

厚生省環境衛生

局長

厚生省医務局長

厚生省薬務局長

厚生省児童家庭

局長

厚生省保険局長

社会保険庁医務

部長

水産庁次長

通商産業省化学

工業局長

運輸省船員局長

労働政務次官

事務局長

常任委員会専門

員

説明員

文部省初等中等

教育局特殊教育

課長

寒川 英希君

吉田 寿雄君

吉田 寿雄君

横山 フク君

杉山善太郎君

藤原 道子君

小平 芳平君

中沢伊登子君

佐々木義武君

國田 直君

今泉 一郎君

高橋 正春君

谷垣 專一君

戸澤 政方君

松尾 正雄君

若松 栄一君

坂元貞一郎君

渥美 節夫君

梅本 純正君

加藤 威二君

森沢 基吉君

吉光 久君

河毛 一郎君

井村 重雄君

中原 武夫君

植木 光教君

紅露 みつ君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

山本 杉君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険労務士法案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○社会保険制度に関する調査

(サリドマイド児の問題に関する件)

(阿賀野川流域の水銀中毒問題に関する件)

○医師法の一部を改正する法律案(第五十七回国会内閣提出、第五十八回国会衆議院送付)

○委員長(山本伊三郎君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

まず、理事補欠互選の件についておはかりいたします。

去る四月二十七日、大橋和孝君が一たん委員を辞任されましたので、理事が一名欠員となっております。この際、その補欠互選を行ないたいと存じます。

互選の方法は、先例により、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に大橋和孝君を指名いたします。

○委員長(山本伊三郎君) 清掃施設整備緊急措置法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。

國田厚生大臣。

○國務大臣(國田直君) ただいま議題となりました清掃施設整備緊急措置法案において、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

清掃施設の整備については、政府は、下水道の整備とあわせて生活環境施設整備緊急措置法に基づき、昭和三十八年度を切年度とする五カ年計画を策定し、これによりその促進をはかってまいりました。

しかしながら、近年の産業構造の高度化と、これに伴う就業形態の変化により、人口の急激な都市集中と市街地の拡大が見られ、また、生活様式の高度化に伴って汚物排出量が著しく増大したため、新たに清掃施設の整備に関する計画を策定し、これを強力に推進することが必要となっております。

他方、昨年、下水道行政の所管が変更されたことに伴い、下水道及び終末処理場の整備に関する計画の策定を骨子とする下水道整備緊急措置法が第五十五回特別国会において制定され、すでに施行を見ているところであります。本法案につきましても、第五十五回特別国会に提案いたしましたところ、同国会では継続審議となり、続く第五十六回臨時国会では審議未了となったところであります。右のような事情から、再びこの法律案を提出することとした次第であります。

この法律案では、新たに屎尿処理に関する計画及びごみ処理施設整備に関する計画を策定することとし、このための手続として、厚生大臣は、あらかじめ経済企画庁長官及び建設大臣と所要の協議を行なって計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしております。

第七部 社会労働委員会會議録第十一号 昭和四十三年五月七日 【参議院】

また、これらの計画の円滑な実施を確保するため、政府は必要な措置を講ずるものとし、また、地方公共団体も、これらの計画に即して清掃施設の緊急かつ計画的な整備等につとめなければならない旨を規定しております。

なお、本法の制定に伴い、生活環境施設整備緊急措置法は廃止することとしたしております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本伊三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、社会保険労務士法案(衆第三十六号)を議題といたします。

提出者衆議院社会労働委員長代理理事佐々木義武君から提案理由の説明を聴取いたします。佐々木君。

○衆議院議員(佐々木義武君) ただいま議題となりました社会保険労務士法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、社会経済の進展に伴い、労働社会保険関係の法規はその重要度を増すとともに、その内容も次第に複雑かつ専門的なものとなりつつあります。一方、今後の経済成長と労働力不足傾向を考へますと、労働問題の重要性は将来ますます高まり、特に中小企業における労務管理の近代化が切実な問題となつてくると思われまします。

このため、これら労働社会保険関係の法規に通過し、適切な労務指導を行ない得るような専門家が多数生まれることはきわめて望ましいことである。また、中小企業では、労務及び社会保険関係の専門部課を企業内に持つ余力もないため、これらの専門家を外部に求めているのが現状であります。

労働社会保険関係の事務は、経営者のための確に処理する必要があるだけでなく、労働者の権利の確保にも関係するものであります。

このような観点から、国家が一定の資格者について試験を行ない、その合格者に対し免許を与え、その業務の適正をはかるため、社会保険労務士制度を定めるものであります。

そのおもなる内容を申し上げます。

第一に、社会保険労務士とは、主務大臣すなわち厚生大臣及び労働大臣の免許を受け、社会保険労務士の名称を用いて、労働社会保険諸法令に基づく申請書、届出書、報告書等の書類の作成及び労働社会保険に関する事項について相談、指導を行なう者をいうこととしたしました。

第二に、社会保険労務士試験に合格した者及び弁護士は、社会保険労務士となる資格を有するものとし、社会保険労務士試験の受験資格は一定の学歴または経験を有する者とするものとしたしました。

第三に、他人の求めに応じ報酬を得て社会保険労務士の事務を業として行なう社会保険労務士は、あらかじめ、氏名その他の事項を主務大臣に届け出ることとし、また、社会保険労務士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て労働社会保険諸法令に基づく書類作成の事務を業として行なうてはならないこととしたしました。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び税理士、公認会計士等政令で定める業務に付随して行なう場合にはその制限に触れないこととしたしました。

第四に、社会保険労務士は、労働争議に介入してはならないこととするものとし、社会保険労務士の資質の向上をはかるため主務大臣が必要な援助を行なうこととしたしました。

第五に、以上のほか、社会保険労務士の業務の適正をはかるため所要の規定を設けるとともに、法施行にあたり当面の需要を満たすため主務大臣の選考により一定の知識及び能力を有する者に社会保険労務士となる資格を与える等必要な経過措置を定めること等であります。

この社会保険労務士制度の創設によりまして、中小企業の労務管理の改善に画期的な役割りを果たすとともに、労働社会保険行政の外延的存在と

して、行政の浸透にも大きく役立つものと考えられ、特に今後の労働社会保険の小規模事業所への適用拡大の実施にあつては欠くべからざる存在となるものと期待されるところであります。

以上、簡単にございますが、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本伊三郎君) 本日は、本案に対する提案理由の説明聴取のみにとどめておきます。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から提案理由の説明を聴取いたします。國田厚生大臣。

○國田大臣(國田直君) ただいま議題となりました船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正案は、陸上の労働者についての失業保険及び労働者災害補償保険との均衡をはかるため、船員保険の失業保険金の算定方法並びに職務上の事由による障害年金及び障害手当金の障害等級表を改めることとするものであります。

改正の第一点は、現在失業保険金の支給日額に就いては、その最低額を含め、具体的に法律で規定されているため、社会経済情勢の推移に迅速に改善を行ない得ないという点がありますので、この点を改め、法律においては失業保険金の金額算定の基準を規定することと定め、この基準に基づく具体的な金額については、厚生大臣が社会保険審議会の意見を聞いて定めることとしたこととあります。

改正の第二点は、労働者災害補償保険の障害等級表について、昨四十二年十月、一酸化炭素中毒症対策の一環として精神神経障害に関する等級づけの改正が行なわれたこと等に伴い、船員保険の職務上の障害等級表について、この際、労働者

災害補償保険の障害等級表と同じ内容とするため改正を行なうこととするものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本伊三郎君) これより質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○大橋和孝君 一、二の点について少し何っておきたいと思うわけであります。

社会保険におけるところの保険料の徴収、あるいはまた、年金等の給付の算定の基準について、労働省のほうの関係の労災保険、失業保険では賃金の立額によっておるようでありまして、厚生省の関係の船員保険、厚生保険、あるいは健康保険のほうでは標準報酬によっておるようでありまして、それは別といたしまして、今度のこの船員の場合、やはり船員であるということ、十分に配慮の上で、陸上の人よりは悪くあつてはいけないというのが法のたまえだと思つてあります。そういう観点からして、保険料を受け取るような場合、陸上の労災の場合に比べて少ない場合があり得るように思ふわけであります。そういうことのないようにしなければならぬと思ふのですが、そういう点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(梅本純正君) ただいまの御指摘の点でございますが、保険料のとり方の問題だろつといふふうに思ひますが、御承知のように、船員保険法は総合保険でございます。陸上の労働者が持つております社会保険も全部集めて船員保険という形にしてあります。御指摘のように、船員保険法におきましては、厚生省で所管いたしております厚生年金、健康保険、そういうような関係もございまして、従来から保険料をとりまします基礎といたしまして標準報酬制をとつております。ところが、陸上の失業保険とそれから労災保険につきましては標準報酬制をとつておるわけでございまして、この点、陸上と海上との保険料の基礎になります点が違つておりますのは、前から問題には

○大橋和孝君　その点は私もよくわかっておるのですが、標準報酬制をとっておられるということに對しては大きなまた別な問題があるので、私は、それを統一云々ということは、遠い問題だと、まだいろいろな点を考えなければならぬと思います。ただ、私がここで言いたいことは、陸上で働いておる人より海で働いておる人のほうが非常に危険度もあるし、いろいろな状態でより厚くしなければならぬという観点から何とか——今度の法の趣旨も結局それでもって改正されるわけでありまして、實際問題として陸上で働いておる人より海で働いておる人のほうが少ないということは何とかひとつ払拭できないか、そういう観点からどういふふうにしたらいかなということを十分配慮してもらいたい、こういうのが私の質問の趣

劣らず有利な給付を受ける権利を有するというような精神が国際条約にも出ております。これらを考慮しまして、船員保険の給付は、御指摘のように、できるだけ陸上の制度に比較して手厚いものにしていきたいというふうに考えておりますし、ただいま先生の御指摘の具体的な問題としましては、たとえば先ほどの保険料の問題でございまして、給付につきまして、標準報酬制をとっておりますためにいわゆる上限がきまつております。そういう点が労災におきましてはその上限がございませんで、そういう点を御指摘かと思ひますけれども、今後、先ほど申しましたような精神で、できるだけ抜本改正なりそういうときには考えてまいりたいというふうに考えます。

○大橋和孝君　それから失業保険部門の船員保険

それから今度の改正によりますと、厚生大臣は、失業保険金の日額を陸上の失業保険と同様に二百四十円にする、こう言っておられる。この最

は非常に問題じゃないかと思うのですか

○政府委員(梅本純正君) ただいまの点も、前から国会でも御議論され、いろいろ各方面から聞いておりますが、船員保険法につきましては、もとになります船員法という母法がございまして、船員法におきまして船員という形で特別の法律的な保護なりあるいは規制というふうな形が行なわれておりますが、船員保険法におきましては船員法の上に完全に乗っかりまして総合保険という形で運営しておるわけでございます。その点は、今後船員法におきまして海上労働の特殊性を考慮して適用範囲を拡大するというふうな点がございまして、直ちに船員保険法におきまして並行して範囲を広げるというふうにはいたしたいと思ひまして、われわれのほうの所管の船員保険法のほうを船員法と離れまして独自に範囲を広げるということにつきましてはちょっといたしかねますので、船員法のほうの範囲拡大を待ちまして船員保険法の範囲を拡大していきたいという考え方でございます。

○大橋和孝君 それはいまの御答弁のように船員法のほうにもあるわけでしょうから、そのほうの意見も少し聞いておきたいと思ひわけでありまして、それはあとにしまして、第四十三回の国会の附帯決議に、これは参議院の社労でやられたと思うのですが、「船員保険法と失業保険法との通算を計るより、速に検討すること」というのが出ておるわけですが、この附帯決議をどのように尊重し処理されたか、このことについてちょっと……

○政府委員(梅本純正君) 船員保険の被保険者期間と陸上の失業保険の被保険者の期間の通算の問題でございますが、これは、先生御承知のようにな、被保険者期間の計算方法、それから失業保険金の給付日数、それから保険金日額の算定方法というふうな点などにつきまして相当相違がございします。そのような点から見まして、通算措置を講ずることにつきましては、相当いろいろ検討をし、また、むずかしい問題がございします。しかし、先ほどいろいろ御質問がございましたが、

現在、社会保険審議会の船員保険部会におきましては、その他いろいろ問題を含めまして十数目的懸案事項がございします。それを正式の審議会にかける前にじっくり委員で懇談をして、一つずつ問題を解決していこうというふうなことで今後検討願うことになっておりますが、そのような場がございしますので、これも先ほど御指摘のように国会のほうでもそういう御意思でございしますので、社会保険審議会の船員保険部会におきまして今後検討していただいて、その結論によりまして善処いたしたいというふうに考えております。

○大橋和孝君 もう一つ、四十三国会における参議院の附帯決議で、「療養給付における、一部負担制度は、船員法との関係、船員労働の特殊性にかんがみ、早急に、その改善を計ること」ということが決議になっておるわけですが、これもまた同じだと思ひますが、こういう一連のものに對してはもうもろの問題があるというところは私も承知してはいるのですが、いま局長のおっしゃっているのとおり、国会の意思を受けて、少なくとも坂本改正までにはきちっとこうした問題を処理できるような形でやってみようと思ひますが、そういう点についてひとつ……

○政府委員(梅本純正君) ただいま御指摘の点は、先国会の附帯決議だけでございしませんで、もう十年くらい前から御質問を受けておりますし、たびたび附帯決議も衆参両院にわたりました。ただいとおります。この点につきましては、従来から、われわれのほうにいたしましては、船員法と船員保険法との関係におきましては、一応被保険者に負担にならないように法律的な手当てがしてございします。そういう点をたてにしましていろいろ現状の点につきまして申し述べてきたわけでございします。また、いろいろ災害というふうな点を勘案した場合に、その一部負担制によりまして災害の負担の公平をはかるというふうなことも申し上げてまいったわけでございします。しかし、いずれにしましても、長年から懸案として国会のほうでもお取り上げになっておる問題でござ

います。たまたま、一方におきまして——先ほど聞きます。いろいろな船員保険部会で御審議願つておると申し上げましたが、その中で、一方におきまして、船員保険の労災部門につきまして、陸上の労働者についてはメリット制をとつておる。その点は船員保険においてもそういうものをやはり同じような制度に考えるべきじゃないか。これについてまた賛否両論ございします。いままでのこの点につきましての国会の御質問なりは、解決方法として保険料でやるべきであつて一部負担制でやるべきでないというのが一つの線でございます。保険料という観点になつてきました場合に、災害との関連がございしますので、先ほど申しました陸上の労働者と船員保険の労災部門のメリット制というふうな観点から申し上げまして、今後そういう問題もあわせまして一つの重要問題としまして坂本対策の際にはぜひ解決をはかつていきたいというふうに考えております。

○大橋和孝君 私のおも立つて伺いたしたのはそんなところでありましてけれども、私は、先ほどから質問の中でずっと展開してきたように、船員の人たちに對してより厚くするというのが大臣の先ほどの趣旨説明の中にもあるわけですからして、そういうことに対してまだ不十分な点は早急にあらをしてもらつて、そうした趣旨が十分に反映するようにしてもらいたい、こういう観点で質問を展開したわけですが、その点につきましては大臣のほうから所信をお伺いするとともに、少なくとも今度の大改正をする場合にこういうふうなことがすつかり払拭されることが必要だと思ひます。その点について御所信を聞いておきたい。

○国務大臣(國田直君) ただいまの御質疑の中にあらわれております趣旨の点は、十分拝聴をいたしました。特に海上の者に対する手当てを陸上の者よりも高くするということは、早急に御方針のとおりにやりたいと考えております。

なお、先ほどの質問の中にも、二十トン未満の漁船の問題であります。これを拡大した場合に八万人被保険者がふえるだけであつて、私のほうには何ら事務的には支障はございません。特に小さい漁船のほうにけがなど多いわけでありまして、私の方でもぜひやうしていただきたが、御協力を願ひたいと考えております。

それからただいまの問題でございします。これは衆参両院においてしばしば附帯決議をつけられたところでもあります。一部負担は最終的にはまあ均衡になるというものの、なかなか船主と乗組員との間というものはわれわれの想像以上のものがありますので、実際に払わないというふうな場合も中にはあるのじゃないか、あるいは擬装でいろいろな問題も出てくるのじゃないかというところもありますから、坂本改正の際にはぜひ御趣旨のとおりにやりたい、こう考えております。

○藤田藤太郎君 私も一言言つておきたい。いまの失業保険、労災保険、全部一本の保険として船員保険というものはあると思ひます。そうすると、ほとんどの陸上勤務は労働省で扱つておる。船員に關するだけは厚生省の一本の保険になる。たとえば労災保険のようなものをもってみると、業者が個々に補償をするというのを、全体の労災保険というふうにかつこうでメリット制になつておりますけれども、やっぱりそういう趣旨で労災の補償なんというものが買われる。失業保険にしても、先ほどから御答弁がございましたけれども、三カ月から始まつて六カ月ですか、陸上の勤務の失業保険金が支給される。そういう別個の運営の中でいろいろ問題が出てきやせぬか。監督行政は、一方は厚生省がやり、片一方は労働省がやる。ここの失業保険、労災保険、まあ健保もそうですが、健保でも組合管掌、政府管掌、日雇健保というぐあいにあるわけですね。そこらの思想的な統一化、それから思想的な協議、一体性というものについて、厚生省は、ただ法律にあるからこれでよろしいということできたのか、どういうぐあいに改善していこうかということを検討されているのかどうか。そういうところが同じ政府で

ありながらもこの考え方が違つたかっこうで両方が走っているというかっこうでは、将来問題を起すのではないか。特別の事情があるなら、特別の事情というものをものと明らかにしてこの問題と取り組む、失業補償、労災補償、健保というぐあいに取り組んでいくということが行なわれなければ、きょうそうせいとは言ひまけんけれども、そういうものがやっぱり頭の中で描かれて、将来政府としてはどういうぐあいに統一していくというようなことが協議されてこなければ、何かに塗りだけで終わっている。だから、肝心の通算制の問題もできないし、同じように船乗りであっても限度が行なわれておるということになると、これは問題があると思うんです。そういう思想的な問題ですね、失業保険、労災保険、それから医療補償というようなものが、どのポイントでそれじゃ労働省と打ち合わせをし、健康保険のほうは別ですけれども、どここのところで思想統一をしてこれに当たろうとしているのかというような問題が将来問題になると私は思う。そうなつてくると、一面では真剣味が足らぬじゃないかという議論があるし、一面では事なかれ主義ということにもなろうし、いまの質疑の中でも、これから検討しますと。これはもう私は三年も五年も前から同じことを聞いているわけで、いつになつても終点なしということになるわけですね。ですから、私たちは、社会保障なら社会保障一本にしてという提案を国会にしているわけです。そういうことにならなければ、たくさん制度ばっかりこしらえて、なかなかむずかしい問題が残っているわけです。だから、特殊事情があつたら、かくかくの特殊事情があるからこうこうなんだということを明確にしてこの問題と取り組むということでは、これはやっぱり問題が残る。それがいつも残っている。いつもここで質疑したら同じことを答弁しているということにはせぬかと思う。そこらの点はどういうぐあいに計算をしてどういうぐあいに協議をしてやつてきたかというようなことをひとつ聞かしておいてもらいたい。

○政府委員(梅本純正君) 御指摘の点は、社会保険なりあるいは社会保障という観点から申しました場合には、ごもっともな御意見というふうに考えております。われわれのほうでも、そういう一つの考え方というものを常に頭に置きまして行政を進めておるわけでございますが、ただ、たとえば船員という形をとりました場合に、先ほど申しました海上労働の特殊性ということにおきまして、ただに社会保険というふうな観点でものを論ずる以外に、そのもとになりますその一つの職域というものが独立性があるんじゃないかというふうな点がございいます。社会保険は、一応社会経済機構の実態の上に乗りました保険を施行していくというふうなことをやはり考えざるを得ない。そのときには、船員というものは昔から特別な労働者ということで、労働関係におきまして、一般の労働者が労働基準法なりそういうことで規制されているような現在におきまして、船員法というふうな特別な法律をもちまして一つの別個の形をつくっております。その上に社会保険が乗っておりますわけでございまして、先生の御指摘の点に対しまして、われわれ事務局でございすけれども、昨年医療保険の抜本改正という試案を出したわけでございす。そういうふうな観点からいたしまして、われわれの現在の考え方としましては、従来のおのおのの制度につきましては、ばらばらでございすけれども、いろいろさいに検討いたしたときには、先ほど船員で申しましたように、やはりそこに至った歴史と沿革におきまして特別のものがあるのではないか。だから、皆保険になりましたから理論的に全部の制度をすっきりと統合し、労災は労災、あるいは年金は年金というふうにはつきりするのが確かに筋かと思ひますけれども、やはり従来から発生してきました歴史と沿革に基づきまして、社会保険の部門におきましては皆保険と、年金にしましては医療保険にしましては一応皆保険ということになったわけでございす。そういう点から、現行の制度というものを基盤にしまして、それが発達して

きたやはり一定の母体がございますので、母体の特殊性を認めて、その上に乗っかりました保険というものをそのままの形にしまして、できるだけ皆保険下におきましては被保険者の負担を不公平でないように、あるいは保険料負担を均衡をとれるようにというふうな形で進めていけるのではないかとというふうに考えておるわけでございます。

○国務大臣(園田直君) ただいまの藤田委員の御質問でございますが、私のほうと労働省との間に問題があるのではなくて、むしろ私のほうの中に問題があるのではないかと。それは、概括的に申し上げますと、労働省と私の省との関係の場合には、海上勤務者は、陸上勤務者よりも諸般の状況において特異性があるから、それを上回るようなものも考えろというふうなことで、今度私のほうでやる場合には、一般の年金やその他の各種の保険のワク内に見合せてやるものですから、そこに事務的に問題が出てきておる。したがって、抜本改正の際は、年金、保険の中にも海上勤務者、船員保険は別個だという考え方をこの際確立しなければならぬのではないかと、そういう点から御趣旨の方向に具体的に進めていきたい、こう考えております。

○藤田藤太郎君 どうも、梅本局長、ちょっと口をすべらしたかなにかしらぬけれども、住民の福祉を守る、主権在民の国家ですから、できるだけ国家が中心になって社会保障というものは進めていかなければいかぬ。医療は抜本改正を出しましたと言つたて、十割給付を七割にするのをわれわれに押しつけるようなものと考え方で答弁するのは、少し場違いじゃないか。そういうことまであなたのほうで便乗して言うなら、われわれは承知しない。そういうことを言っているのではない。十割給付を七割給付にするんじやと、それで抜本改正で統一するんじや、皆保険じやと、そんな理屈をいまここで言うのじやなしに、あらためてまた場があれば大いに言っていたきたい。それはちょっと過ぎるのじやないのかな、そういう見解は。

○政府委員(梅本純正君) 先生御指摘のように、間違えた点がありましたらいかなうでも取り消しますが、先ほどおっしゃられました点は、制度の立て方につきましては今後すっきりした一本あるいは二本の制度の立て方というように先生おっしゃったように私としまして、あのときにも試案のほうに書いてありますように、現在の制度を前提にして——給付とかそういうことは全然関係ございまして、前提にして、皆保険下におきまして、保険料負担の不公平でないように、あるいは被保険者の給付についてアンバランスがないようにというふうな点はわれわれとしましては現在はその方向で実現ができるというふうに考えておりますと、こういうことでございます。ひとつ御了解願いたいと思います。

○大橋和孝君 船員局長が来られましたからちょっと伺っておきたいのですが、先ほど厚生省の保険局のほうにはいろいろ伺っておきましたのが、漁船が二十トン以上でなければ船員保険には入れないというのですが、先ほどお話の中にもありましたが、五トン以上ぐらいの漁船をあやつっておる人の数は非常に多いし、しかもそういう方の業務上における疾病、傷害も多いわけでありまして、こういうものを入れる範囲を拡大するということは非常に必要なことじゃないだろうか。非常に問題があるようでありますけれども、もろもろの問題を乗り越えてそういうような方向に持っていくべきではないか、そういうふうに考えておりますので、そうした方向に進めていただきたいというのを大いに要望して、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(河毛一郎君) 二十トン未満の漁船に對しましては、御指摘のとおり、現在の船員法は適用されておきません。したがって、船員保険も適用されていないという現状でございます。現在、船員法は、一般的に海上労働の特殊性に着目いたしまして、陸上の労働法の規定をそのまま適用することが適切でない海上の乗組員につきましてこれを適用しているというのが法の制定趣意

でございます。したがって、同じ海上の乗組員でございます。むしろ陸上の労働条件と非常に近いもの、たとえば湖川港を動いておる船といふようなものにつきましては、むしろ基準法を適用したほうがいいだろうというのがその判断でございます。そういう一般的な判断から、御指摘のように、漁船につきましては二十トン未満のものは適用していいこととでございます。

ただ、漁船に適用いたしましたは、いままでの船員法の改正経緯を見ましても、昭和三十七年までは三十トン以上であったものが、三十七年の改正で二十トンまで下げられるというようにございまして、したがって、少なくとも現行の船員法が二十トンというのをきめておりますのは、もう一つ船舶安全法の適用範囲といったこととの関連も考慮いたしましてきめておるのではなからうか、こういうふうな考え次第でございます。しかし、御承知のとおり、最近、漁業の操業実態の変化というものが相当ございまして、たとえばこのように船員法の適用をされてない船につきましても相当遠距離まで出ているというふうな実態もございまして、海上労働の特殊性というものに着目してこれを考える必要があるのではなからうかという点がございまして、そこで、私もいたしましては、大体船員法の適用範囲は安全法の適用範囲というものと非常にうらはらの関係にございまして、今後船舶安全法その他の関係法令との関係を十分に考慮しながら相まって船員法を今後このように部門に適用していくかどうかというのを前向きの方で検討する必要があるかと考えております。

ただ、このためには、運輸省をいたしましては、漁船に適用しましては関係する省庁が非常に多ございまして、船員保険法の関係はもちろんでございますが、漁業一般につきまして監督されております農林省、あるいはまた、現在二十トン未満の漁船について基準法の運用をやっておられます労働省、その他関係省庁と十分相談いたしまして、その相談の結果に基づきましてできるだけ早く

い機会に前向きの方で検討させていただきたい、こういうことに考える次第でございます。

○大橋和孝君 問題はいろいろ各省にまたがってあると思ひます。それは承知いたした次第でありますけれども、特に趣旨が趣旨でありますので、こうした向きの人たちに早くそういう手が伸べられるということが非常に必要条件だと思います。これはまた労働省にも関係があると思います。ですから、労働省のほうも一緒にこの点について配慮をしてもらうて、すべて各省ともそういう方向に進んでもらわなければなりません。労働省も私もまだほかの点について伺いたかつたのであります。時間が関係ありますから、特に一括して申せば、趣旨はやはり海で働いている人のほうが条件が悪い、また、いろいろな条件からして、いままでそうしたたてまえでこの法律についてはいろいろ考慮されてきているわけですが、まだその問題点は、これをしてもらつたからいいというわけではなくて、先ほどからちよいちい私の感じた点はつまみ上げてお話をしているわけでありまして、力を含めて、先ほどから申し上げて大臣からもその決意を伺いましたが、特に根本的な改正のときにはこういう落ちこぼれないように各省とも十分な配慮をしてもらいたい。少なくとも陸上の人を上回るところの補償というものがされていかなければこれはいけない、こういうふうな考えをしておりますから、どうかひとつ各省ともそういう点を進めてもらいたいと思ひます。そういうことをお願いをして、私の質問を終わります。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め

ます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は

終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(山本伊三郎君) 御異議ないものと認め

ます。

それでは、これより採決に入ります。

船員保険法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本伊三郎君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○政府委員(澤美節夫君) ただいま御指摘のサリドマイド児の数の問題でございますが、厚生省といたしまして、昭和三十八年までの発生状況につきましては、東京大学の森山豊名教授に研究を御依頼いたしまして、森山先生の手元におきまして全国の医師あるいは助産婦からの報告の集計をしていただいたわけでございますが、お話のように、昭和三十三年から昭和三十八年までに九百三十六名の方がサリドマイド児といふことが、フオコメリーとして集計されております。このうち死産をされた方が三百五十八名でございますので、五百七十二名の方が、これは大体六一％に当たるわけでございますが、お生まれになつていらつしや

る。ただ、その後の状況によりまして、死亡された子どもさんもいらつしやいまして、現在――その当時の現在でございますが、生存者が百九十七名というふうなことが報告されておるわけでございます。

○藤原道子君 外国で見ますと、サリドマイド児は生まれた子どもの四分の三は生きてゐるわけですね。ところが、日本は二割にも満たないような状態なんです。それは、適切な保護がなされなかつたのか、どういふふうに見ておいでになるか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(澤美節夫君) 外国の例に比べますと、わが国におきまして生存の児童が少なないので、いかんという御質問でございます。私のほうでも、いま申し上げました調査はその生存者につきま

した調査でございます。どういふ理由で、あるいは適切な介護がなくてお亡くなりになつたかどうかという点の調査まで突きとめておりませんので、外国の例と比べましてわが国がどうかという点につきましては、まことに残念でございますが、明確なあるいは具体的なデータがないわけ

でございます。

○藤原道子君 私は、日本の厚生省は冷たいと思ふんです。今日生存しております子供たちが、もう学齢に達します。いままで閉じ込められた子供たちが、これから社会生活に出ていくわけなんです。

すね。ところが、これを通じていろいろなトラブルがあるんです。私は、これを聞くにつけても、自分自身胸の痛む責任感というものを抱いておられます。

御案内のように、これはドイツで最初発明されたお薬であります。ところが、ドイツで、三十六年の十一月に、人類遺伝学者のW・レンツ教授が、サリドマイドの被害の根拠を学界に発表しておられます。そして、「これをもし一カ月このまま禁止を猶予するならば、五〇人から一〇〇人の不具の子供が出生する。直ちにこれは回収すべきである」と、こういふふうに入道上の立場から強く主張された。そして、ドイツでは、旋風を巻き起こして、いろいろ協議した結果、一週間以内に全部回収し、製造禁止に踏み切ったわけなんです。そのときに、これは大きく報道されましたので、私は当委員会でも厚生省に迫ったのでございます。こういふふうなことが、ドイツでも禁止され、世界各国が回収に回っているときに、日本はそのまま野放しではいけないのじゃないか、直ちに回収すべきだと厚生省に迫りましたところが、当時の薬務局長は、当時の日本ではまだそれほど発生しておりません、と同時に、いろいろ検討中でございますからと、こういふ答弁があった。日本に発生してはいるとも、発明元のドイツでそれが奇形児が生まれているというので禁止、回収に踏み切っているんだから、生まれてからではおそいのじゃないか、直ちに厚生省はこれを回収すべきである、というところで私は要求いたしました。ところが、繰り返し答弁は、日本ではまだそれほど発生もしてはおりませんし、日本でも研究中だというふうなことで逃げてしまわれました。そのとき私はもつと追及すべきであった、いまでは自分の怠慢のような気がして、こういふ子供を見るにつけても心痛むものがあるのでございます。

そうして、ドイツでこれを禁止して十カ月後に、日本は、しかもそれは製薬会社の自主的判断によって回収するということになったんです。ところが、そのとき、厚生省の製薬課長は、「メーカー

が自主的に回収に踏み切ってくれ、敬服する」なんてことを言っている。私は、あまりにも製薬会社に弱い厚生省と、こう言わざるを得ないと思います。

しかも、ここで私が問題にしたいのは、ドイツの警告の十カ月後に回収に着手いたしましたのが、イソミンから胃腸薬のプロバンMというものが名前が変わって——それまで広告にイソミンの広告がうんと出ていたんです。イソミンは影をひそめまして、ところが、当時の新聞あるいはテレビを思い出していただければ、それと時を同じゅういたしましてプロバンMという名前で作庫一掃の販売強化が行なわれて、これは人殺し作戦と言わなくても、もうけのためならばこうした入道上のことまでも無視したやり方だと私は思う。こういふイソミンが名前が変わったというふうなことは、ちゃんと検査するのではないですか。どうなんですか、名前を変えて売ればそれが許されるのかどうか、それをきくようには明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) サリドマイド事件、いま御指摘のいわれるイソミンでございます。当時、藤原先生からいろいろ御説明がありましたように、製造中止なら回収の時期等について日本の場合は若干おくれたという御指摘があったわけでありました。いまお述べになりましたプロバンMというものは、これは胃腸薬でございます。当時、やはり同じようなことで、イソミン等が入っているというところで同様な措置をとつてあると、こういふふうに承知しており、現在この薬はございませ

ん。そういう事情でございます。○藤原道子君 現在あるはずがない。在庫一掃のために名前を変えて売ったんです。製薬会社は弱い厚生省と、世間一般がそう言っております。その証拠には、回収されたにもかかわらず、サリドマイドの子供が生まれたのは、三十三年に九十七人、三十四年に六十一人、三十五年に九十七人、三十六年に百五十三人です。ところが、三十七年には三百三十七人生まれている。三十八年に

なおかつ二百十二人生まれている。はつきり回収されたならば、まあ三十七年は当初に生まれたならやむを得ないということになりまして、三十八年になって二百十二人も生まれているというところはどうか、この間に解明したらしいか。外国では、ぐつとこの間になくなっている。ところが、日本は、むしろ回収された後においてサリドマイドの子供が多く生まれている。これは一体どういふわけでしょう、それをお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(坂元貞一郎君) 私ども、当時の調査によりまして、昭和三十八年までの数年間で、当時の厚生省から依頼を受けた学者グループの調査によりまして、八百名ぐらいの奇形児の発生があったということがわかったわけでありました。これの年次別の数字は、いま藤原先生もお述べになりましたが、大体さういふ数字になろうかと思ひますが、三十七年の九月に回収をいたしましたのでございしますが、おそらく若干の時間的なズレ等もあったかと思ひますが、いづれにしましても、三十八年ごろまでの奇形児発生は八百名ぐらいということが言われております。そのうち大部分のものは死亡しているという結果が出ておりますが、薬剤の服用の時期とそれから奇形の発現との関係、これはいろいろむずかしい学問的な問題があるように伺っておりますが、三十七年から三十八年ごろにこのような奇形児が生まれたから、それが薬剤の關係かどうかという点については、はつきりした断定ができる資料をわれわれ持つておりませんので、これはやはり諸外国等の調査の結果、あるいは現在進行しております裁判等の結果によつてそこからは学問的、科学的に究明しながら判断すべき性質のものであらうと、こういふようにわれわれは考えております。

○藤原道子君 日本では、九百三十六人が厚生省が確認した子供だけで生まれたんですね。これは、レンツ博士が「解明に要する一カ月の猶予は、五〇—一〇〇人の不具児出生を意味する」と言われているように、もしドイツが禁止し回収さ

れたときに厚生省がこれに踏み切っておりましたなら、サリドマイドの子供たちは半数以下で押えられたんです。私は、行政当局の適切な努力さえあったならば、いまの悲劇は相当少なくて済んだもの、それが残念でたまらないのです。こういふところは、厚生省、国の責任と言われてもやむを得ないところがあるのではないかと。外国ではさういふ子供が生まれたかわからないけれども、日本ではまだ検討中でございます。いま、あなたも、サリドマイドの結果かどうかはまだ云々という御答弁がございましたけれども、さういふことでは国民は安心していただけないやありませんか。それでもってばく大な——大日本製薬ですか、利益をあげている。こういふことは許しがた

いと思ひますので、今後は、製薬基準ですか、こういふものにはもっと責任を持ってやつてもらいたい。いまでもとくうわさがあるんです。私は強くこの点を要望したいのでございますが、ことに、自分がやらないでいて、「メーカーが自主的に回収に踏み切ってくれ、敬服する」と、十カ月後にやつと回収したんです。私はさういふことでは困ると思ひますが、大臣はどうですか。

○国務大臣(岡田直君) サリドマイドの問題については、いままでいろいろ問題があったし、それから非常に悲惨な状態で、かつまた、サリドマイドの奇形児の子供さん方は頭脳が優秀な方が多い。まことに悲惨でございますが、これはここまではつきり厚生省が反省をし、今後の問題を明確にしたいと考えてます。

というところは、第一は、これを契機にして薬というものの対する厚生省の基本的状態をはつきりしたい。薬というものを機械的に理論的に許可するということとはよくないのであつて、やはり理論的な上に動物実験、人体実験、臨床実験を経て、万全でないという場合にこれははじめて許可すべきものであつて、しかも、この薬が病気の治療であるとか生命を救うための万やむを得ない薬というなら別でありますけれども、鎮静剤でありますとか睡眠剤というものを許可したことについては厚生

省は非常に責任があると思います。

それから二番目には、ドイツで昭和三十六年にこういう奇形児が出るということが発表になったと同時に、おかしいと思つたら直ちに製造中止を命じて、そして販売中止を命じて、その上で実験をすべきであった。調べてみますと、そういう事実を知り、厚生省のほうでは大学に頼んで動物実験をやつておるようでございます。その間しばらく見送つておつた。そして、製造中止を命じておる。次に、販売中止をやつておる。この二つの手抜きがあつた。こういう問題は、率直に、製薬会社と、それからこれを許可し販売させた厚生省、及びこういう事件が起こつたあとの処置等についての厚生省の責任は私は痛感をしており、これに対する処置をしなければならぬと思います。

なお、また、今後の問題でこれは非常に大きな問題でございます。サリドマイド事件だけではなくて、薬に対する考え方がそのような考え方であるならば、今後新薬がどんどん出てまいりますから、これ以上問題がどんどん起きてくると思ひます。したがって、厚生省としては、許可する場合の慎重な態度、あるいは、理論的なあるいは依頼した学者の方の御意見が妥当であると言われても、何か事件があつた場合には直ちに生命に関することでありますから、製造中止なり販売中止を命じてからその上で検討するということに考えなければ、薬というものが、一般の薬ではなくて、人間の生命につながるものであるといふもつと深い精神的な愛情をもつて今後処置するといふことをここで深刻に厚生省並びに担当官は考えなければならぬ。

また、同時に、製薬会社についても、私どもはそういう方針で、こういう問題については裁判になつてそして法的に争うというふうな態度はよろしくない。ドイツあたりは、さつそく政府も処置をし、会社のほうも被害者と話し合いそれぞれ補償をやつていく。少なくとも製薬会社といふものは、生命につながる企業体でありますから、一般企業体ではありません。製薬の企業だけは厚生

大臣に企業の育成という責任を負わされておるの

は、そこにあると思ひます。したがって、そのような責任と同時に、製薬会社も、自分のところで出した薬にも間違いがあつたら、いかなる方法を講じて、それは万々慎重にやつたのであるが、間違いがあつたら私のほうでは責任を持ちますという、薬といふものに対して国民の信頼をつなぐ意味においても、製薬という特殊な企業の道徳という点から考えなければならぬ。

それで、まずこの際に第一に明確にしなければならぬことは、いままでずいぶん調べてみましたが、正直言つて、許可した場合、それからその後の措置について、あいまいな責任のつれづれのことばを言つておられますが、たとへば訴訟になつておりましたらとおりませんとも、政府と製薬会社がその責任をとつて今後の処置をそれぞれやるべきだ、この点をまず第一に明確にいたしておきたいと思ひます。

それから次は、サリドマイドの奇形児の方々に對する問題でございますが、御指摘のとおり、推計でございますが、ドイツに全部で生存しておられる方が大体六割でございます。日本では、いま御指摘のとおり、死産であるとかあるいは分娩後に亡くなられたということ、残つておられるのは二百名で、二割が生きておられるようなこととでございますが、このサリドマイド児に對する対策は、一般障害児に對する対策とは別個に、それぞれの経緯に關する問題からもう一べん振り返つてそれぞれ検討して、早急に關係製薬会社あるいはその他とも相談をして話を進めて、その上でこれと並行して対策を講じなければならぬと思ひます。この点を、この際、非常に手おくれでございますまして申しわけございませんが、過去の問題を率直に反省をして、ここに厚生省としてサリドマイド児及び今後の新薬に對する方針を明確にいたしておきます。

○藤原道子君 知能が、一般の子供と変わらない、むしろ優秀な子供がある。このあいだも私は施設へ行つてまいりましたけれども、ほんとうに

気の毒で、ことばでは表現できないものがある。一度大臣にもこの施設を御視察願つて、真剣に心あたたまつた対策を立てていただくことを強く要望しておきます。同時に、薬といふものは、人の命に關する問題でございます。ぜひその基準とか監督等については格段の態度で臨んでほしい。この前の委員会でも大橋委員が言われたけれども、はしかワクチンにしても、出てからではおそい。だから、よりよき方法があるならばそれをとるべきだと、こう主張いたしましたが大臣が、あやしいと思つたら直ちに中止して即座に検討したほうが正しいんだと。それとおります。それを励行するように私は強く要望いたします。

そこで、これから子供たちが学校に行く年齢になります。これに對してどういふふうな方針をお持ちでしょう。

○説明員(寒川英希君) サリドマイド児の発生状況から推定いたしますと、年齢に達した子供及び年齢に達する予定の者も含みまして、生存しているサリドマイド児は、三十九年度から四十五年度にわたりまして就学が予想される子供でございますが、百八十四名であらうといふふうに推定いたしております。これらの子供の障害の程度は、薬の服用時期によりまして種々様々でございます。たとえばフォメリーと称しまして、上腕骨全部欠損、それから上腕骨部分欠損、あるいは指欠損、あるいは耳の部分欠損といったような症状の子供でございます。ただ、幸いなことに、こういった子供たちのうち重度の奇形はごく数が少ないわけでございます。軽症の者がかなり多いわけでございます。私たちの立場をいたしまして、この子供たちの教育措置をいかにするか。これにつきましても、症状の程度、障害の程度、これをもちろん判断の基準にはいたしますが、やはり知能において障害がないといふふうな点も十分考慮をいたしまして、また、あるいは家庭の状況、あるいは個人の社会生活、子供の社会生活能力あるいは運動能力、そういった状況等を総合的に教育的な見地から十分に判断いたしまして、最

も子供にふさわしい教育の場、つまり、普通の小学校が適當であるか、あるいは肢体不自由の養護学校が適當であるかといふようなことを慎重に判断をいたしまして手厚い配慮をとるよう学校等に對しまして十分指導をいたしてまいつておるわけでございます。手足が不自由であるといふふうなことから、肢体不自由の養護学校であるとか、あるいは肢体不自由の施設であるとか、そういったように、一律に機械的にきめがたい。やはり子供のいろいろな全人的な立場からの判断をいたしまして、それに最もふさわしい場といふものを考へていくように指導いたしておるわけでございます。

○藤原道子君 ところが、このあいだ新聞でいふん騒がれましたけれども、熊本の子供ちゃんですか、あの子供の入学までに至る経過ですね、涙なしには聞かれないですね。あそこへ行つたらいい、ここへ行つたらいい。それで、療養学園に行けと言われて療養学園に行つたら、重度過ぎるからだめだ。重度といつても、その子供はこういう絵もつぱに足でかくんです。それで知能指数は一三〇、非常にすぐれているにもかかわらず、だめだ。次の養護学校に行つたら、ここでは、とんでもない、先約がつかえておりますから、とてもお入れするわけにはいきませんと断られる。学校ではいろいろトラブルがございまして、教育委員会の判断、校長の判断、いろいろもめました結果が、ようやく小学校に入学できました。そのときの親の喜び、子の喜びというのは、はたで見ても何とも言えない感じにうたれたといふことを御近所の方からお手紙でいただいたおられます。

これから学齢期に入るわけでございますから、どの程度でどういふことはお考えになつていただいて、その子供の家庭の事情あるいは性格的な問題等々でいろいろ個人差はございまいしょうけれども、学校に入りたいといふ子供、養護学校でもいいです、それに入りたいといふ子供が、サリドマイド児なるがゆえに拒否される、こういうこ

とは私は許せないと思う。いま典子ちゃんは学校に支障なく行っておるようでございますが、何でもできるけれども、ただ、パンツの上げ下げができませんというだけなんです。これはお母さんなりあるいは近所の奥さんたちが交代でついでにいてくれる、こういうことでやると許可になったようでございますけれども、やはり人間はもとと尊重されなければならぬ、こう思います。ことに、手が欠損してあります、その子が将来どういう人間になるかというところはわれわれにはわからぬわけでありまして、すべての子供がひとしく教育が受けられる、これを文部省では真剣に考えて——重度の者という、いろいろございまして、手がなければもう重度になるのじゃないですか。そういうことで、ひとつお考えをお願いしたい。それについて、厚生省と文部省との相談は行なわれておるのですか、どうなんですか。

○政府委員(澤美節夫君) 私どももいたしまして、こういつたフォコモリー症の子供たちにつきまして、御承知のように、一般の病院の整形外科等にもお通いになる場合もございまして、あるいは、厚生省におきまして肢体不自由施設の中におきましていろいろと機能訓練を行なうということもやっております、私どもの調査におきましては、肢体不自由施設におきまして訓練を受けて相応の効果もたらされたという子供さんが三十人以上になっております。また、外科的な手術につきましても、最初は上腕骨の成形手術等がいろいろではないかというふうなことも言われたのですが、最近におきましてはむしろ義手を装着いたしましたんだんとその訓練をするという方向のほうが一般的になっております。そういうふうな関係で、肢体不自由施設におきましても、当然中には養護学校あるいは特殊学校等もございまして、そういうふうな意味で、文部省ともよく連絡することともに、地域におきましても教育委員会と都道府県のこういった担当の部局等ともよく連絡をいたしまして、今後ともその間のパトナッチといひますか提携を円滑にやるように進めてま

いりたい、かように思っております。○藤原道子君 児童福祉法によりまして、子供はもつと国家社会から愛護されなければならぬと。きょうは、私、身障児の問題も御質問する予定でしたが、時間の関係で次回に譲りますけれども、これらの学齢児童が他の一般児童に伍して学校生活を送るよう援助してやる責任は国にございまして、これははっきりお約束しておきたいと思ふのです。それから民事上あるいは司法上の責任があるなしにかかわらず配慮しなければならぬ問題であるということ、こういう立場からこの子供たちの身体上のハンディキャップを何とか埋めて、少しでも心あたたまる対策をぜひお願いしておきたいと思ひます。

児童福祉法によれば、育成医療を行ない、また、義肢を与えることができることになっております。それで、百八十四名のサリドマイド児のうち何人に対してどのような援助が行なわれておるか、また、何人が義手によって身体的機能の補充を現に行なっておるか、これについて御質問いたしたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) いまの御質問についてはあとで事務局からお答えをいたしますが、教育その他の問題でございまして、私どもとしては、身体障害児——サリドマイド児を含むという方は、特殊に知能が低いとか、あるいは本人が出たがるのはいやだとかいう場合には別でございまして、社会と切り離さないことが一番大事であると考えています。したがって、こういう不幸な人々に、国で手術をするなり、あるいは義肢を与えるなり、この点についても留意いたしたいと思ひますが、できるだけ本人みずから自分の力でほかの一般の人と同じようにやりたいということに重点を置きたいと思ひますので、なるべく一般の学校に収容してもらいたい。本人ができない者、あるいは他が迷惑する者、こういう者だけ養護学校のほうで万やむを得ない者をやる。こうやって身体障害児がおとなになるにつれて、明るく、しかも

人には負けぬという自信を持ってやれるように、文部省とも相談してやりたいと思ひます。なお、また、特に薬の問題は、念を押すようでございますが、十分考えておりますので、ただいままで避妊薬を許可しなかったことは非常によかったと思つておりますし、それからまた、つい最近バラチフスのワクチンについて問題が起こっておりますから、これは法律で国民全部にやれというところは書いておりますが、国会でもおしかりを受けたいと思ひますので行政指導でとにかく遠慮するようにということで、その方向へ向かつて指導を進めていきたいと考えております。

○政府委員(澤美節夫君) 御指摘の、どのくらいのが児童福祉法による育成医療の対象になったか、あるいは児童福祉法によりましてところの義手の交付を受けたか、こういうことでございまして、先生御承知のように、フォコモリー症の中にも、重度、あるいは比較的軽度、中度というふうなございまして、児童福祉法によりまして育成医療を受けた方々は非常に数は少ないのでございまして、と申しますのは、実は昭和三十八年にこのフォコモリー症の治療に関する研究を学界の方にお願いをいたしまして、先ほど申し上げましたように上腕骨の成形手術がいろいろないかというふうなこともそれまで言われておったのでございまして、いまの研究によりまして成形手術よりはむしろ義手装着によつて機能訓練をしたほうがよいというふうな一般的な結論が出てまいりました。そういうふうなことで、児童福祉法によりましてところの育成医療、つまり手術を行なつた数はほんの数例にとどまりまして、大部分は義手の装着でございまして、この義手の装着につきましても、御承知のように、重症の者につきまして三十から五十ぐらい児童福祉法によりまして給付を受けております。

○政府委員(澤美節夫君) これは子供さんの使用、しかも上腕骨が全然ないというふうな子供さんのもいらいするわけでございまして、私のほうでいろいろと研究はしておりますけれども、特に関節部に当たる点につきましては、実は國産ではほとんど用いられておりません。逆を申し上げますれば、関節部分につきましては輸入する以外にないわけでございます、そのほかの部分につきましてはわが国でつくれる。そういう問題点がございまして、今後この義手関係の研究の大きな課題になつておるといふふうに考えられます。

○藤原道子君 聞くところによると、徳島大学の野島助教授が電気で動く義手を開発した、六月ごろから量産化にはいれるというのを聞いておりますが、これはどういふ欠陥があるか、子供でも使ひこなせる重量であるか、一体どういふことでございましてか。

○政府委員(澤美節夫君) 徳島大学の野島助教授によりまして義手等につきましても研究をされておりますことは、御指摘のとおりでございまして、現在のところ、一般にこれを実用化することにつきましては、機能の問題につきましても、あるいは金額、経費の問題につきましてもまだ多少問題がございまして、なおもうしばらく時間が要るんじゃないか、かように考えられます。

○藤原道子君 西ドイツでは、石炭ガスを動力源

になるといふ場合もございまして、現在までのところ六万円ばかりの義手を装着しておるといふ例もございまして。

にして義手ができている。そうして、国の責任で三千人に及ぶザリドマイド児にこれを貸し与えていくというところでございます。日本でそれを取り寄せるとなると、四十万円から五十万円ぐらいかかるということも伺っているのです。そこで、親の負担では不可能だといわれておりますが、そのドイツで使っておる石炭ガスを動力源にした義手というのについて何かお考えがございしますか。

○政府委員(澤美節夫君) いま御指摘の石炭ガスによるものにはいたしません、あるいはメデイカル・エレクトロニクスによるものにはいたしません、ドイツ等におきましていろいろ研究されております。そういったことにつきましても、やはり同じ徳島大学の野島助教授のところにおいで研究していただいているところでございますが、ただいま申し上げましたメデイカル・エレクトロニクスによりましてこの義肢と同じように、まだもう少し研究の余地があるというふうに私は聞いております。

○藤原道子君 ドイツでは、社会保障の非常に進んでおる国でございますが、子供に対する愛情はほんとうにうらやましいくらいだと私も観察に行つたとき考えました。ザリドマイドの子供たちがハンディに負けないで、看護婦さんが付き添いでスキーを楽しんでいる。こういうスキーをやる場所まで看護婦さんが付き添いでみているのがドイツの現状なんです。ところが、日本では百八十四名の子供に対して義手を貸し与えているのが四十か五十ぐらいだ。しかも、それも十分なものではない。これをそのまま放置しているところに私は文句があるんです。もつと真剣に考えてもらいたい。ドイツで三千人からの子供にガスをあれにしたのを使っているというならば、それぞれの子供たちの使用がどういう状態だろうか、はたしてそれで子供たちが助けられているか、それを使用しこなしておるかどうかいけないのか、これは知っているでしょうね。どうなんですか。

○政府委員(澤美節夫君) お話のように、MEによるものにつきましては、そのほかの動力を用いたものにつきましては、現在のところ、徳島大学におきましていろいろと研究をしておるわけでございします。その研究の成果によりまして、これが普及することができるといふことになれば、これにつきましても新しくまた児童福祉法等によりまして十分な給付の対象にするということも当然これは考えなくちゃならない、かように考えております。

○藤原道子君 私はそれを聞いていたのじゃないんです。ドイツで三千人からの子供に石炭ガスを原動力としてできた義手を貸し与えていると、国がね、こういうことで、それがスムーズにいっているのか、はたしてそれが使用上どういう欠陥があらわれておるかというのことは調べてあるでしょうねと、こう言つた。野島さんのことばかり聞いているのじゃない。

○政府委員(澤美節夫君) ドイツにおきまして「デイスメリー」の「リハビリテーション」という文献もございまして、私ももつとめてこれを読んでおるわけでございします。したがって、野島助教授だけではないで、特に京都大学等におきましても、いま全国の整形外科の先生方がチームワークを持ちましていろいろつたフォメリー症のリハビリテーションにつきまして各国の文献を全部入手いたしましたというところと研究をしておることは当然でございます。したがって、こゝろに研究の成果を早くわが国にも適用できるようにしたいと思つておるわけなんです。

○藤原道子君 そこで、大臣にお伺いしておきたいと思ひますが、結局このドイツのいま申し上げたのは、たいへんいいもので、軽いんだそうです。そして、国が貸し与えておる。そこで、日本で四十万、五十万の金を父兄が負担するということは不可能でございます。あの子供をかかえてきょうまで育ててきた親の苦勞を思ふときに、この経済的なものくらいは国でみてやるべきだと思ふ。ことに、児童福祉法にも規定があるわけでございします。そこで、百八十四人の全員に対してこれを国

が貸し与えるといつたとしても九千八百万円です。けれども、これを適当でない子供もいるわけですから、百八十四人全員ということにはいけません。全員にしても九千八百万円の予算があれば可能なんです。もしこれを検討してこれがいいというところになつたら——この前、ドイツがいけないといつて禁止したとき、日本はごたごたした。したがって、これがいいならば、この親子に対して、特に子供の福祉に対して当然国がのこのことをしてやつてもいいじゃないかと思ひます。大臣のお考えを伺いたい。

○国務大臣(園田直君) 先ほど申し上げましたような観点から、直ちに薬務局長と児童局長の両者に検討を命じましたので、ドイツから輸入したほうが早い、あるいは野島助教授に助成金を出してお願ひをしていくほうが早くなるか、いずれにいたしまして、必ず御趣旨に沿つて予算的措置をしたいと思ひます。

○藤原道子君 私は、何もドイツのそれをせひやれと言つてわけじゃないんです。よりよいものならば、そして野島助教授がやるにしても相当な予算がかかると思ふのです。製作費に。したがって、これはあくまでも国の責任で——国でも本来責任があるんです。こんな子が生まれたのは、ということになれば、国の責任で少しでもその子たちの苦痛をやわらげてやり、親御さんたちに少しはほつとした気持ちを与えてあげたいと思ふのです。

私は、このあいだ行つてみましたが、足で御飯を食べておりました。足にスプーンをはさんで実に上手に食べるんです。足にエンピツをはさんで絵をかく、字をかく。その子が、「ぼくはママが悪いんじゃない。ママは恨まない。薬が悪いんだ」と言つておるのです。「ママ、ぼくはこんな絵がかけたよ」と、ほんとに私たちの孫なんかよりよはるかに上手な絵を足でかいてる。私はこゝろに子供に少しでも喜びを与えてあげたい。親の精神的な苦痛は死ぬまでなおらせんけれども、経済的にさらに追い打ちをかけるようないま

の状態は一日も早く解消してあげたい。こういう願ひで一ぱいなので、私はそのことを心から訴へまして、最初にあのとき私はもつと強く繰り返し委員会でもやればよかったといふ自分の良心が痛んでおるわけなんです。したがって、きょうは法案審議がございしますのにお時間をいただきましてこのことを特に申し上げまして、一人でも見放されることがないように、人間として尊重されるようにといふことを繰り返し訴へまして、文部省に行けるような方法を——でも、どうしても子供の気持ちに弱くて養護学校でなければだめだといふ子供は、それは養護学校でいければだめだ、できるだけ義務教育で普通学校で教育してやるようにしてほしい。こういうことはお互いの責任だと思ひますので、強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 答弁は要求されませんでした。が、あらためて申し上げておきます。国の責任でもありますが、同時に、先ほど申し上げましたとおり、両親並びに本人に対する謝罪の意味においても、早急に確実な予算的措置をしてこれの解決に尽くすことを申し上げておきます。

○中沢伊登子君 一つだけ関連して。いま藤原先生の質問をいろいろ伺つていたわけですが、けれども、このあいだ私のところに一つこういう問題が持ち込まれました。つわりになつた人——いま厚生大臣が避妊薬を使わなくてよかつた、こゝろにうぶに言つていらしたんですが、あまりひどいつわりなものですから、お医者さんに飛んで行く。そうすると、ビタミンKを下さる。ビタミンKを飲むとつわりがだいぶおさまるそうです。しかし、そのビタミンKをあんまり飲んでおりました、骨のぐにやぐにやの子供ができる、こゝろに話を私は聞きました。そういうことがほんとにあるのかどうか。もしあるとすれば、藤原先生が、先ほどから、あのときにもつと自分は訴へればよかったと、こゝろにうぶなことを再三言われた

ものですから、もしもこういうことがほんとうであれば、私もいまこれを見放しにするわけにいかないで、関連質問に立たしていただいたわけですが、私もいろいろふびんな子供を見るにつけて涙なしには見られないので、こういう点は十分調査をして手を尽くしていただきたい、このように思っています。

○政府委員(坂元貞一郎君) 妊娠中の薬剤使用の問題でございます。確かに、妊娠中、つわり等の関係で痛みどめの薬剤を服用するという例が過去習慣的にあるわけであり、私も私もとしましては、妊娠中のそういう鎮静なり鎮痛等の薬剤の服用をできる限り厳禁していく、こういう方向で従来から指導をして、一般のそういう妊娠中の妊婦等にも指導をしているわけであり、これは、各個人の自覚の問題としまして、大事な点でございますし、また、われわれ役所のほうからも当然そういうような指導をしているわけであり、そこ、基本的な例として、ただいまピタミンKのお話を御指摘になりましたが、私も私も、ピタミンKの一部のものについて若干そういうようなことが言われておりますので、従来からピタミンKを妊娠中に服用するというのを禁止をいたしてきております。そして、薬の効能書に妊娠中の方は服用を差し控えてほしいということを注意書き等に厳正に書かせて指導をしており、今後はもうそういう指導は十分徹底して、末端のほうにまでよく趣旨が徹底するように行政指導を強化してまいりたい、かように考えております。片一方、また、薬局等の小売店でそういう妊娠中の方に薬を売るときも、妊娠中の方はできる限り薬等を服用しないようにという指導も薬局等を通じてやっておりますが、いろいろな手を講じまして妊娠中の方にできる限り痛みどめ等のための薬剤の服用を差し控えてもらいうような方を従来からやっておりますが、さらにこの方策はいろいろな手を講じまして十分徹底をいたしたい、かように考えております。

○委員長(山本伊三郎君) サリドマイド児の問題

に關する件の質疑は、本日はこの程度にとどめておきます。

午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時四十一分開会

○委員長(山本伊三郎君) 休憩前に引き続き、社会労働委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、横山フク君が委員を辞任され、その補欠として林屋亀次郎君が選任されました。

○委員長(山本伊三郎君) 医師法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○大橋和孝君 医師法の今度の改正につきまして、いろいろ伺ってみたいことがたくさんあるわけであり、まず、その一部分として、いままでのインスタン制度が長く行なわれた間に、いろいろ改良すべき点があった。そういう観点から、一体、このインスタン制度をやつてどこにプラスの点があつて、どこにマイナスの点があつたかという点を相当ここで明確にしておいてから、医師法の改正点を考えてみる必要がある。そういう観点から考えると、どこに問題点があつて、どこをより注意することによつてどうなつていくのだということに話が進むわけだと思つたのでありますが、このあいだからお話を承つておつたのですが、まだそこそこで時間的な関係もあつて十分な話を聞いていないわけなんです。

そういう観点で申しまして、いままで行なわれているインスタン制度というものは、いろいろ外国のほうのものについて初めはスタートされておつたのじゃないか。特にアメリカのシステムについてこれが導入されてきた過程があるだろうと思ひますが、その後の外国の例との比較なんかも

しておく必要があるのじゃないか、こういうふう

に考えるわけであり、アメリカのものを輸入してやつたと考えてみて、アメリカと日本とでどういうところで開きがあつて、アメリカではかなりうまくいっている。しかし、いろいろものを調べてみますと、現在、アメリカの州の中で、もうそういうことはい

けないからやめようといつてやめている州もだいぶあるわけ、それからまた、年限の問題について改良していつているところもある。一般的にいうならば、欧州の先進国であつても、もう前からやつていないところもあるし、ドイツあたりでも切り縮めていこうという形になつておるよう

に、ことに二年のやつを一年にしようとか、いろいろそういうことがあるようであります。米國にしまして、一九六六年ですか、市民委員会ではインスタンというものは廃止しようという勧告を出して、一九七〇年をめどにしてやめようとい

うような勧告が出ておるやに聞いておる。また、一九六七年のころから六八年に至つて、ノースウエスタン大学、ボストン大学などは、もうすぐハイスクールで医学コースに入つていつて、インスタンというものはやめてしまふ、こういうふうな傾向になつておるようです。

それからまた、医学全体からいつても、医学の教育の中には、徒弟制度といふもの、そう言うのはちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、比較的封建的なものがある。世界各國では、これに對して何とか改良しようという方向で進んでい

るわけであり、そういう点からならみ合せてみて、卒業前の医学部の教育と、卒業後の医学部の教育といふことで、いろいろその間に問題があるわけであり、こういう点をいろいろ考へてみて、アメリカの状態を見ましても、アメリカはもうだいたい何州かといふ、インスタン

を廃止して、インスタン制度をやつていないところ、がたくなつておるわけ、また、フランスのほうでも、フランスは一年くらいたつたぶん学校の中が長いはずですが、あとからのそういうインスタン

制をやつていない。これは、ソ連でも、チェコでも、あるいはスウェーデン、あるいはハンガリー、そういうようなところをずっと見ましても、ないわけ、いろいろな点からいつて、私は、いまインスタン制度の問題というものは世界的にいって廃止するといふ機運もかなり出ているのじゃないかというふうに考へます。

そういうところから考へてみて、今度は日本でも考へて、日本でインスタンというものをやつてきて二十何年間、もうどうにもならぬとい

う状態になつてきている過去を考へてみると、二十七、八年ですか、あのころにもインスタンの問題を議論されたことがある。あのころには、インスタンというものは廃止しようといふことにならな

くて、いまのインスタンのやり方では悪いのじゃないか、これを何らか改良しようじゃないかといふ運動が起つたように聞いています。それが何と

かそのまゝになつて、三十七、八年ころになつて、私は何かのものと見ましたが、アンケートな

んかとしてみると、インスタンを廃止すべきだといふ意向が三八%、それで六〇%は廃止はしないほうがいいかもしれぬが、内容だけは変えな

きやいかん、インスタン制度といふものは大きく改革をしなければいけないといふことが言われて

おつたのですが、そういう経過をたどつて今度の三十九年から四十年ころになつてきてから急に

これになつてきた。ずつと経過を見ていくと、学生運動の中にも、いままでは去勢されたような状態で申しつけられ

たような形が、ようやくそれに耐えられなくなつて、あまりにもそういうことに對してじつとして

いられない、やり方の悪さからそういう反発が出てきたんじゃないかと思ひます。そういうことをずっと経過を考へてみますと、いままでの二十何年間にこつた問題をかかえておる文部省なり厚生省がやつてこられたことを一

思ひのですが、そういうことの問題を、文部省は、文部省で、それからまた厚生省は厚生省で、いまの時点でどれくらい把握しておられるかということが、この改正にもあらわれてくるだろうし、今後の医学教育というものに対して考えの大きな支点になるのではないか。ただ単にその場当たりの状態で改革をされるということは非常に問題じゃないかと思うのです。私は、初めから、総合的な考え方としては、今度の医師法の改正というものはつまみ取りで、いいところだけをやつていこうということ、ほんとうに根本の問題を考へていない、そこに大きな一つの問題が起つているのじゃないかと、根本的にはそう思ひ込んですね。そういう観点から、一体、いままでのインターン制度をやつてきた責任者であるところの厚生省及び文部省ではどう把握しているか、この点を少し明確に功罪をへんお示し願ひたい、こういうふうに思ひわけです。これをやつぱりやつてしまふおかないと、あとの議論がどうもぼけてしまふし、あるいはまた、考へ方もぼけてしまつて、結局はこのような法案になつて出てくるのではないかと、こういうふうに思ひわけです。

○政府委員(若松栄一君) わが国に実施されましたインターン制度というものの歴史的な経過の中にどのような功罪があったかということを主眼にいたしまして、諸外国の例等を勘案しながら御質問があったわけでございますが、最初に、諸外国におけるインターン制度というものの、これは実は非常にいろいろございまして、一樣にインターン制度ということばで言いあらわしていいかどうかということとは疑問がございます。そういう意味では、日本のインターン制度ということばが一番似合いますのはアメリカの場合だと思います。先ほど例に出しましたフランスのような場合に至ってはまさに全く違った形で、ことばはインターンということばこそありますけれども、内容においては全く違ったものでございます。そういう意味で、諸外国のものを一々比較するというのはかなり困難があると思います。

主として日本のインスタン制度が範をとりましたアメリカという点で考えてみますと、なるほどアメリカにもインスタン制をとっている州はない州がございますし、そのやり方もまちまちであらうと思います。そういう意味で、これまた一様にアメリカのインスタンはこちらだと言ふこともかななり疑問があるかと思ひます。それにもまして問題になりますのは、インスタン制度を育てようとする医育機関並びに医療機関のあり方がアメリカと日本では非常に違つていたということが、結局、日本におけるものとアメリカにおけるものとの分かれ道でなかつたかと思ひます。その端的な例といたしまして、日本でインスタンの修練が最も多く行なわれました大学病院等におきまして、インスタン制を受け入れる素地が全く——全く——全くなすか、非常に手薄であつたということは、結局、日本の大学の附属病院におきましては、インスタン以前にいわゆる無給医局員あるいは研究生というよりな方々が非常に膨大な層として存在いたしましたして、これが実質的に各講座における研究を担当し、あるいは医療を担当し、また研修も行なつてゐる。そこに、日本の場合、さらにかぶさつていゝゆる実地修練の修練生が入つてきたわけでありまして、ある意味では大学においてもかなりやつかい者扱いにされ、これを十分にめんどろを見、活用していこうというような体制ができていゝなかつた。これに對して、アメリカ等の病院においては、これも御承知のように、大学というもののは初めから附属病院を持たないのがむしろ原則であつて、後に附属病院ができるようになりましてけれども、附属病院というのは原則としてむしろ持たないのがならわしであつたわけでありまして、したがつて、インスタン生は一般のいゝゆる教育病院にどんとん出いてつてそこで十分な受け入れ体制のもとで修練をした、こういふ点が一番大きな差であつたろふと思ひます。そういう意味で、日本においては受け入れ体制といふものがまづかつたけれども、アメリカにおいては、むしろこれを育てる土壌があつたわけでありまして。

それにもかかわらず、アメリカにおいてさえ最近インターン問題が非常に批判を浴びるようになってきた。これは、先ほどお話の中に出来ましたように、医学教育というものが非常に長くかかる。一般の各科に比べて長くかかる。したがって、欲ばって十分に医学教育というものをアンダーグラジュエートでやろうとすると非常に無理がある。むしろアンダーグラジュエートはある程度切り詰めても、ポストグラジュエートでしっかりやるべきだという考え方がかなり根強く高まつてきておりますし、また、インターンとレジデントというものも、これもある意味では重複したもので、制度的には必ずしも十分に結びつかない。むしろアンダーグラジュエートを短くし、そしてポストグラジュエートに重点を置き、しかもインターンとレジデントを一緒にした形で新しい形でやっていくという方向に向いているように私どもも見ております。そういう意味で、アメリカのうちに比較的インターンを持てる土壌の肥沃なところにおいてさえそういう状態でございますのに、日本においてははその土壌が非常にやせていた。さらに、しかも、情勢の変化というものが起こつてきて、一そうこれが不適合性が顕著にかつ迅速にあらわれてきたということであらうかと思ひます。特に具体的な面としては、医師の身分の不安定、あるいは医師でもない学生でもないというようなぬえ的な資格というようなものがさらにそれに拍車をかけたことは申すまでもありません。基本的にはやはりそういうような日本の土壌というものがこれに合わないということが一、二番大きなマイナスの起こる原因ではなかったかと思ひます。

そういう意味で、非常に大きなプラスというよりなものは、初期においては従来の研修制度というものを一応何か形をつけたというような利点はあったかも知りませんが、後半においてはそういう利点さえも薄れてきたということではないかと存じております。

しては、ブラスの面、マイナスの面、いろいろとあったと思いますが、どちらかと申しますと、ただいまの医務局長の御説明の中にもございましたけれども、はるかにマイナスの面のはうが大きかったというのが関係者のいわば一致した意見ではなかったかと考えておるわけでございます。その原因を考えてみますと、いろいろございますけれども、およそ二つあったと考えております。一つは、何といひましても指導体制が不十分であつたという点ではなからうかと思ひます。大学附属病院は、いわばその他のインスタン病院に比べまして比較的指導体制が整つてゐるはずでありますけれども、それにしても大学附属病院においてすらもインスタンに対する指導体制は決して適格なものではなかつた、あるいは整備されておらなかつたといふことは、率直に申しまして認めざるを得ないかと思ひます。

もう一つは、インターンに対する処遇と申しま
すか、ことに経済的な裏打ちと申しますか、そう
いう面におきましてはなほだしく欠けておつたとい
うことも、これまた否定できないところではな
かつたかと思ひます。

要するに、こういうような理由によりまして、
インターン制度の趣旨はともかくといたしましたし
て、結果といたしましてはマイナスの面のほうが
はるかに大きかつたといふことでございまして、
この点につきましては医学教育内外の関係者の
方々の批判が集中したと私どもも考えているわけ
でございいます。ことに、一昨年から昨年にわた
りまして一カ年に及び医卒懇におきまして専門
家の方々が十分に御審議されたわけにございま
すけれども、その結果は、いろいろと評価した
あげく、すみやかにインターン制度を廃止すべ
きであるという結論に到達されましたわけに
ございまして、こういう方針を踏まえまして、厚
生省とも十分御相談いたしまして、私ども文部
省におきましてこの制度はすみやかに廃止す
べきであるという結論になつたわけにございま
す。

あるいは判断ということを簡単に申し上げた次第でございます。

○大橋和孝君　そういふふうにしてインターンに對して功罪を見ると、功よりも罪のほうが大きかつたということを認めて今度の改正になつた、それはそれでよろうと思ひますが、その反省の中で、指導体制がいま両方ともおつしやつてゐるが不十分である。これは今度の改正のときに、じゃ指導体制といふものは、ある程度予想した見込みを立てられたのかどうか。あるいはまた、もう一つは、そういう人たちの待遇といふもの、あるいはまた処遇といふものが十分でなかつた。特に、また、その中でも、勉強する場所が受け入れがうまくいってゐなかつた、こういうことがあげられてゐるわけですが、いまの改正の時点において、ほほこいうふうにするといふふうに認められて改正するのか。いままでの衆議院の中で討論された点から考えまして、もう、その肝心なことをほつたらかされて、二年にするだの、あるいはまた登録をするだの、いろいろ修正もされてまいりまして報告をするだのといふような案を出してやられてゐるのは、そういうこと、インターン制度の中でしなければならなくて、そういうやめてしまふなければならぬという状態になつてきてゐるということであれば、その問題点はどういふふうに把握しておられるのか。いままでの論議の中ではあまりそういふものが明確に出されてゐないといふふうに考へてゐるのですが、その点はどうか。

○政府委員(若松栄一君)　指導体制の充実といふことにつきましては、従来も若干指導医に対する謝金といふような形で指導体制を整備するといふことにつとめてまいつたわけでございますが、最近数カ年、軽微ではございましたけれども、指導医の謝金等も増額してまいりました。本年度においては、御承知のように、総額で約八億四千万程度の経費がこの新しい制度を運営するために計上されておりますが、この中で、指導医

の充実といふことで、教育病院その他国立病院等、そういう一般病院につきましては、研修生五人につき指導医一人という割合で非常勤職員といふような形で指導医を充実することができるといふ体制を組んでゐるわけでございますが、そのほかに、研修生並びに指導するための諸雑費といひますか、いわゆる片費的な費用を一人当たり七万円計上するといふことで、従前に比べまして指導医はつきり五人に一人といふ形で整備されたわけでございますが、この点、文部省におかれましては昨年と今年にわたつて指導医の充実をはかつてきたわけで、それは文部省から御説明があると思ひます。

○説明員(吉田寿雄君)　国立大学の附属病院について申し上げますと、国立大学の附属病院の場合、診療科でございまして、これは御承知のとおり医学部の臨床講座と表裏一体の關係をなしております。教育研究及び診療医として一診療科当たり教授以下数人あるいは十数人の教官が配置されてゐるわけでございますが、指導教官は相當に整備されてゐると考へておりますけれども、なおかつ、いわゆる無給医局員を含めまして医学部卒業後の臨床研修を行なう医師に対する教育指導体制は必ずしも十分とは言へない、こういう状況にあるわけでございます。

こういう事情を踏まえまして、四十二年度昨年度に病院教官——これは講師でございましてけれども、百名を増員し、さらに引き続き今年度も病院教官——講師でございまして、百名を増員して、新しい制度が発足した場合に十分臨床研修医に対する指導が行なえるといふことのために備へたわけでございますが、文部省としては今後ともこれらの指導要員の整備充実について努力を続けていきたい、このように考へております。

なお、単に指導要員が在るだけでは不十分でございますまして、やはりカリキュラムに基づいて、また、どのような指導方法によつて臨床研修の効果をおよぼすかといふことが非常に重要な課題でございますが、これにつきましては、関係各大学にお

いても御検討いただいておりますし、また、たゞいま文部省の審議会の中に医学専門委員会というものがございまして、そこで関係の委員の方々に鋭意御検討をお願いしてゐるところでございます。

そういうことで、その結論を待つて、指導要員を整備すると同時に、また、カリキュラムあるいは教育の指導方法、こういう面からも一そう効果があがるように努力してまいりたい、このように考へてゐる次第でございます。

○大橋和孝君　答弁を聞いてゐると、いかげんにまやかして言つてゐるだけで、ぼくが言つてゐる趣旨に沿ふわけでは、やつてみますやつてみますと言つて、じゃ大学のほうに聞きますけれども、いままでのインターン制度といふものは、一年間ほんとうに習熟をして力を上げることにやつて今度是国家試験を受けさせようといふことになるわけですから、やはり臨床実習を十分やらせなかつたところ、いま、去年は百名ふやして、また今度百名ふやして、体制をつくつていきまふと言つてゐますけれども、現実にあなた見たことがありませんか。大学でもその人たちはやつてゐないんですよ。無給医局員の二年か三年上の人が指導に当たつてゐるだけです。ほんとうの講師が何をやりましたか。そういうことを十分把握せず

にそのまますつと行つてしまふから、今度の改正案にも根本の問題がえぐられてゐないのだという、そういうことを指摘して、十分一ぺん考へてほしいと思ふわけです。大学のほうで考へてみて、大学病院はいいほうなんです。あなたがおつしやるとおり、大学病院は、ほかの病院に比べましたら、実習やら勉強にはいいぐあひにできてゐる。ところが、一体、何をいままで行なわれてきたかといふと、私の子供もいま行つてゐるわけですが、で私も様子を見ておりますけれども、それは實際若い人たちが教つてゐるのは、講師が直接、あるいはまた助教なり教授が指導してゐる面がありますか。全然やらず、無給医局員が三年か四年

人がすぐ指導に当たつてゐるわけです。

そうして、また、あなた方医務局のほうに聞きたいのですけれども、これらの人は免状も持つていないんですよ。だから、これは医者じゃない人ですよ。ところが、医者でない者は全然第一線に加わらしていませんと言つておられますけれども、こんな人たちが治療に参画してゐるんですよ。そういうようなことは一つの勉強になりますし、ちゃんとしておつて指導すればいいと思ふのですけれども、その指導する人たちが、いまおつしやつてゐるような責任のある人じゃなくて、少し古い人で、しかも無給の人が教へてゐる。それが野放しにされておつて、自分が努力して勉強しようと思ふような者は勉強してゐるけれども、アルバイトに行つて勉強しないで、それで済んでゐる。そういうルーズなことがいままで行なわれておつたわけです。

それからもう一つここでよく考へ方を聞いておきたいと思ふのは、これはたてまえとして全然勉強ができてゐないものを一年間勉強させて、そしてベッドサイド・ティーチングなりあるいはまたスモールグループ・ティーチングなりグループ診療なりをやらしてゐる、そういう、臨床の實際の場を研修させようといふのが目的で、それを研修した人が一年間でもつて習得した時点で試験を受けさせるんだ、こういうような形であります。だからして、これは効果をあげるべくやられてゐないといふ点はきびしくここで反省をしてもらわなければ、また同じことが繰り返されて、その延長だけになつていくわけです。私は、いまのような答弁を聞いておると、そのままでこの間されていくのならば、また同じことが繰り返されてゐるんです。だからして、悪かつたといふ点はもつと明確にして、指導体制なら指導体制はどういふふうにしていくのか、あるいは身分保障なり、処遇に對してはどうするといふものが確立されなければだめだと思ふんです。

先ほど申したように、いままでのいわゆる医学研修というものは、ほんとうに足りないものを補うための医学研修である。今度は、しかし、卒業されたら国家試験をされるわけですね。国家試験の目的は何ですか、それを一ぺん尋ねておきたい。国家試験に合格した者は医者としての一人前だということを認めて、国家試験をして医師免許証を与えるのです。この二年をやらせて云々とした今度の改正のためには、一体、文部省なり厚生省なりは、その二年というものを区切ってやる目的、これは何ですか。これはいままでと同じようにやはり足りないものを補うための二年間か。そうすれば、免許証を出すのはちょっとおかしいと思う。医師の免許証を足らぬ者に出すというのはちょっとおかしい。もしそうでないといふのは、二年間の研修というものは、二年間に区切る区切らぬは別問題として、今日までのインターンの間の勉強というものは意味が違ってくると思ふが、その辺のところの見解を明確に一ぺん教えていただきたい。

○政府委員(若松栄一君) 御指摘のように、従来のインターンというものは、医師の国家試験を受ける資格要件として課せられたものでございまして、医学部卒業後実地の修練をある程度やつてそれで一般的に医師として十分な資格を得させるというたてまえであつたわけでありまして。今度、法改正によりまして、医学部卒業後医師の国家試験を直ちに受けるというところは、これによりまして医師としての必要最小限の資格、能力が十分であるということで国家試験を行ない、医師の資格を与えるわけでありまして。しかし、これも御承知のように、医師というものの必要最小限の資格要件を備えたというところは、これはある意味では完璧のといふか、扶能の非常にすぐれた医師といふことでは必ずしもない。したがって、医師として担当し得る分野もおのずから狭く狭いといふような欠点があるわけでございます。医学の分野におきましては、知識をさらに広め、あるいはさらに深い研究を行ない、あるいはさらに高い

技術をつけるということは、これは医師としての一生の任務でございますので、医師となつた者も一生さらに研さんを続け、さらによき医師になるというところは、これはもう当然のことでございます。しかし、そういうように医師が一生研修を必要とするにかかわらず、なぜ二年間だけ特別の規定を設けて研修をさせるのかという点につきまして、これはいよいよゆるい医卒の答申にもありましたが、新しく医師になつた者の最初の二年間という程度のもので最も医師として研修意欲も高く、また精神的であつて、効率的な研修ができる、そういう時代にできるだけの環境でできるだけの指導を集中的に与えるということがいふ医師を将来にわたつてつくっていくというために非常に効率的な仕事であり、また、日本の医療水準を自己を高めるために効果的であるという考えから一応二年間と規定したわけでございますが、これも決して二年でいいという趣旨ではございませんで、少なくとも二年間についてはそういう環境の育成その他の問題について国が責任を持つてやつていくこと、こういう趣旨に出るものでございまして、その後においても当然研修は続けられるべきであり、また、その後においても国としても医師の一生の研修に必要な援助ということとは当然あつてしかるべきものと考えております。

○大橋和孝君 大学のほうではどういう考えでありますか。
○説明員(吉田寿雄君) ただいまの厚生省のお答に特につけ加えることはないと思ひますけれども、要するに、インターンを廃止しても、今度は卒業の段階で直ちに国家試験を行なうということによりまして、それに合格すれば当然一人前の医師としてつづいて進まれるわけでございます。なぜ二年以上と、あるいは二年ということ、最小限を二年ということ限定するかということ、最低限を二年と、医師につきましては、ただいまの御説明の中でありましたように、いわば一生

が研修の道であるということすらも言われているわけでございますが、この最初の二年間におきまして一定のカリキュラムに基づいていわば集中的に研修を深めることが将来にわたつてわが国の医療水準の向上に資するものという観点から、いわばその土台をつくるということにこの二年の大きな意義があるというふうに私も考えているわけでございます。

いづれにしても、二年だけが医師としての研修の期間ではございませんけれども、その最初の二年間におきまして集中的に一定のカリキュラムに基づきまして臨床研修を行なう、そのことがひいてはわが国の医療水準全般の向上に非常に大きな役割を果たすことになる、こういうふうな観点から二年というものはぜひ必要ではなからうか、このように考えている次第でございます。

○大橋和孝君 この点も、お話を聞いておつて、私は焦点がぼけています。では、卒業してすぐ今度は国家試験をして免許証を渡す、それで一応は医者として認めます、こういうことなんですね。二年間やることにより向上のために望まないと。それは言つてみればそういうことになるか。免状を渡すというところは、これは一応資格を認定しているわけですね。だからして、それを渡すというところは資格を与えたわけですから、今度はあなたのは望ましい方向であることは私はわかります。望ましいことはもっとすべきだと思ひます。いまの状態よりは。ですから、それはよくわかるけれども、資格を与えたそのことに對しても、そのところにもう少し明確な考え方を示してもらわなければいけない。そういう点からいって私はこういうふうな質問をさせていただくわけですが、それじゃ一ぺんそういう免状をもらつたお医者さんですね、卒業したばかりの、国家試験を通過して医者になつた人、こういう人は、独自の責任においていかなる場所においていかなる制限もなく医療を行なうことができると思ひつていいんですね。

○政府委員(若松栄一君) いかなる場所でもいかなる制限もなしに医療を行なうことができます。しかし、先生も御承知のように、医師というものはおのずから自分の能力の範囲といふものが限界といふものです。また、技術能力といふものが備わつておりますので、それを十分に承知しながら、自分のなし得る範囲といふものもまたおのずから承知しているわけでございますので、これは基本的にはやはり医師の良識にたよるということがどうしても出てくると思ひます。

○大橋和孝君 そうすると、国民の側になつてみたら、医療を受ける側になつてみたら、医者は独自の技量を自分で十分わきまをきいてその医療範囲を考へるものだ、そういう考へのもとにそういう者にちゃんと医師免許証を与えるということ自身に少し問題があるんじゃないですか、受けるほうの側になつてみれば、そういうところなんか、今度の法の改正には、いままでの段階で十分反省のもとに立つてそういうことをきちんとしておいてもらわないと、非常にあいまいなものができるわけですね。だから、私は、今度の直後に行なわれた文部省で千二百時間に時間を改めてここでベッドサイド・ティーチングをふやすんだ、そこで十分教えるからして、卒業すればそこでほんとうに資格ができるんだという考へのもとにいかれるのなら、それで筋が通ると思ふ。あなたのおっしゃつていらっしゃる、自分で医者といふものは技量がわかるから、十分自分で考へて勉強するでしようというところで免許を渡すといふのは、この免許の渡し方に国民の受け取り方は不安を持つことになる。医者に対しての信頼感もなくなつてくる。そういうことになれば、医者と患者さんといふ業を行なうときに、私は、医者と患者さんといふものは、ほんとうにびしっとした人間関係ができなければ医療というものは行なえないと思ふんです。患者のほうから、これはたよりない、何をされるかしれぬというところでは、医者にかかる医療の目的は達せられないのですからして、医者の地位というものはそれだけ明確に保障されなければい

ただ従来、一年間インターンをやっておるのに、今度はそこをはずしてしまつて、それじゃ学力の低下はないか云々という問題はあろうかと思ひます。インターンがいかに有効でなかつたかということを例証される一、二の先生のおことばに、インターンをやる前とインターンをやってからあとを比較してみると、かえつてインターンをやつたあとのほうが学力は落ちていたということをおつしやる方もございます。そういう人の方が見方がでるきょうなことがあるいはあつたかも知れませんが、これは現実的にはやはり疑問があると思ひます。また、一面、インターンそのものが非常に充実した一カ年間でなかつたということもまた事実でございます。一面、このようなインターンの問題が起きましてからは、むしろ学部教育の中におけるベッドサイド・ティーチングを強化す

意もあつたといふことは、端的に申しますと、内科の医師が勝手に外科の手術はやりませんし、外科の医師といへども簡単に婦人科の手術はやらないことは、これは常識でございますので、そういう意味でおのおのが分を心得ているというふうに申し上げたわけでありましてそのような意味から、やれる範囲内と、あるいは他のそれぞれの専門家にまかすことを判断するということも、これまた医師としての非常に必要な条件であり、それがまた医師の基本的な条件であるというふうなことを申し上げたかったわけでございます。

○大橋和孝君　それで、だんだん研修というものが考えてもらうち浮き彫りになってくると思うんですね。そういうことであれば、もう一つ私は尋ねておきたいけれども、二年間やるのが一番能力があがるし、みな心では勉強しようと思っている

外科をやっているものが内科、小児科の患者さんを見たら判断に苦しむわけです。やらないのが常識であるし、そういうような形になっておることはけっこうなことで、そのけっこうな状態をそのままにしておくのじゃなしに、むしろそういうことの責任を持つているところの厚生省であり、あるいはまた教育の場で文部省が責任を持つておるとすれば、その人はそれがもっとうまくいけるようなことを考えなければいかぬのであって、二年に研修の目標を置くということ自身もとおかしい。二年たてば、三年目というのは二年間やったよりもっと意欲的に勉強できるような場を

合に、安心して外へ出せるというような限界は大体二年だというようなお話もございまして、二年が適当であろうというお考えが出たようでございます。したがって、二年でいい、あるいは二年で研修打ち切りという意味では決してございませんで、二年後においても、あるいは一生という研修をするために必要な場をつくっていくというこ

とは確かに必要なことであらうと思ひます。そういう意味で、大学あるいは教育病院というふうなもの将来ますます充実してまいりますと、二年後であろうが、あるいは開業して五年たつてから、あるいは十年たつてから、また研修をやろうという場合に、十分これも利用できるうちに、あるいはまた、教育病院あるいは大学がそのような便宜も与え得るような体制に将来は持つていきたいというふうなことを考えておられまして、二年間で十分であるというふうなつもりは毛頭ございせん。

○大橋和孝君 そりうふうになつてきますと、二年間とは思ひわれないわけだから、いまあなたが言つておられるに、ずっと続いて医業に携わつておられる間じゅう何かできるような形に将来は考えよう、あなたのほうではそりうふうに考えていくのだからということは、そのように受け取らしてもらつていいわけだと思ひますが、それでいいだろつというのを念を押しておきたいと思ひます。そりうふうなことから考えますと、卒業後国家試験をやつて免許証を授ける、そりうふうな状態になつた人は、今後勉強は、二年間云々は別として、一生勉強していくんだと、こりうふうの過程であれば、このあいだ藤田委員もそのことを質問でされておたんですが、その後開かれた保健所長會議の席上、厚生省のある方が、厚生省の方針としては今後この二年間の研修を行なわなかつたらもう雇わないようにするんだ、こりうふうなことを、くしくも言つておられた。あとから話を聞いてみたら、その人の個人の感覚であつて、省内ではそりうふうになつていないんだという話でございましてけれども、たまたまそりうふうの議論が出ておつたというのを耳にしておるのだから、それは雑誌なんかで見たわけでありまして、そりうふうなことだから考えてみると、そりうふうより二年間ということについて何らかそりうふうクレームがつくつかないのか。もつと語りならば、保険医とか、麻薬取扱医師、あるいは、また、審査員とかいふのをやるとすれば、基金の審

査委員会ではそりうふうのを持つていない者は將來はやらせないんだ、あるいは麻薬使用者というふうな許可もそりうふうの人でないとおふないから渡さないというふうな、そりうふうの差別をつけるということになると、おかしいことが今後出てくると思ひます。そりうふうの持つていないということになると、あとからいろいろものがついてきて、そしてそれをやらないことによつて大きな差が出てくるというふうなことになるれば、これはまたたいへんな問題だと思ひますが、そりうふうのことに対してはいまどういふふうに考えておられるのですか、はつきりした態度をいまの考え方を示しておいてもらひたい。

○政府委員(若松栄一君) 二年間の研修を行なつた行なわなかつたというところで実際の医師としての差別はいたさないということをお願いしてあります。したがつて、国立病院は研修をしない者は採用しないというところは一切考えておりませんし、また、保険医なりあるいは麻薬取扱医師なりあるいは審査員というお話が出ましたが、そのようない医師として制限を受けるようなことは一切ないというふうな御理解いただきたいと思ひます。

○大橋和孝君 そりうなると、臨床研修というものは努めるものとする、こりうふうになつておるのですが、これは自由に医療を行ない得る能力、医療を行ない得る能力というものの制限はないというこでいいわけですね、いまおっしゃつたように、それからまた、同時に、研修そのものについて努力規定——努力規定というふうなことになるわけですね、二年間ぐらいつたほうがいいというこです。こりうふうの基礎の考え方、そりうなると、普遍的にこれは考えてみれば、医師はかりじゃないと思ひます。どんな職業についている人でも、やはり勉強していかなければついでいかなれないことですからして、それを勉強するのには都合のいい条件を与えて操作するんだ、特に生命に關係しているんだからそりうふうのことが必要だ、こりうふうで、その基礎を受けた努力規定なんだと、こりうふうに解釈して、そ

りしてそれは自主的にやつていくんだ、そりうふうたてまで考えているわけですね。

○政府委員(若松栄一君) 医師たる者は研修に努めるものとするという考え方にあらわれておりますように、これは医師自身のたてまえとして医師といふものはそりうふうのものであるという自覚と良識を裏に考えたものでございまして、どこまでもこれは自主的にやるべきものでございまして、強制すべきものではもちろんございせん。しかし、国民としてあるいは国家として期待されているがゆゑに、また、国としても、その限度においては十分な援助をいたしたいという気持ちがあるわけであり、この予算措置等が行なわれたわけでございます。

○大橋和孝君 そりうなると、いまの二年間研修をすることが望ましいという努力規定であつて、いまおっしゃつておられるに自主的にやるべきもの、こりうふうに解釈するとするならば、二年間に対して、国のほうでは努力目標であるけれどもやつてほしいというのはいまの法律であるわけですが、そりうなれば、二年の間というものは、いままでの議論では、国のほうからできるだけ二年の間は勉強してもらいたいというふうなここの希望のあるいはまた任意的な規定ではあるけれども、なるべくそりうふうにしたいというこを国のほうから要請しておる、こりうふうに解釈するとするならば、国家公務員がどこかに解雇するおそれがある、保健所のお医者さん、厚生省がまとめられて講習会をやる場合と同じような形に、国家公務員が国の要請で研修をすると同じようなたてまえで今度の法の場合も身分というものも考えるべきじゃないか。一方でそりうふうのをやらせているわけですから、身分的なことを考えてみれば、そのことまでするのがむしろ筋が通つておるのだと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(若松栄一君) 国家公務員が研修を受けるという場合は、これは国の意思によつて、雇用關係にある者の上のほうの意思によつてそりう

りうふうに計画的にやるわけでございますが、あるいは民間企業等における社内教育というふうなものと同じようなものと思ひます。しかし、この医師法における研修は、どこまでも独立の人格を持つた医師が、何らかそりうふうな雇用關係その他の關係なしに、独立の人間として医師自身が自主的にこれを行なうというこを規定したわけでございます。したがつて、その限りにおいて、命令で行くのもなければ、指示を受けてやるものでもない。どこまでも自主的にやるものであり、国は国民医療の向上という立場から援助するのだというたてまえで、ただいまのお話とは若干ニュアンスが異なるものと考えております。

○大橋和孝君 一方は公務員としての職務をやつておられますけれども、たとえばあなたのほうの国立病院であるとしたら、そりうふうの人を第一線で使うのだ。その医療いままではおそろく臨床をやらせないと思つておられますと云つたつて、臨床はやらせることになる。そりうふうな点からいへば、私は、身分的にはやはり公務員、準公務員のあれにすべきではないか、そして研修したというこにするほう筋が通るんじゃないか、こりうふうに思ひます。ところが、四月八日でしたか、「医療新聞」にはこりうふうのことを書いてあるんです。山本事務次官は、新しい臨床研修は自主的に研修するのだから、それに金を出すのはどう考えてもおかしいのだと、こりうふうのことを言つておられるとすると、やつぱり身分的な問題に対してそりうふうに出すのはおかしいというこになつてくる。あなたのほうはおかしいということおのずから違つたというこに相違するようなものができてくるような感じがする。大臣は、このあいだの衆議院などでも、私もちよつと質問の中に触れておきましたけれども、前段でおっしゃつたように、十分に医師が希望する所で、そしてまた、みずから進んで研修を受けられる環境をつくらなければならぬのだ、そして十分整備された教育環境でそりうふうの人たちが二年間ほんとうに気持ちよく研修してもらわなければならないという、こりうふう

ふりな答弁をしておられたと思うが、こういうよう
うな大臣の答弁と、いまの事務次官あたりの身分
の問題についての考え方というものは、ずいぶん
考え方が違ふわけですね。私は、そこらのところ
が、いろいろな場所が発言されているのをずっと
合わせてみますと、こういう今度の問題について
は終始一貫したものがない、何か欠けているよう
な気がするんです。私は、そういう人たちの身分
を考へる場合に、相当十分に配慮しなければなら
ないように思ふわけですが、そこらの食い違つた
考え方をある場所において発表せられて、そ
ういう発表のしかたに問題がある。そういうこと
が、一般の若い医師の側の受け取り方、新しい青
年医師の受け取り方、そこらに非常に危惧の念が
出てくるだろうし、国民全般からいっても、あ
いまいな状態になっているというところは、私が先
ほどから申し上げているように、おそらくそういう
ことが繰り返されているからではないかと思ふ
が、その点を少し明確にしてもらいたい。どうで
すか。

○政府委員(若松栄一君) ただいまのお話の中
に、たしか二つの問題があると思ひます。
第一の問題といたしまして、医師が研修を行な
う場合に、生活の安定なくして研修を行なえと
言つても、これはなかなか無理なことであり、実
効のあがらないことでもあります。現に、従来のイ
ンターン制度の欠点の中にも、これが大きく取り
上げられているわけでございます。そういう意味
で、今度新たな研修という制度をつくるにおい
ても、研修をする医師の生活の安定ということがな
ければ、やはり同じように絵にかいた餅になつて
しまふおそれがあると思ひます。そういう意味
で、生活の基礎を確立してやるといふことは非常
に重要な前提条件であると思ひます。そういう意
味で、私どもとしても何とかそういう生活の安定
というところに配慮をしたい、これはもう一般と何
ら変わらないところでございます。

ただ、第二点として、これをどういう形でその
生活費といふ生活の安定をはかるかという
第七部 社会労働委員会会議録第十一号 昭和四十二年五月七日 【参議院】

段階になりますと、これを国家公務員にするとい
うような考え方は必ずしも適當ではない。した
がつて、その生活安定のための経費を国が直接的
に出すというところは適當ではないという考え方
が、おそらくいま先生のおあげになつた事務次官
のおことばの趣旨であらうと思ひます。そういう
意味で、どこから金が出るか、どのようにして金
を出そうかということについては、私どもも非常
に頭を悩ましておるわけでございますが、何とか
生活を安定させたいという気持ちにおいては全く
同感に考へておるわけでございます。

○大橋和孝君 どこから出してゐるかに矛盾を感じ
ずる云々と言ひますけれども、もう少し根本的に
そのことを考へてみれば、卒業したら一人前の医
者として認めて免許状を渡すとなつた言つたです
ね。そういう人が国立病院に来て医療に携われ
ば、もうこれは当然医療を担当したことになるわ
けです。それはやらせないと云つたつて、ベツト
サイド・テーチングをする中でそれを實際にやる
わけです。それに連れて歩くだけで、注射一本う
たせないし、あるいはまた手を触れさせないとい
うのでなしに、ずいぶんやらすことに事実上なる
と思ひます。指導者は、監督はされるだろうと思
ひます。しかし、それだけ實際患者の医療に従事するわけ
です。だから、割り切つて医者の公務員としての
手当を出すべきだ。その間じゅうにまたその人が
もしいろいろなことを教わるとすれば、教わり料
としてのものを出す。収入を得たかわりにまた支
払ふべきだという考え方から持つていけば、はつ
きりしたものが出てくるのじゃないか。だからし
て、私は、そのくらいの筋を通すべきじゃないか
という考え方を持つわけです。ところが、一方で
は、司法修習生というのがあるわけですが、義務
づけ、その間じゅう勉強することになつていま
から、今度の新しい法とは違ふかもしれませ
んが、もし国が義務的に二年間なら二年間やらせよ
うとするならば、そういう制度の考え方も入れ
べきじゃないかというふうなことも考へられるわ
けです。だからして、これは、自由に診療に従事

できる能力を認めて、そしてそれに見合う所得を
自由に得てもよい、こういうふうなふうに見るべ
きがほんとうじゃないか、医師の免許状を渡す限
りは、二年の間は所得はもらつちやないけないとい
うことにならぬわけですね。となつてみれば、自由
に診療にも従事する、あるいはまた、その能力に
応じて支払いも受けるということも認めて免許状
を渡したと考へるべきですね。先ほどからのお話
を聞いておれば、事実上はどうあらうとも、そう
いう形で考へられるが、一方で、また、国のほう
が、まあ言ひ方はあれにしても、できるだけ二年
間やつてくれということになれば、やはり所得保
障というものはある程度国がしなければならぬと
いうことは理論的に出てくるわけですね。理論的
に出てきたものを、そういう意味合いのものだけ
らして、働いた分だけ収入をもらつて、教わる分
だけ払ふという形になればまたすつきりすると思
うわけでありませうけれども、いろいろすつきりし
ないで渡せば、矛盾が非常に多いわけでありま
す。

こういうのはやはり修習生なんかで考へてみる
のも一つの方法だろうと思ひますが、そういうこと
で考へると、人命を尊重するといふ意味と、修習生
の場合では人権を尊重するといふことで、司法修
習生の立場も大事だから、あの間じゅうは相当保
障してひとつ十分やつてもらふ、それをやつて
もらふのは、将来人権といふものを尊重するため
に必要だ、こういうふうになつておるが、私はそ
ういう観点からいふならば、人命といふものや
り人権で、人命をどうするかといふむずかしいこ
とになつてきて、一概には理論的には言へぬか
もしれぬが、しかし、生命のほうが大事じゃない
か。生命があつて人権の云々が出てくるわけであ
りますからして、生命は決して人権に劣らないだ
けのウェイトがあるといふことから考へれば、こ
れはやはり修習生に対して行なつていふような国
の手当といふものは、働く条件はいろいろ異なる
があるかもしれませうが、二年間やつてもらいたい
という国が方針を出すとするならば、当然こうい

うものと同じように保障をして、少なくとも司法修
習生並みは最低するほうが、こういうことに対し
ての保障づけというか、国がそういう人たちに経
済的な保障をするという観点からいふたら、むしろ
これも一つの考え方じゃないかと思ひますけれ
ども、こういうことについてのお考え方を……

○政府委員(若松栄一君) よく司法修習生の問題
が引き合ひに出されるわけでございますが、司法
修習生は昔からあつた制度で、判検事という国家
公務員に将来なるべき者を養成するといふことが
基本であり、また、その一部はもちろん弁護士に
なりませうが、これもまた、判検事、弁護士とい
うものは、法曹一体化といふことが、一元的なもの
として人事その他の交流もその範囲内でしか行な
われませう。そういう意味で、総体としてかな
り公共性あるいは公務員性ともいひますが、そ
ういふものの強いものだろうと思ひます。した
がつて、これを国の要請に従つてはつきりした義
務づけで研修を行なわせるといふことは、一つの
あり方であると思ひます。医師においても、国民
医療に奉仕するといふたてまえから、何らかの形
で国家公務員にするといふ考え方もあり得ると思
ひます。しかし、司法修習生の場合とその程度に
おいてかなり差がある、また、大部分の者は半数
以上の人は開業し、あるいは民間に勤めるという
ような経過をたどるものであることもまた間違
ひございません。したがつて、これを何らかの形で
国家公務員としてやるといふことは、少なくとも
司法修習生の場合と比べて、かなりなじみの薄
いものではないかと思ひます。
しかし、司法修習生との比較は別にして、とに
かくこの二年間は国がめんどうをみるべきもの
じゃないかという考え方は、これはあり得ると思
ひます。国家公務員といふことでなしにも、でき
るだけ何らかめんどうをみたい。しかし、国家公
務員でないために、国が直接サラリーに相当する
部分を出すことができない。したがつて、何らかこ
れにかわるような方法でその実を得たいというよ
うなことが、民間病院に対して研修をお願いする

場合も年間一人当たり三十六万円というような経費を何らかの形で助成するというような、ある意味では便宜的方法といえますか、あるいはあまり形にこだわらない流動的な助成といえますか、そういうような形を現段階においてとらざるを得なかったということであるわけでございます。

○大橋和孝君 この問題も、いまのお話を聞いてみると、ポイントが当たっていないと思うんですが、とらざるを得なかったと言ったって、それならこれらの人たちの身分的あるいはまた経済的に保障するのだとするならば、これは問題があります。司法修習生を見たら、司法修習生の人は月額三万七千円が何年ももらっているが、それはどういふふうになるかといえ、甲地では六割、乙地では三割の調整手当をもらっている。期末手当、勤勉手当、通勤手当も入っている。こういうふうにして所得保障の中にいろいろなものが入っている。特に、共済組合員として社会保険の適用も受けている。ところが、いまあなたのやっておられる二年間の研修生というものはこんなものはみないわけですね。漠然としたものをちよびりもらって、社会的な保障もなければ、あるいはまた期末の手当もなければ、あるいはまたいろいろな加算もされていない。こういうようなことで、一つも保障されていないわけですね。実際からいえば、そういうものが漠然とぼやけてしまつたら、これは受けるほうの側になつたら病気をしても保険はないわけですから困るでしょう。また、失業手当金もなければ、いろいろな保障的なものは何にもないわけですね。そういうことに對しても非常に不合理を感じるだらうと思う。司法修習生は、先ほどあなたは、みな判事になり検事になる人をつくるためにやっているのだといふことを言っておられますけれども、これを見てみましても、判事になり検事になる人は非常に少ないですね。十分この点は御存じだらうと思うのですけれども、その進路をこの表ですと私は見せてもらっているのですけれども、三十九年度に判事、検事へ進んだ者は二三割、四十年度に二

八割、四十一年度でも二四割、四十二年度に二五割と、これは四分の一以下です。判事、検事になるのは、あとはみな自由業の弁護士になる。これは、弁護士であっても、私は、権利を守るためのところという職業であるから、どういふことは申しません。そういうようなことを考えてみて、ずつと表を見てみますと、ほんとうに判事、検事になられる人は少ないですね。だから、そういうようなことから考えてみたら、判事、検事ばかりでもないわけですね。だから、そういうような人は、人権を守る意味の一つの保障をされるための行ないだと思ふのです。そういう意味なら、検事にしてもらうためにこういうことをするというより、むしろそういうことに對して、国民からの信望を集めるための研修をさせるんだということで行なわれていると思うのです。

それからまた、別な方向で考えてみるならば、たとえばわれわれが病院で看護婦を使用する場合に、高校を卒業した看護婦を看護婦学校にやることに、それならその賃金はどうして払っているかといえ、勉強の学校にやらせながら賃金もやっぱり高校卒業並みの賃金を払っているわけですよ。そういうことは、ほかにも医療従事者の中にもあるわけですから、今度の場合にはそういうことはならぬということではなしに、やっぱり大学を卒業して、そして医者になるための医療職というものに値をして、それから研修させるといふのが普通じゃないかと思ふんですよ。ほかにもそういう例はあるわけですね。

そういう面から言つて、所得保障といふものは相ならぬという形でなしに、むしろそういうりっぱものを渡して、それから勉強は自由にしてくれと、こういうことにするのが本筋ではないか。さらに、少なくとも理由はどうあろうとも、大抵二年くらいはしてもらいたいというようなことを国が意思表示をするなら、当然そうすべきではないかと思ふのですが、もう一ぺんこういう人たちの経済保障に對して考え方を明確にしておいてくれませんか。いまのようなあいまいなことで行なつ

ていくならば、趣旨は全然またぼけてしまうのではないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(若松栄一君) 通常、国家公務員も、採用した上で現任教育、現任訓練といふものが行なわれますし、一般民間企業等においても、初任者の教育研修ということがあるのは当然でございます。医師の場合は、それとは若干異なりましても、医師が研修を行なうという場合に、そのような雇用関係等のもとで初任者の教育を行なうところであれば、そのサラリーをもらいながらやるということは当然であらうと思ひます。

ただ、ただいまの研修制度においては、その施設に雇用関係を結んでその施設のために勤務を提供するということではなしに、その施設を利用して研修を行なう。どこまでも研修自体は研修を行なう医師自身の自主的なものであり、自分の独立した医師としての責任において行なうものであつて、決して雇用関係に立つて研修を命ぜられる云々といふものではございませんので、その意味において、研修を行なう施設が当然としてサラリーを出さなければならぬということにはなりかねるのではないかと思ひます。

しかし、生活の安定のない研修というものが実質的に効果の少ないものであるといふことは、これもまた事実でございますので、そういう意味でできるだけ生活の安定が得られるような方便を何とかつくりたい。したがって、一般の教育病院等においては、できるだけ一般のサラリーを出せるものなら出してもらいたいといふことをお願いしておるわけでございます。国立病院においてもできるだけのことはしたいといふことでございまして、残念ながら、国立病院あるいは官立大学といふようなところにおきましては、予算的の都合が月一万五千といふようなことになつたことは、これは、これでいい、十分である、これで満足しているという意味では決してございせん、将来においてもできるだけ生活の安定にふさわしいような実体が得られるように努力したいといふふう

に考えております。

○大橋和孝君 そうすると、先ほどからお話が あつたように、将来としてはもつと身分の保障といふものは、私が先ほど申し上げておつたようなぐあいの線に努力してもらふといふふうに解釈していいですか。いまのようなあいまいな一万五千とか二万五千とかいふような勘定では、社会保障も何もないわけですね。だからして、先ほど私が話したように、国家公務員の医療職並みといふような考え方を将来は確実にやっていると、いふふうな形でもつていつてもらえと解釈していいですね。これはそういうふうな努力してもらふと解釈していいですね。

○政府委員(若松栄一君) 確実な生活の基盤の安定というためには、十分な俸給といふ点においても一人前として扱うといふことは当然だらうと思ひますので、そういう方向で努力してまいりたいと思ひます。

○大橋和孝君 時間もだいぶ制約を受けていますので、こうたくさんあるのです、こちらで一度区切りをつけてみたいと思ふのですが、そういうふうなことでいへば、研修をすることになつて保障はそういうふうにしていくとなると、研修のあり方もちよつと考えてみなければいかぬわけですが、私は、これを医者として前のように一人前のあれをするとなれば、そういう人が努める、努めれば報酬をそういうふうにして出さうといふことであらば、まあ努めに對しての一つの契約と申しますか、一つのワケがあるだらうと思ふんですが、そういうもののことだとか、それにまた、研修が加わつてくるから、研修をさせなければならぬ。また、われわれ、看護婦なんか雇つた場合でも、看護婦を雇つてある程度の働きをしたけれども、これだけの間は勉強にやるといふことは話し合ひのうちに話を進めて、そしてその間じゅうは看護婦業務をやらなくても給料だけは払つておるといふことがあり得るわけですから、そういうようなことを考えると、やはり研修はさせなければならぬが、研修の時間が診療とは別のことにな

る。また一緒の分もあるでしょうけれども、別個に研修しなければならぬ面も出てくるし、研究しなければならぬ面も出てくるのであれば、そういうようなことは話し合いを進めていく。私、考えるならば、たとえば医学の教育の学会とか——文部省あたりでもそういうようなことをもうちょっととハイレベルで、どういうふうにして医学の日々の進歩に対して医学の研修をやっていくかということ、二年間というようなことは一つの問題としてやっていかねばならぬとするならば、その医学教育をどういうふうにするかという問題を、医学の教育学会とか、これは私がたまたまひょっと考えてみたことですが、何にせよ、でまが上がつたところの何かのそういうふうなところに文部省と厚生省、実際それを受けるような学生とかあるいは若い青年医師の代表も加わって、それでたまたま労使間で話をきめて雇い入れていくような形で、まあそれとちよつと話が違いますが、それだけでも、勉強というものはまた研修というものを一生続けていく意味において、そういうことの話し合いができ、カリキュラムもそこで組め、あるいはまた、もう一つ言うならば、経済保障もいろいろ考えられるというふうな、少しレベルの高いところで話をして今後カリキュラムも考え、身分保障も考え、経済保障も考え、また勉強の内容もより充実さすというふうな、そういうふうな何か機関というもので考えて十分やっていかなければ、このことは問題がなかなか解決しない。つまりまたとんだところに行ってしまう、肝心なところは手が抜けてしまつて、そしてまた同じような悪さを繰り返すというふうなことがあるのではないかと、これは外国でも何か専門の雑誌なんか出て、「ジャーナル・オブ・メディカル・エデュケーション」なんというのをちよつと読んでみるとあるのですが、そういうものも出ておるやに聞いている。そういう医学教育についての専門誌もあるぐらいなんです。ですから、やはりそういう

うふうな教育問題をほんとうに真剣に考えて、文部省側も厚生省側も、また、それを受ける若い医師側も、あるいはまた医師会あたりもそこに入つて、もつとこういふふうな問題を真剣に考える機会でもつくられない限り、なかなかふつとしたことだけではだめじゃないかと、私はこういふふうなことも考えたりしているのですが、そういうことに對しての真剣な取り組み方はどういふふうにか答弁の中にもふつとしたものが出てくるし、また、ふつとしたままでは、肝心なものはいわゆるお金が要つて、保障しなければならぬというものは後回しにされてしまつて、形だけの規定が上に乗つてくるだけの結果になると、私はそう思わざるを得ない。そういうことに對して、一体、厚生省も文部省も、歯どめしていくためにどういふふうにしていくか。私はいま言つたようなものを考えたのですが、そういうことに對しての意見はどうなんですか、どうされるかということとを具体的に示していただきたい。

○政府委員(若松一君) 医学教育というものは、特に学部教育から卒業後全体を含めた医学教育といふものは、世界的に非常に関心を呼んでおりまして、御例示がありましたように「ジャーナル・オブ・メディカル・エデュケーション」といふような医学の教育それ自体の方法論を研究する雑誌も出ていて、この次第でございまして、われわれといたしまして、文部省とも十分連絡をとりながら、学部教育、さらに卒業後教育、あるいは就業しながらの一生の教育というものを体系的に組み立てていく必要があるというところを考慮しております。そういう意味で、今後、この新しい制度による大学あるいは教育病院というものを逐次整備充実をしまして同時に、この医師法にありまます二年間をなして、その前後の教育研修というものをいかに効率的にやっていくかというところについてこれから十分研究してまいりたい。特に、私どもの責任におきましては、教育病院等を中心とした一般医師の教育、つまり一生研

修を行なうという意味の實地についておられる医師の教育研修という問題について今後十分配慮してまいりたいと考えております。

○大橋和孝君 時間もあれですから、ここで区切りをつけたのですが、いすれにしても、そういうふうなことを考えてみると、よほどこの問題について深く考えないと、根本が逸脱されるために非常に困ると同時に、いまの若い医師、ことに實際試験を受けた研修なんかに入ろうとする若い医師たちがいま現状でどういふふうなことを願っているか。考えると、非常に不安に感ずるわけですね。たとえば四十二年の卒業とかなんといつても何年間も卒業試験をボイコットし、あるいは国家試験もボイコットしているようです。これらの人々を、非常にねじがたつた行動だと、こういうふうないろいろな非難したりしている向きもありまふけれども、また、一面、じっくり考えると、彼ら自身は、私もあちらこちらで接して見ましたけれども、考えているのは非常に純粋さがあると、少しくは過ぎた面もあります。私もそのことも感じないこともないわけではありますけれども、しかし、実際に彼らのほんとうに考えていることをじっくり考えてみると、そこに非常に問題があると思ふんです。そういうことで厚生省の方々に話をしてみても、いやもうこの法律さえ通してしまつたらみんな試験を受けますよと言つていますけれども、そこらところのいままでの議論の中に出てきたようなあいまいさがあるし、ほんとうに言うならば、若い人たちが考えておられるのは、勉強にふさわしいような場ができていない、あるいは身分保障についても、あるいはまたカリキュラムについても、あるいはまたその環境についても、いろいろ考えてみて十分じゃない、そういうことであるために非常に反発を起しているわけだと思ひます。いまの段階から考えて私はいまの法律をつくろうとしておられる気持ちもわからないではないのですけれども、それをやつたところではいままの卒業する若い人たちにほんとうに受け入れられ

るような実体が伴っていないのではないかと。だからして、またあいつうふうな反発をよけい注ぐんじゃないか。逆に言うならば、北爆をやめなかつたらなかなかベトナムの戦争がおさまらぬと言つてじゃんじゃん北爆しておつたらいけないという形と同じで、今度でも、医師法改正で爆弾を投げ込めばよけいそれが炸裂するんじゃないかと、そういうふうな言えるほどいまの若い学生の人たちは真剣に考えている。自分らがこれから研修に出ていつて将来の医学の勉強に携わろうという、学校を卒業したの人は、頭が悪い人たちがばかりでもないと思ふわけであります。その行き過ぎはある程度若さのためにあるとしても、あの人たちが純粋に考えて受け入れられるようなものが実体としてないのも一面じゃないかと思ふのです。

そういうことからいって、今度の医師法一部改正について私は非常に慎重に考えてみたけれども、そこらの人が言つた、ああいうのはねえ上がつた学生運動で弾圧せよならぬというのものは一つの方向かもしれぬけれども、そうでなくて、彼らの言つておられるところは那邊にありやということをよく聞いてやれば、やっぱり真剣に勉強したいということを言つておられるわけです。私の子供もいま大学の二年におられますけれども、それらの話を聞いても、勉強したいと言つておられる。勉強はしたいのです。ところが、それに対してのいろいろな環境の裏づけというものは非常に不自然ですね。やっぱり無医村なんかがあるからして、無医村に課程中に出されておられるのも事実です。月謝を納めている人を無医村に出している。話を聞けば、別に月給をもらつておられるから、差し引きすれば同じじゃないかといへば、それはそうかもしれぬ。それは理由になるかもしれないけれども、理屈は何にしても、そういうことから考えれば、いまのところは矛盾だらけです。そういうところがあつたから、この法を改正されるのも、そういう矛盾を将来直すための第一歩であると思ふれば、それでいいと思ひます。そういうことが十分

る。また一緒の分もあるでしょうけれども、別個に研修しなければならぬ面も出てくるし、研究しなければならぬ面も出てくるのであれば、そういうようなことは話し合いを進めていく。私、考えるならば、たとえば医学の教育の学会とか——文部省あたりでもそういうようなことをもうちょっととハイレベルで、どういうふうにして医学の日々の進歩に対して医学の研修をやっていくかということ、二年間というようなことは一つの問題としてやっていかねばならぬとするならば、その医学教育をどういうふうにするかという問題を、医学の教育学会とか、これは私がたまたまひょっと考えてみたことですが、何にせよ、でまが上がつたところの何かのそういうふうなところに文部省と厚生省、実際それを受けるような学生とかあるいは若い青年医師の代表も加わって、それでたまたま労使間で話をきめて雇い入れていくような形で、まあそれとちよつと話が違いますが、それだけでも、勉強というものはまた研修というものを一生続けていく意味において、そういうことの話し合いができ、カリキュラムもそこで組め、あるいはまた、もう一つ言うならば、経済保障もいろいろ考えられるというふうな、少しレベルの高いところで話をして今後カリキュラムも考え、身分保障も考え、経済保障も考え、また勉強の内容もより充実さすというふうな、そういうふうな何か機関というもので考えて十分やっていかなければ、このことは問題がなかなか解決しない。つまりまたとんだところに行ってしまう、肝心なところは手が抜けてしまつて、そしてまた同じような悪さを繰り返すというふうなことがあるのではないかと、これは外国でも何か専門の雑誌なんか出て、「ジャーナル・オブ・メディカル・エデュケーション」なんというのをちよつと読んでみるとあるのですが、そういうものも出ておるやに聞いている。そういう医学教育についての専門誌もあるぐらいなんです。ですから、やはりそういう

る。また一緒の分もあるでしょうけれども、別個に研修しなければならぬ面も出てくるし、研究しなければならぬ面も出てくるのであれば、そういうようなことは話し合いを進めていく。私、考えるならば、たとえば医学の教育の学会とか——文部省あたりでもそういうようなことをもうちょっととハイレベルで、どういうふうにして医学の日々の進歩に対して医学の研修をやっていくかということ、二年間というようなことは一つの問題としてやっていかねばならぬとするならば、その医学教育をどういうふうにするかという問題を、医学の教育学会とか、これは私がたまたまひょっと考えてみたことですが、何にせよ、でまが上がつたところの何かのそういうふうなところに文部省と厚生省、実際それを受けるような学生とかあるいは若い青年医師の代表も加わって、それでたまたま労使間で話をきめて雇い入れていくような形で、まあそれとちよつと話が違いますが、それだけでも、勉強というものはまた研修というものを一生続けていく意味において、そういうことの話し合いができ、カリキュラムもそこで組め、あるいはまた、もう一つ言うならば、経済保障もいろいろ考えられるというふうな、少しレベルの高いところで話をして今後カリキュラムも考え、身分保障も考え、経済保障も考え、また勉強の内容もより充実さすというふうな、そういうふうな何か機関というもので考えて十分やっていかなければ、このことは問題がなかなか解決しない。つまりまたとんだところに行ってしまう、肝心なところは手が抜けてしまつて、そしてまた同じような悪さを繰り返すというふうなことがあるのではないかと、これは外国でも何か専門の雑誌なんか出て、「ジャーナル・オブ・メディカル・エデュケーション」なんというのをちよつと読んでみるとあるのですが、そういうものも出ておるやに聞いている。そういう医学教育についての専門誌もあるぐらいなんです。ですから、やはりそういう

前に出なくて、そして出されていく。いまのような所得の問題を考へても、教育の場の問題を考へても、あるいは免許状を渡す時点でいまでも過去からどういふことをやっていたかというのを考へても、そういうところに明確なものがない。また、実際にそういう真剣に考へている若い人たちに説得力がないのではないかと、私も私は考へるのです。

そういう意味から、私は、各地で盛んにストライキ、ボイコットが行なわれておると聞いておるわけですが、そういう観点に対して文部省も厚生省も一体どういふふうに考へておられるのか。私はこういう法律をいまいなまに出すことはかえって混乱を招くのではないかと、いろいろに考へておるんですけれども、あなた方は、この医師法の改正が通つたら、そこらの人は十分国家試験を受け、そして医療に対して積極的に前向きに出てくるんだと。そういうことでなかつたら、いまの無医村の問題なんか、とても医者が少ないのは解決できないのじゃないか。地方自治体でも、いま医者がなくて閉鎖している病院がたぐさあるという現況で、一体あなた方はどうそこを把握し、どう対処されようとするか。今度のこの医師法改正が将来若い医者の人たちに混乱を招くようなものであれば、医療全体の面からいって非常に悪いことを及ぼす医師法改正になると思うのです。私は、そういうことに對してどういふふうに考へておられるかというのを聞いて、あとのことはまたあとの機会に回したいと思ひます。両方の考へ方を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 結局、ただいまお話しがありましたような現在の医学生あるいは青年医師の混乱の一番の大きなきっかけは、インターン制度の不適切さということにあつたわけでございます。それに端を発して現在のようなさらさらよりも非常に広い範囲の問題に關して、あるいは本来の医師法の問題とは全く別個の問題についていろいろな学生運動の対象になっている状況でございます。したがって、現在の学生あるいは青年

年医師の間における混乱というものは、決して医師法の問題だけで解決すべき問題ではございません。したがって、この際、医師法が成立するということによつてこれがおさまるといふようなことは考へておりませんけれども、しかし、少なくともインターン制度を廃止しようという当初の熱烈な運動の発端、さらにその後におきまして研修懇談会その他において成案をいただきまして新しい研修の方法ということについては、もちろん一部には納得されない向きもあり、かなり強烈な反対を受けている向きもありますけれども、多くの大学においては何とかこれをいまの段階で一つの取捨策あるいは転換策の重要なポイントとして強く期待されている向きも多々あることも、これまで事実であらうと思ひます。そういう意味で、現在も非常に期待を寄せられている向きもございます。私も、今度の法律改正が医師の研修問題その他について万全のものであり最高のものであるというふうなことは決して考へておりませんが、少なくとも現時点において、まずここから出発して、さらに積み上げ積み上げていい制度にしたいというふうな考え、また、これによつて少なくともそういう現在の不安というものは一部は除かれ、そして新しい方向に展開していけるのではないかと考へているわけであります。

○説明員(吉田寿雄君) インターン問題に端を発しました医学部の紛争でございますが、一応数大を残しまして、他の大学ではおさまつておりまして、ただいまの先生のおことばの中にある性質のものでは必ずしもないということも私も承知しているところでございます。いづれにいたしましても、相互の——いわゆる大学側と申しますか教官側と、学生側あるいは青年医師側との相互の不信というものがございまして、当面やはりこの不信を解くことに双方全力をあげなければならぬのではなからうかという

ふりに私も考へております。インターン制度が廃止ということになりましたとしても、学生あるいは青年医師の方々が標榜されておられますような、たとえば医局の民主化という大きなスローガンもございまして、この医局のあり方につきましても、長い歴史がございまして、簡単に一朝一夕にはなかなか解決できにくい問題だと思ひますけれども、これは文部省といたしまして、大学当局と十分御相談いたしまして、何とかして本来の正しいあり方を実現するということにおいてこの紛争を将来にわたつてできるだけすみやかに解決しなければならぬ、このように考へているわけでございます。

○大橋和孝君 私は、特にこの問題は重要視して考へておいてもいいと思います。ことに、大学並びに厚生省の方もそうだと思いますが、一つの別な、いまおっしゃつたように、大学の封建制ということもあるでしょうし、また、いろいろなこともあるだろうと思ひます。けれども、いま医科大学で行なわれているようなインターンの問題をじっくり踏まえての運動でありまして、これは先ほどから私が申したように、非常に根も深いし、あるいはまた、インターンの問題から端を発しただけに、インターンの問題を処理することがうまくされて、将来これが医学の教育あるいはまた医学の将来の進歩というものにどういふふうにして結びついていくんだというふうな一つの大きなサゼッションというか、あるいはそういう方向づけというものが明確に出てこない、今後のいろいろなことに悪影響を及ぼして行くのではないかと、これは別にストライキ行為とかそういうことに對しての教育じゃなくて、ほんとにそういう人たちが真に何を考へておるかという気持ち、同時に、また、そういう若い人たちはもつとまじめに考へておるといふものを生かしてやらないと、今後、医者不足というか、医者というものの将来というものの對して非常に暗影を及ぼして行くと思ひますから、そういう観点から考へて、今度の医師法案をこうして議論をしている中に、文部省としても厚生省と

しても、将来、医者の教育というのに対してはかくかくである、そしてこれが医療というものの将来の進歩に對してマッチしていくものである、これがまた医療全体の体系の中にこうなっていくのだというふうなある程度の展望を考へないと、将来ともこの問題の解決のためには大きな支障を来すと思ひます。

そういう観点から、私はこの次にもまたいろいろとお伺ひしたいことがありますので、また御意見を伺ひたいと思ひますけれども、その御意見の中に、できるだけこういふ機会を通じて、文部省なり厚生省なりの考へ方が、医療というものの、教育というものの對してはかくかくである、これは非常にいいものだといふ筋を明確に示していただきたい。むしろそういうことをこの機会に国民の前にはっきりと出してもらふ限りは、今度の医師法改正の意味もなくなるだろうし、あるいはまた、そういうことを介してのそういう若い人たちの考へ方に対してほんとに正しい将来の方向を示していく上からいつても大きな問題だと思ひますので、私はそういうことを要望しまして、まだたくさんお伺ひしたい点は持つておりますけれども、きょうは時間の關係でこれで終わることにいたします。今後、お話を承る中で、文部省においても、厚生省においても、そういう明確なものを示しながら進んでいただきたい。そういうことを明確にしてもらうことが、こういう混乱を防ぐことにもなるし、将来若い医者さんたちがほんとに国民の要望をになつて、生命を救ふためのあれをしてもらう発展に続くわけですね。いまのことをいまい、先ほどの答弁の中にあるように肝心のところをさつさとぼやかしていく形で受け取らしていくならば、私は、将来、国の医療に對して暗影を残していくことになる、こういうふうな思ひますので、特にそれを要望しておきたいと思ひます。

○山本杉君 若松医務局長にちよつと伺ひたいのですが、今度の研修制度というのはインターン制にかわるもので、私たちは二年の研修で非常に医

学のレベルアップになると受け取っているのです。それで、新しく卒業して国家試験を受けた人が研修生になるというのはあたりにません。研修生は、あくまでもそれが自主的に自由である、研修することが望ましいというたてまえです。受けない人もあるかもしれない。そういう人があつたら受けたくなつたようなときに、また新しい卒業生の中にもじつて研修ができるものでしょうか。

○政府委員(若松栄一君) やはり医師は一生研修を必要とするということで、先ほど大橋先生のお話にもありましたように、いつでもそういう研修の場を与える。たとえば、開業して五年たつたらまた研修をしたい、あるいは十年たつたらまた研修をしたいというような場合にも、いつでもそういう環境の整備された研修の場があるということが必要であらうという意味で、教育病院というよりなものが将来に向かつてはそういう役目を果たしていくべきであらうということを上上げておるわけでありませう。

○山本杉君 いままで、五年たつても、十年たつても、研修したいという人は、研究室には入れたわけですね、無給だろうと何だろうと。いま私が質問しているのは、その研修制度の中で新しく二年間研修する人たちと一緒に研修をするのかどうかということをお聞かせ願ひたいのです。

○政府委員(若松栄一君) 相当経験のある方と、それから卒業後すぐ研修する方では、おそらく研修のやり方もカリキュラム等も違ふこととございませうから、実質的にはやはり違った形でインサービス・トレーニングみたいな形になるのじゃないかと思ひます。

○山本杉君 それじゃ、最初に研修を受けなかつた人は、そういう研修はもう受けられないというわけですね。

○政府委員(若松栄一君) 最初の研修というのは、いわゆる学校を卒業してすぐでございますから、おのずからそれにふさわしいカリキュラムあるいは研修計画というものはあるはずでございます。

すので、数年たつてまたそれと同じような研修を受けようという方があれば格別でございますが、通例はおそらくそういう形にはならないのじゃないかと思ひます。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もなければ、本案の質疑は、本日はこの程度にとどめませう。ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○委員長(山本伊三郎君) 速記を起こしてください。

○委員長(山本伊三郎君) 次に、再び社会保障制度に関する調査を議題とし、阿賀野川流域の水銀中毒問題に関する件について質疑を行なひます。御質疑のある方は御発言を願ひます。

○杉山善太郎君 新潟県の阿賀野川の有機水銀中毒事件の原因について、これは実は科学技術庁の長官にそのものずばりでお答えを願ひたいのでありますが、たぶんお見えにならないだらうというところも推定しておつたわけでありませうが、はたせるかなお見えになつていない。しかし、質問の目的意識は、まず第一番目には、阿賀野川の有機水銀中毒事件の原因が一体どこにあつたのかという事項について、一体全体、政府の統一見解なるものが、国の了解を得て、しかも国の責任において、国の費用で、かなり大がかりな研究調査も行なわれておる。社会通念からいつても、科学的であるといふことの内容と意義は、これは今後十分議論の俎上にのる問題であるとしても、それがやはり国の責任において国民の前に公表される責任と義務があるわけでありませうが、およそ常識のものをさしてあまりにもあまりにも事理明らかなことが伸び伸びになつておるのだ。だから、要約いたしますれば、今日の時点では、科学技術庁の長官の口から、政府の統一見解なるものが、閣議の了承を得て、国の責任において、国民は心配しておるわけですから、一体いつ公式の発表があるのか、そ

の辺の点について、きようは技術庁からは高橋審議官がお見えになつておられますので、ひとつ大臣になつたつもりでお答えをいただきたいと、そういうふうにも思ひわけでありませう。

○政府委員(高橋正春君) 杉山先生は、経緯につきましてはすでに大要御承知のことと存じませうけれども、かいつまんで多少さかのぼつて経緯について申し上げますと、厚生省の御研究、並びに一部水棲動物に関するところの農林省の御研究、これらのものがいわゆる研究班の報告といひまして昨年の四月に科学技術庁のほうに御提出に相なつたわけでありませう。当方に御提出いただきましたのは、これも御存じおきのことと、この研究が各省の総合研究ということで私のほうの特別研究促進調整費をもちまして経費を支出いたしましたことによるものでありませう。その際、報告書の内容につきましては、臨床研究班、試験研究班、疫学班の三つの各研究班の御報告がそのまま列挙と申しますか、報告書に載せられておりますので、研究班全般といたしまして一つの結論と申しますか、これを厚生省にお願いを申し上げたわけでございます。厚生省は、したがひまして、これを食品衛生調査会のほうに諮問されまして、その結果、昭和四十二年九月に調査会の答申を得られました。厚生省といたしましてはこの食品衛生調査会の答申のとおりであるという御意見をいただいたわけでありませう。引き続きまして、先ほど申し上げましたとおり、この研究は各省の総合的な研究ということで、研究の当初におきましては、厚生省、農林省のほかに、通商産業省並びに経済企画庁、それから当庁のいわゆる五省庁で研究の進め方をきましました関係もございませうので、統一見解を出しますにあたりまして関係の各省庁の御意見を伺ひまして、企画庁と農林省のほうからは、特に厚生省意見すなわち調査会の意見につけ加えることはないというお話がございました。通産省のほうからは、ことしの二月に御回答をいただきまして、一般的な見地並びに今回の特殊的な点につきましてはなお説明をいたす点があるので

はなからうかというような御解答をいただいたわけでございます。

これらのような状態でございませうので、ただいま各省庁の間で技術的な見解の調整をいたしておるわけでございますけれども、御承知おきのことと、なかなか事務が複雑でございませうので、現在事務当局におきましていろいろと検討調整を行なつておるわけでございます。できるだけ早期に、先生の御指摘もございましたように、研究の結果を統一的に解明したいと存じておりますが、現在の時点で申し上げますと、正直に申し上げますと、期日をいつまでにとりこむことを申し上げるような事態ではございませうので、お許しを願ひたいと思ひますけれども、繰り返しになりますけれども、できるだけ早い機会に責任をもちまして統一見解が出ますように努力を続けたいと、このように思つております。

○杉山善太郎君 私は、いまの高橋審議官のお話について、省庁の関係当事者スタッフから直接は聞いておりませんけれども、大体推定の上で、そのような経緯の過程を述べておるというふうには常識的にとらえておるわけでありませうが、しかし、私がいまいろいろなことばのあやを交えながら聞こうとしたことは、常識のものとさしてはかつてあまりにもあまりにも、そういう形容詞を使いましては、実は、鈴木厚生大臣の大臣であつた時代に、これは歴の上では昭和四十一年の暮れ、その時点で、新潟で一日厚生省というものが開かれたことがあるのでありますが、その当時、被害者の代表、たとえば患者代表であるとか、あるいは経済的に非常に困窮しておる漁民の代表などが、一体原因というものはあるはずだし、あるからこういう結果があらわれてゐるわけだが、いづつごろといふことに対して、いや年内には必ずかしらだろけれども、明けたなら、その当時私もいろいろのことばのやりとりでそう思つておりましたが、その当時における鈴木厚生大臣も、科学的な一つの調査、そうして判断というものが出たならば、いろいろなルールはあらうけれども、真

実は一つしかないことははっきりしておるわけでありませうけれども、その真実に近い最短距離の科学的判断が出た、そういうものが大体常識的に見て国の判断だというふうに理解をしておられたようでありませう、したがって、タイミングの面からいけば、しせん去年中にすることが常識的だ。今日になってみて、なるほど厚生省から常識的は科学的な判断が出た、それに対して関係省庁の意見も徴して、それをやはり科学技術庁でコントロールをされる、そして閣議の了承を得ると、念には念を入れるけれども、それが科学的な真実の方向へ行くならいいけれども、法華の太鼓と逆で、だんだんだんだんとあやしくなつてきているのだ。このままの状態じゃ、第二の水俣病が新潟で食い止まらずして、第三のほうへも行く。こういう龍頭蛇尾的な解明のしかたじゃ問題があるんじゃないか。そこで、私は、あまりにあまりにと、もう出てるおるじゃないかと、そういうふうにならわれれば理解をして、また、世間も学者もおそらくそう理解をしておると思うのであります。

しかし、また、今日の時点で私どものはだ感じたりいろいろ耳にしておる点については、去る四月の十九日の閣議であるとか、あるいは去る四月の二十六日ごろ出たやうだ。そんならば言えるということになれば、選挙を前に控えたこの機会、会期が十日延長になつても、審議の状況というものの対していつまで一体引っぱつていくのか。そういふやうな、あれを思い、これを使うときに、一体どうしてそんなに延びるのだ。だから、今日ただいま事務的なレベルの段階で、あすとかあさつてといふかぬけれども、見通しという点については、おとし出たものが、しかも、この奇病は確かに水俣病だと学者が判断をしてから三年になつてゐるんだ。その辺のところ、一体、見通しはどうですか。その辺について、まだずつと長引いていくのか、見通しもまだお先まつ暗だと。それならそれでもいいんですけれども、しかし、それでは少しおかしいんですが、そうなるという、政治的背景だとか、あるいは圧力があ

るんじゃないか。変なことを、勘ぐらぬでもいいことを勘ぐるということになつちゃうと、こう思うんですが、そういう点について、ありのままを、私の間わんとするところを、そのものずばり、もうじき出るとか、出かけておるとか、その辺のところはどうなんでしょう。

○政府委員(高橋正春君) これも先生すでに御承知おきと思いますけれども、私どもの検討をいたしております段階におきまして、私どものほうの考え方と申しますか、あるいは問題点と思ひますやうな諸点につきまして、先月の半ばでございしますから関係の各省にお話を申し上げまして、いろいろ疑問点の説明、あるいは相反する意見の解明というやうなことをいたしております。したがひまして、問題点と申しますか、調整すべき事項はどういう点であるかというやうなことにつきましては、これはずつと意詰まつてきております。

ただ、そういう意詰まつてきた問題自体が非常に重要な問題でございします。したがひまして、その解明、調整ということがいつできるかということにつきましては、たいへん申しわけございせんが、いつまでというやうなことはできないと思ひますけれども、ただ、御指摘のございましたやうに、私どもが作爲的に不公正な、あるいはいろいろ政治的な点等を考慮いたしましてこの検討を引き延ばしておると、こういう事実は全くございせん。端的に申し上げまして、各省庁の御意見をいたしましたが、この二月でございしますので、それから、何回でございしたか、二十数回も連日私どものほうで検討会を開いてやつておるやうな次第でございします。不公正な結果を出すとか、あるいはその他のいろいろな影響を考慮いたしまして期日を延ばしているというところは、決してございせんし、ただいま申し上げましたやうに、争点、問題点というものをだんだんと煮詰まつてきておりますので、従来のやうに長い期間をかけまして各種の状態からもう一度検討すると、そういうやうな作業はないということとは申

し上げられると思ひます。したがひまして、たいへんお答えにならないので申しわけございせんけれども、先ほど申し上げましたとおり、できるだけ早い機会に統一した見解の結論を出すということに慎重に事を運ぶという心づもりでやつております。御了承いただきたいと思ひます。

○杉山善太郎君 できるだけ早い機会ということですが、おそくとも今月じゅうというやうななぐあいには判断をしてもいいですか。その辺のところはどうですか。

○政府委員(高橋正春君) 各省庁にさらに私どものほうがいままで伺ひ申し上げました諸点につきまして私どもの考え方をさらに改定すべきところには改定し、あるいはさらに御了解を得なければならぬ点等につきましては、できるだけ早い機会にこれを事務的にこなすというところは考えております。ただ、こちらのほうで申し上げますと、私どもの意見がそのまゝ関係省庁の御了解を得られませうかどうか、そういう点につきましては、私は必ずしもいまの段階で推定はできない。変な言ひ方でございしますけれども、相手もあることでございしますから、そういう点で少しも互いの了解がとりつけられませうようにせよとせよという努力をいたしていくというつもりでございします。

○杉山善太郎君 厚生大臣がいずれ来られますので、それで質問の柱というものは十本ぐらい立てておるわけですが、これはあつて、あつて原因を発表するのだというやうなことになるばそれではないのですけれども、どうもそうでないということになりませうという、たとへばきょうお越しいただいてゐる中で、農林省であるとかあるいは経済企画庁のほうは、実際に当事者から、厚生省の正式見解なるものを踏まえて、これを了承するとか、支持するとか、そういうニュアンスの差はあつても、まず異議はないのだと、私どものほうは新聞の報道を客観的に受け止めてそういうふうを感じておりますので、いづれそれなりに当事者からまたお聞きすることといたしまして、さし

あたつて通産省のほうの吉光化学工業局長がお見えになりますね、あなたのほうは、いろいろな視点や角度でとらえていろいろと御検討なさつて、二月の初旬に科学技術庁のほうへ見解を出しておられるというふうになつておるわけでありませうが、どういふ見解を出しておられますか。われわれは、新聞の中では、異説である、異論である、そういうふうになっておるわけですが、それはさうだと思ひますけれども、一応当事者の口からそれをお聞かせ願ひたい、こう思うわけでありませう。

○政府委員(吉光久君) 通産省で御回答を申し上げたのは、先ほどお話の出ましたことしの二月でなく、昨年の十二月二十八日付で、ちょうど年末年始の休みでございしますので、一月の初めに科学技術庁のほうに受理されておるわけでございます。通産省といたしまして、この事件が起きます原因物質が有機水銀であるということ、あるいはまた、昭和電工の鹿瀬工場からもメチル水銀が排出されておつたということにつきましては、決して異論があるわけではないのでございします。ただ、阿賀野川の水銀中毒事件というものが、ある一定の期間内に多数の患者が集中的に発生したという事実につきましてどのような理解をしたらいいかという点につきまして、実は確信をもつてお答えすることができなかったわけでございます。したが、このやうな状況でございします。

○杉山善太郎君 一つの統一見解、さうしておのおの見解というものがコントロールされるそのパイプが、あるいはパイプ・ラインのステーションが科学技術庁である。しかし、お互いに話し合つたり理解し合つたり説得し合つたりするといふやうな形で延び延びになつてゐるのは、やはり通産省のほうの側の異説といひますか、さういふたやうな問題の調整というものが――これは推定です、長引かしておるのではないかと、さういふふうには推定しておりますが、そこで、さらに化学工業局長にお尋ねをいたしますが、もちろん、そ

ういふ見解を出しておられるのはあなたのほうで、あなた自身がよく御存じでありますので、私のほうが開かしていただたり、あるいは新聞の社説や週刊誌などで書いてあることを伺いまして、これは少なくとも通産省の見解というものが活字になって出ておるのだと、そういうふうな受け取っておるわけでありまして、しかし、極論しますれば、あなたのほうの見解は、語るに落ちた異説の表明であるというふうに私は指摘をする、また、せざるを得ないわけでありまして、なぜそういうふうには私は論理の飛躍でなくて申し上げますという、これは「新潟日報」の社説の一部でありますけれども、ちょっと読んでみますと、

通産省が問題点としてあげているのは①有機水銀による人体中毒の機序(しくみ)についてなお一層の究明が必要である②この事件の原因である有機水銀の汚染源には諸説があるが、いずれも資料が不十分である③加害者の究明が困難な結果、被害者をいつまでも放置するのは遺憾なので、その救済措置を早急に講ずることが望ましい——の三点である。

こう書いてあるわけでありまして、そこで、私は、これを、いま申し上げたように、語るに落ちた評価だと、こう言っておるわけですから、なぜならば、たとえば、過般の熊本における水俣の病気に對して、その時点時点においてほんとうの科学的な判断に基づくけじめが国の責任においてついていなかったから、今日でも——あとで厚生大臣にお伺いするわけでありまして、事態の形式上の收拾はついても、有機水銀の中毒にさいなまれている多くの人が、一体、産業公害から政治の場はどうなっているのだらうかということのみを嘆息している、こういう現実であります。科学技術庁あるいは通産省のほうでこの問題に對してすでに一千万円近いところの調査費が出て、そうして学問の權威と學者の良識と科学的な判断によつて厚生大臣に對してそれぞれの答申が出てゐるわけですから、当然この科学的な判断というものを客観的にとらえて、学問の權威とい

うものを十分信頼をして、そうして一つの科学的判断というものを容認をするという、煮詰めて言うならば、国の責任において発生原因を加害者はだれだれであるというこの原因が究明されなくて、それをやりつぱなしにしておいて、それをへびのなま殺しのようななまはんかの状態に置いて、ただ出ておる現象面について、そういう思想からいきますれば、たとえば富山なら富山の三井金属でやはり廃液が工場から出てきた。それに對してはいろいろな問題があると思うのです。たとえば、いろいろな中毒の原因を出すとか、あるいは被害者と加害者がいろいろと話し合つて示談でというふうな、それは古い形式の中の問題の煮詰め方であつて、そういうことを今日通産省が行政指導面でも産業公害を事前に防衛する、そういう立場で、何にしても原因はあるに違いないのだから、早くそういうところへ追い込んでいかれるべき立場のものを、結局、このようなことにいつては、語るに落ちた——このことは悪いとは言いませんよ。確かに思ひやがらあつていいけれども問題は、その被害者の医療なり生活保障なり漁民の経済補償というものが、原因というものは地方自治体でも打つべき手は政治の場ではおのずからそこを足がかりとして出てくるわけだ。そういう点について、私は、語るに落ちた一つの見解であつて異説である、そういうことが陰に陽になつて科学技術庁で政府の統一見解をコントロールする一つの障害になつてくるのじゃないか、そういうふうな考へておるわけでありまして、その点について、あなたとはずつと古い、まあこの問題について力を入れておつた向かい合つた立場でありますから、いろいろとその後科学的な問題が出てきておられますので、いろいろと見解を承りますと、いまの点についてはどうですか。

○政府委員(吉光久君) 私ども、いままでの第一の水俣、本案の水俣の事件でございすけれども、これが有機水銀中毒事件であるということにつきまして、決してこれを否定するつもりもございせんし、まさにそのとおりであるというふうな考へておるわけでございます。今回の阿賀野川の中毒事件につきまして、これが有機水銀中毒事件である、この点につきましては、先ほどもお答え申し上げましたとおり、決して異存はないわけでございます。ただ、現在、私も実は何も科学技術庁あるいは厚生省との間に論議をいたしておるわけではございませんけれども、私どものほうで先ほど申し上げました科学技術庁に意見書を送りました段階におきまして、実際に御指摘いただきましたように、現地調査等はいたしておりません。いたしておりませんが、ただ、いろいろな意味での調査報告書、あるいはまた食品衛生調査会におきまして議論されました内容、あるいはそのとき参考にお使いになつた資料というふうなものにつきまして厚生省のほうからお話をお伺いし、それらの資料をもとにいたしまして意見書を出したわけでございます。

実は、先ほどございました一般的な問題でございすけれども、これは今回の事件究明といひますよりか、むしろ将来に對しましてこういう水銀中毒事件を二度と繰り返さないといふことのためにもさらに研究が必要ではないであらうかというところに主眼を置いたわけでございます。先生御存じのとおり、有機水銀に對しまして、先生析技術というものが最近とみに発達いたしてあります。昔でございすすと、同じオーダーでしか分析できなかったわけでございますけれども、最近におきましては○・○○〇幾つというふうなところまで分析できるようになつておるわけでございます。そういうふうな有機水銀による中毒の一般の機序と申しますか、そういう点についてさらに検討が進められてしかるべきではないかという考へ方に立つたわけでございます。

今回の阿賀野川の特種的な問題につきましては、先ほど申し上げましたように、要するに工場廃水説を否定いたしておるわけではないわけでございますけれども、はつきりところだと言ひ切るだけの確信がなかつたというわけでございます。私ども、科学技術庁で出されます結論に對しましては、これに對して決して異論を差しはさむつもりはないわけでございます。

○杉山善太郎君 國田厚生大臣がお見えになりましたので、実は始まりから大臣に出ていただきたかつたわけでありまして、貴重な時間でございますから、これこれかかかくの論旨を話し合つておるといふことは蛇足でありますから申し上げませんけれども、要するに、阿賀野川の有機水銀中毒事件の原因が一日も早く国の責任において國民の前に公に發表されるというならば、公害の科学的な判断といふものが国の責任においてかくかくであるといふことが公に公表されないといふと、被害者の医療保障にしても生活保障にしても漁民の経済補償にしても、また、地方の自治体で、あるいは新潟県議會、あるいは新潟市議會、あるいは人権擁護委員會、さらに各種學會、さらに新潟では歴史的な一つの裁判に發展する様相を呈しておりますけれども、一つの公害裁判が回を重ねられていつておる。しかし、常識のものをさしから見て、国の公害に對する科学的な判断といふものが權威ある姿において發表されて常識の線を出ていい時期だと思ふのにもかかわらず、いまま出ているのはどうしたのかと云ふ点について、やはり早くこれを出すべきじゃないか、そういう議論をしながらそのパイプ・ステーションである科学技術庁は一体どうしてゐるのだ、自説を唱えておられるのだというふうなわれわれは受けとめつつ、なおかつ語るに落ちた一つの見解を出しておられるんじゃないかという形でいまいちいろいろとやりとりをしておると、こういう段階であります。

そこで、大臣がお見えになりましたから申し上げるわけでありまして、阿賀野川有機水銀中毒事件の原因がどこにあつたかという問題について、科学技術庁は、発生原因者が阿賀野川上流の昭電鹿瀬工場であると断定するだけの資料がないという政府の統一見解の原案をまとめた、そういう

一つのことをわれわれはいろいろなケースで知っておるわけだ、真偽の程度は別でありまうけれども。しかも、これを関係各官庁に内示をしたようであるが、われわれは、かくのごとき問題の本質を故意にそらし、企業擁護、被害者不在の立場に立った無責任な事務的処理は、これを断じて了承することはできない、そういう立場です。

本件に関し、問題の性質からいって、人命尊重、社会開発の観点からして、この取り扱いいかんによつては、人道問題、あるいは社会問題、さらには政治問題にまで発展する様相を内蔵しておると、こう思うわけでありまう。したがって、国民の生命と健康を守る行政の最高スタッフであるところの厚生大臣は、この問題の推移と取り扱いについてはどういふようにお考えになつておられるか、どのように受けとめておられるか、そういう点について大臣の見解と所信をまず最初に伺つておきたい。もちろん、この問題については、関係省庁としては確かに科学技術庁あるいはその他の通産省にしても農林省にしても経済企画庁にもありますけれども、国民の生命と健康というものの科学的な判断というものを国の責任で出してほしいという、そういう一つの柱、核は、やっぱり厚生大臣だといふふうに判断をいたしますので、この問題はどうしても厚生大臣にがっかりやつてもらふ必要があるのだという見解からいふ点をお尋ねをするわけでありまう。お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(園田直君) 公害に対する問題は、御指摘のとおりでありまして、最終責任は生命と健康を守るべき所管である私の責任においてやるべきであると考えております。

なお、科学技術庁で政府の統一見解を出されたといふことでございますが、さうな事實はまだございせん。私は、先般新聞に出た科学技術庁の意見を拝見して、その日に科学技術庁の長官にお会いして、新聞に出たような意見であるならば自分は納得できないといふことを言つて、い

まままでの所信を技術庁長官に申し述べたわけでありまうが、技術庁長官は、事務的に検討しておるが、まだ自分のところに来ないからというところで、なるべく急いで結論を出して、最終段階は私と話の上に結論を出す、こういうことになつておりますが、その結論につきましても、私が最終の責任者でありますから、公害というものの本質を十分考へて結論を出したいと考えております。

○杉山善太郎君 漸次、厚生大臣を中心とし、さらに関係省庁のそれぞれの最高レベルの事務的なスタッフの関係官がお見えになつておりますので、それぞれお答えをいただくことにいたしますが、問題を少し先に進めてまいりたいと思ひます。

具体的な問題といたしまして、昭和二十八年から三十五年にかけて熊本県の水俣湾の周辺に発生した水俣病の発生原因の問題に關しては、昭和三十四年の十一月一日、厚生省の食品衛生調査会が、厚生大臣の諮問に答えて、発生原因はある種の有機水銀化合物であると、そういう答申を出しておるわけでありまう。さらに、熊本大学医学部は、その汚染源は水俣湾の沿岸にある新日本窒素水俣工場の排水であることを突きとめた。しかし、政府は、その当時水俣病総合調査連絡協議会というものをつくつておつたわけでありまうが、どうしたのか、確かにそういうものがあり、時間は費やしておつたけれども、汚染源について何らの結論を出そうとする努力もしていなかつた。そればかりではなく、そういうふうな食品衛生調査会の答申というものが大臣に出されたその後に、三十六年の三月に協議会は自然消滅した、解散をしてしまつたといふような龍頭蛇尾に終わつてゐるわけでありまう。

したがひまして、このようなことは、熊本の場合は過去の済んだことでありますけれども、同じようなケースである新潟の場合に、前者の災いを二度と繰り返すようなことがあつては断じてならないと思ひます。すなわち、新潟県阿

賀野川有機水銀中毒事件の汚染源について、すでに昭和四十二年の四月十八日に、厚生省の特別研究班が科学的な調査研究の結果、汚染源は阿賀野川河口を六十キロさかのぼつたところの昭和電工鹿瀬工場の廃液であるといふことに診断するといふことが多くのデータやいろいろなものに記されてあるわけでありまう。さらに、私も、いろいろと判断からして、強く主観的希望からいって、要するにこれは科学的判断だから、これがそのまゝの形で実は国の権威ある一つの公式の発表の内容であるといふふうに判断しておつたわけでありまう。

しかし、その後、すでに御承知のように、食品衛生調査会で、熊本の当時のスタッフとかなり違つて手のこんだ大がかりなスタッフが、しかも、その中から専門特別委員といふものを選んだ。その時点でわれわれはやはり厚生省のやり口に対して疑心暗鬼を持つたわけでありまう。それは、その五十名に近いところの食品衛生調査会のメンバーの中から、さらに重要なことであるから念には念を入れて特別専門委員といふものが選ばれた。その特別専門委員については、覆面的な選び方、名前は伏せておつたわけである。私は、その当時、坊厚生大臣に対してこの席上で非常な長いことばを費やしてやりとりしてゐるわけでありまうけれども、しかし、結局、その当時の熊林環境衛生局長は、かりそめにこういふことを言つたわけだ。これは一つはよくも一歩譲歩しなければならぬ面だ。といふことは、この専門委員が、外部からの政治的圧力、どんな雑音にも耳をかきず、学者の良識と専門的知識を以て結論を出すために、どうしてもこれは事務的に必要でありますので、事務的にはどうしてもこの場では公開するわけにはいかん。そんなばかなことはないといふことで、結局、委員長がとりなして理事会の席上で質問する云々という経過があつたのであります。この食品衛生調査会の出した結論と、前に大臣に答申されておつた内容を比べてみると、私どもの主観的希望のものとさしていけ

ば、四十二年の四月十八日に十名の科学者やそれから学問の権威と学者の良識によつた科学研究よりも、つまり「診断」と「基盤」といふことはあやからいって、どうも後退してゐる。しかし、これは昭電の一つの工場廃液であるといふ、そういうことをあわせ考へてみれば、国の責任において原因は公害といふことの公式の発表があるなら、ここを足がかり手がかりにして、受忍限度をこえた公害が出てきておるならば、当然加害者が被害者に対する補償をする、もしその加害者が死の商人のような欲張りで道義も人情も考えないものであるならば、そのときこそ行政権力で十分痛めつけてもらつてといふようなことを意識して、とにかくさういふことは考へておつたわけでありまう。

でありますから、私も、私どももいたしましては、当然この出た結論が一つのルールとして、なるほど科学技術庁のほうから金が出ておるわけですから、一つの窓口として科学技術庁のほうから発表されることはいいにしても、そういうふうな点からいふに思つてゐるわけでありまう。それが、今日の時点において、科学的判断がどこでだれかによつてひん曲げられて、そのためにまた結論が出ていないんじゃないかといふような気がするわけでありまう。したがって、国民の前にどうしてもすみやかに見解を発表してもらいたい。そういう関連の中で、今日の時点において、科学技術庁の長官からお答えいただいても、しよせん回り回つてこれは国民の健康と人命に關する問題でありますから、そういうふうな点で、私も、もはや科学的な判断といふものは出てゐるんじゃないか、その科学的な判断が出てゐるにもかかわらずその答へが出ないといふことは、出すべき科学的判断を拒否してゐるという、一体、拒否をしてしまつたらどういふことになるかといふわけでありまう。原因を明確にしておいてそして政治の場であるといふことにならうかと思ひます。その辺についてどのようなお考えをお持ち

になつておるわけでありませうか。

○国務大臣(國田直君) 公害に対する問題は、公害基本法の精神に明記してありますとおりに、あくまで国民の健康を守るという人間尊重が第一にあつて、ややもすると、いままでのような企業というものが主体であつて、その企業が人間になるべく損害をかせないというのではなくして、人間の生命と健康というもののワケ内において今後企業が進められていくということがその基本であることは、御指摘のとおりであります。

なお、私といたしましては、結論がそろそろ最終段階に来ておりますが、科学技術庁のほうでも、いままでの原則を否定されておるわけではなくして、いろいろ資料その他をわれわれのほうにもつとないかという請求を受けております。われわれのほうでも、できるだけ資料を出しまして、そして人間尊重の理念に立つた基本的な将来を見通したこれに対する国としての責任においてこれに対する判決——判決と申しますか、裁定を下したい、このように考えております。

○杉山善太郎君 科学的な判断は、そのまゝとんびしやりと真実でなくとも、いづれ歴史が解決する問題であつても、今日的な時点においては、国民の生命と健康を守る中核である厚生大臣が、どうしてこの時点で——この前の水俣のような形で、何々連絡協議会というものがあつて、答申もあつて、熊本大学医学部がそれだということになつて、一人や二人の学者の異説だけが大部分を支配したようなことになつてつちやつて、結局、同類の化学工場の装置というものが、立ち入り検査の点、あるいは防衛施設などの浄化装置施設について、そんな企業資本家に、そういう施設はいいけれども、マイナス装置だ、金がかかつて企業採算上云々だということを言わせずに、行政指導をしたらそういうことはなかつたんじゃないかというふうなふうにも判断をいたしているわけでありませうから、特にその点は強調しておきたいと思つております。

それでは、順次話を進めていくわけでありませう。

けれども、実は、一つの権威ある科学的な判断を

国の責任においてしてもらふためには、いろいろな意見、いろいろな見解というものを聞いていたが、きながら最終の断案を早く出してもらいたいというところで、蛇足ではありますけれどもこの点も申し上げておきたいと思つております。昭和三十九年八月から四十一年の七月にかけて阿賀野川の川口に発生した原因不明の病気を、新潟では、奇病だ、おかしいと。猫が川つぶちで踊つて、しまいは水の中へもぐつていつてしまふというふうなことは、どうも猫の脳みそが有機水銀中毒にかかつてしまつたのではないかと。その当時、第二の水俣病であるとかあるいはどうであるという名前がつけてなかつたわけでありませうけれども、その時点で原因不明の病気であつたのでありますけれども、新潟水俣病と断定して、その汚染源の究明を続けてきた新潟大学医学部神経内科の椿教授は、これまでの研究結果を取りまとめて、四月二十四日に新潟市で開かれた日本神経内科学会で講演をし、この中で、椿教授は、新潟水俣病の原因は、昭電鹿瀬工場の廃液であるということをはげしく発表しておるわけでありませう。

講演内容の骨格でありますけれども、水俣病患者の発生とか、患者の毛髪や川の中に含まれた水銀の測定であるとか、あるいは患者の病状とその手当てに関する研究であるとか、汚染源の追及では、昭電鹿瀬工場の排水口から出されたメチル水銀が川の中のミゴイを媒体として人体に接取され中毒患者が発生したと断定し、横浜国立大学の北川教授の農薬説に反論を加え、原因は昭電鹿瀬工場の廃液説を強調しておられる。これは文献を見れば明らかであるわけでありませう。

さらに、厚生省の特別研究班の一員であり、厚生省の結論に参画をした——厚生省の結論というのは、昨年の四月十八日に出版した参画したという意味であります。北野新潟県衛生部長は、こう言つております。科学技術庁は、厚生省が集めた資料をもとに検討しながら、全然別の結論を出しておる。現地調査もせず、現状では原因追及

と政治折衝が同じ次元で話し合われているのはおかしい。問題は、国が疑わしきは罰せずとの理念を産業公害問題にまで適用できるかどうか、企業の無過失責任も法律で賠償の対象であると規定する必要があると、こう言つておるわけでありませう。

さらに、五月五日、おとといであります。新

潟市で開かれた第四十一回の日本産業医学会で、久留米大学の山口教授がこういふ発表をやつておられるわけでありませう。これも、厚生省のほうでは、あるいは科学技術庁のほうでは、入念にデータを手に入れて検討してもらいたいと思ひます。が、今日の時点ではこのことだけを申し上げておきます。無機水銀は、カーバイトのかすとまざると簡単に毒性の強い有機水銀に変化する、化学工場のあるところでは至るところに危険があると指摘しておられます。

そこで、化学工業局長に申し上げますけれども、私はきつすいの労働運動者ですから、昭電はもう工場ができてあの労働組合を組織して、どの工場でも骨の髄まですべ——いまはいわゆるモデルプラントをつくらないと、原型がこわされてしまつておられますけれども、その当時、いわゆるアセトアルデヒドの生産工程については、無機水銀とそしてカーバイトのかすとというものはほとんどみそもくそも一緒のような形で、水俣の病気が昭和二十八年から三十五年ぐらいの時代でありませうから、いまださへ通産省の行政指導というものは、口で予防を言ひながら、内部的に立ち入り検査もろくろくやつていないのだ。その当時は、全くさうであつたけれども、しかしきめ手がなかつた。今日、学問的に、しかも産業医学会で権威ある大学の教授が堂々と学問の権威と良識において発表されている。だから、これはますます昭電犯人説だといふふうにしるうと判断でも考えられ

る、こういふふうに言つておるわけでありませう。したがひまして、私は、大臣の前で、しよせん回り回つていろいろと紆余曲折があつても、国の責任においてどうしても公害としての判断を下して

もらわれないと、そのけじめがついてこないのだ、救済措置に。第三の水俣病を食い止められないのだ。そういうことでどういふことを申し上げておるわけでありませうが、この点について化学工業局長から、いやそんなことはとんでもないことだとおつしやるかどうか、その点について一発見解を伺いたい。

○政府委員(吉光久君) ただいま御指摘いただき

ました五月五日の日本産業医学会での御発表になつた山口教授の御意見というものは、私も新聞で拝見いたしましたわけでありませうが、ただし、これは新聞で拝見したただけでございまして、どういふふうな過程でどういふふうになつてこつたかというふうな点につきまして、現在、できるだけ詳細な資料がいただければいただきたいというふうにご考慮しておるわけでありませう。こういう学説がまさにそのとおりである、まさに学界の通念であるといふことであるといひますと、有機水銀に對しますところの予防措置につきましても、いままでと違つた、さらに思ひ切つた徹底的な措置が必要になつてまい、このように考えておるわけでありませう。実は、いまその資料につきまして下さいます、実は、いまその資料につきまして下さいます、実は、いまその資料につきまして下さいます、実は、いまその資料につきまして下さいます、

○杉山善太郎君 さらに重ねて、追及ではなくてお尋ねいたしますが、先ほど、私は、ことばのあやで、語るに落ちた云々と申し上げましたけれども、そうしますと、今日、通産省のスタッフの中には、これは確かに原因は有機水銀である、したがつて名さしてどここの工場廃液と言わなくては、どこかに有機水銀という原因がある、どこから出たという問題については、いまそれを裏づける判断の資料として資料不足であるから、金をかけ金をかけても国としてとんとんと深く研究する、それと並行して被害者に対する措置をするという、そういうお考えであるというふうな理解をしていいですか。

○政府委員(吉光久君) お金をたくさんかけてあくまでも徹底的に究明するということは必要かと思ひますけれども、しかしそこにはおのずと限度があるのじゃないかと思ひます。今回の阿賀野川事件だけに限定して考えますれば、それを推定するに足る相当の資料があれば、それで推定してもいいというふうに判断いたしておるわけでございます。

ただ、こういう事件が将来も引き続いて起こるというふうなことは、これは避くべきことでございます。基礎的な学問的な究明というものは、これはさらにさらに行なわれてもいいのではないだろうかというふうに考へておるわけでございます。

○杉山善太郎君 先に進むことにいたします。先ほどちょっと述べましたが、来たる六月の六日に、新潟地方裁判所の民事部法廷では第三回目のいわゆる公害裁判が開かれる、そういう形になっているわけでありまして、そこで、この公害裁判の中では、原告側は要するに被害者代表、被告側といふのは昭電鹿瀬工場であります、その双方の弁護人の間に、原因論争について、工場排水が農薬で激しい論争が展開されると思ひます。

しかし、その反面には、毎日生活苦と病苦に悩まされている被害者は、一日も早く国の責任ある結論が出されることを待望しております。なおさらに、真実は一つしかないはずだから、裁判で真実の原因といふものを浮き彫りにしてもらいたいという願望を持ちつづけるわけでありまして。

しかも、昨年の六月十六日の参議院の本院議において、佐藤総理に対して、同僚の柳岡議員が、公害問題に関連して、阿賀野川の水俣病問題について、原因の究明及び被害者の援護、医療等について質問をしたのに対し、佐藤総理は次のように答へておられるわけでありまして。阿賀野川水銀中毒事件の原因については、厚生省担当官が真剣に探究しており、結論が出されると思ふ。政府としては被害者の援護、医療に万全を期すよう処置したいと、このように答へておられるわけでありまして。

そこで、私は、さらに再確認しておいていただきますけれども、佐藤総理は真剣という言葉を口癖のように使いますけれども、われわれはこれを善意に受けとめて、真剣に厚生省の担当官が原因究明についてということ、これは昨年のことでありまして、食品衛生調査会の科学的な判断や答申が厚生大臣になされておった時点でありまして、そういうふうな受けとめておつていたきたものであります。したがって、国としては公正明快な結論をすみやかに出すべきであり、いやしくも政治的な圧力とかそういうようなものに屈してはならない。私は、いままで、厚生大臣ないしその他の方々の意見を聞いておつたわけでありまして、農林省なり経済企画庁なり、今後は補償関係の問題にも陰に陽に関係あると思ひますから、この辺で——一応たゞどもが客観的にあるいは新聞などでうかがひ知つておる範囲では、それぞれの関係省庁は、厚生省の立場で正式見解という形でお出しになつておる報告書といふのが見解書といふものはおおむね承しておられるのでありますけれども、それはどういふ立場でどういふ位置づけでというふうな点について、この段階で聞かせたい、こう思ふのでありますので、ひとつお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(森沢基吉君) 農林省のほうからお答えをいたします。

農林省から私と農薬担当の田所参事官と二人参つておりますので、おのその分担任においてお答えをしたいと思います。農林省といつたしましては、先ほどお話がありました科学技術庁の特別研究促進調整費を昭和四十年に配賦を受けまして、私どものほうの水産研究所の一つでございます。日本海区水産研究所を動員いたしまして、阿賀野川の水域におきます魚類の分布並びに魚類のえさになります底棲生物等の分布等について分布調査を行ないました。その調査の結果によりまして、いろいろな方法を用ひまして魚類を採集し、

あるいは底棲生物を採集いたしました。その採取いたしました検体を水銀の分析のために厚生省の衛生研究所に送りましてこの問題の調査につきまして分担をいたしました。そういう経過がございます。これは先生よく御存じのことでございます。

昨年の八月に、厚生省のほうから、有機水銀中毒に対する見解が科学技術庁に提出をされました。私たちがこの厚生省で行なわれましたいろいろな膨大な資料等を内部の研究者を交えて検討いたしました結果、農林省が分担をいたしました分野は先ほど申し上げた分野でございますけれども、全般におきまして特に農林省の立場から厚生省の御見解につけ加えるものはないという回答を四十二年の十月に科学技術庁に提出をいたしました。そういうわけでございます。原因といつたしましては、工場排水説、農薬説、いろいろ予想をされるわけでございますが、いま申し上げましたように、農林省としては特につけ加える意見がございませんで、むしろ原則的には厚生省の意見を支持をいたしましたという立場でございます。

○杉山善太郎君 水産庁の方に。実は、あの内陸水面の中で二千名に近い淡水魚の漁業関係者が、ある程度この漁業規制が果てなされておるわけでありまして、しかし、実際問題において、阿賀野川の魚はもうとつても買ひ手がいないのだ。まああれは食べないほうがいいと思ひますけれども、そういうような点で、やはりいろいろな説はあるわけでありまして、原因がはっきりしてきかなければ、この水の水質というものを厳密に研究して、全部魚というものを何かの形で殺してしまつて、そして新たに放流していくというふうな形でいかなければ、ただでさえ経済補償という面や経済という面についてはどういふ仕事がない、食えないというふうな点についてはどういふ点か、こゝろ言つておられるわけでありまして、その辺に参考になるそういう問題については、今後の補償の問題についてはききよりはやしません、そういう点についてひとつ見解なり考へをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(森沢基吉君) いま先生おっしゃいましたように、この沿岸には協同組合にいたしまして五組合、約千四百名に近い内水面漁業の組合員がおります。もちろん、内水面漁業でございますから、農業その他の兼業がおもでございますけれども、先般も私のほうへその代表者等がお見えになりました。いろいろ、原因の究明を早くやつてほしいという御陳情のほか、今後の内水面漁業としての対策について御相談がございました。私たちは、いまだ最終結論を出してありませんけれども、いま先生おっしゃいましたように、全部阿賀野川の水族を一応殺して新たなものをとつて考へ方ももちろんあります、外国でも実は有害な魚類を特定の薬を使ひまして全部殺しまして、そのあとに有用な魚類を放流をするというところをアメリカあたりでやつておる例もございまして、サケ、マスという魚類もありますが、そういう方法よりも、むしろ沿岸の漁業者なりあるいは河川の漁業者なりが積極的によい、フナを養殖し、あるいは種苗を放流するといふような方法で、内水面漁業の振興の一環として県とも相談をしながら何か将来向きなことを考へるほうがいいのではないかと、そういう考へ方をいま持つております。

○杉山善太郎君 だんだんと話を進めていくうちに時間が来ますので、話をはしよつて先に進みますけれども、非常にくだいようでありますけれども、さらに念には念を入れて申述べたいと、こゝろ思ふわけでありまして。

阿賀野川流域の有機水銀問題が問題になつてからもう三年半というふうな時日を経過してはいるわけでありまして。そういう中で、四十二年の五月三十一日、新潟県人権擁護委員会では、被災者の身体や生活権が不当に侵されておるのではないか、そういう観点から、審議した結果、厚生省と県へ、熊本県の水俣あるいは新潟の阿賀野川流域に続く第三の悲劇を繰り返さないための予防処置を講ずること、それから生活保護料やあるいは弔慰金の増額、漁業補償の支給など、被災者の経済面の救

済処置を講じてもらいたいとの要望書を提出しているわけであり。しかも、このことは、関東一円の関東ブロック人権擁護委員会でも取り上げられ、同じ趣旨の要望書が厚生大臣に出されておるといふ経過に徴しても明らかである。要は国の責任において一日も早く断絶を断つて、きょうは科学技術庁からは高橋科学審議官が来ておられますから、一体、今月中にこの結論を出すのか、いつかという点について、常識のものをさしであり先に延びているではないかということであり、まずけれども、まあ長官ではないから、その辺についてはということでも明快な答えをまだ得ることはできませんけれども、要は国の責任において断絶を断つて一日も早く、この交通事故でひき逃げされたようなかっこうの被害者に対する医療補償にしても、生活補償にしても、あるいは漁民に対する経済補償にしても、自治体についていってもどこに持っていくても、気の毒だ、かわいそう、何となく早く原因を究明と、ことばのあやでは上手なことを言っていますけれども、厚生省の科学的な公正な判断がつかない限りは処置なし、こうした形でありますから、その点については断絶を断つて厚生大臣にやっていただきたいというのを再要望いたしますから、それはそのとおりでやるということならお答えいただかなくていいのですが、この辺について、もう一、二でやめますが、ひとつ所信を伺いたい、こう思います。

○国務大臣(園田直君) 御意見の中にありました、公害につきましても、公害の基本的な本質問題から考えまして、あくまで科学的に究明をして、政治的な圧力あるいは配慮等は一切なさないで、一日も早くこれを認定をする方向に進めたい、こう考えております。

○杉山善太郎君 申し上げておきますが、また裁判に関連をいたしますけれども、被告側である、しかもあくまで農業原因説を主張しておられる昭電側はもちろんでありますけれども、日本化学工業協会会長の安西正夫さん、これは昭電の社長で

あることは先刻御承知のとおりでありますけれども、この日本化学工業協会の会長をはじめ、かつて熊本で水俣病が発生したときに、それは海中に沈められた旧陸軍の爆薬が原因という説を盛んに唱えておった同協会専務理事の大島竹治さんという方がいらつしやるわけでありまして、この方はこういふふうにおっしゃっています。産業界で主張するのは、こんなことで昭電が原因者とされては、補償問題があつてこつちでなだめだに起きている、それをおそれるからだ、農業説を主張しておられる。まことにこれは言語道断だと思つておられる。これも直接本人から聞いたわけではあります。これもまあ言わぬことを週刊誌や新聞やその他の権威ある雑誌に書いてあるわけはないと思つて一応申し上げているわけでありまして、しかし、いづれ、ただ一つしかない真実は、歴史的な公害裁判によつて、加害責任者といひますか、真犯人がだれであるかといふことは明らかになることを強く希望し信じているわけであり、したが、当面はまず国の責任において一日も早く明快に原因の究明について結論を出してもらつて責任をもち、調査の結果企業に責任があれば、企業につまりすべてを負担をさせるという大原則を早急に確立する必要があるのだといふふうに考えるわけでありまして。

たゞ、昭和四十一年の十月、厚生大臣の諮問機関である公害審議会の権威ある答申の中にうたわれてあることは、公害によつて受忍限度をこえる損害を生じたときは、原因者が賠償責任を負うことを義務づけておることにかんがみ、これを公害関係法の中に位置づけて法制化すべきであると思つておられる。しかし、過般の国会で公害基本法が通つたわけでありまして、率直にいつてしり抜けでありまして、受忍限度をこえた被害に對して企業が賠償責任を持つといふことを法律的に位置づけたり、うたふことができなかったのだ、ごさいますけれども、現時点にはそれであつても、これは早急に手直しをする必要があるのだ、

断絶を断つてやる必要があるのだといふふうに考へておられますので、いま申し上げたやうないわけの言語道断な企業資本家といふものがあるわけでありまして、さういふ点についてもひとつ十分留意をしておいていただきたいといふことをこの点は強く要望を申し上げておきますが、これに對して、今日、公害基本法を踏まえてそれに対する関連法規といふものが近く出されるわけであり、まずけれども、それはそれといたしまして、公害の被害を受けた者に対して受忍限度に対するいゆる被災補償といふ問題に対する法制化といふ問題について、大臣は一体どのように考へておられますか。

○国務大臣(園田直君) 公害にかかる紛争の処理及び被害の救済については御指摘のとおりでありまして、ただいま中央公害対策審議会に御意見を伺つておると同時に、私のほうでも、これと並行して、急ぐ問題でありますから、鋭意法律案の成案に各省と折衝中でございます。そこで、その基本といふものは、基本法に定められた原因者が賠償責任を負ふといふことを基本にして、しかしながら、それまでの間、被害者といふものはほつておかれるわけでありまして、その間は政府が立てかえて、そしてこの救済の紛争については一口に言へば公正取引委員会のような権威のある公正な委員会認定をして、認定があつたならばそれぞれの規定に従つて原因者が主になつて払ふと、さういふふうなことで法律案を検討中でございます。

○杉山善太郎君 もうあと一つで終わりますが、経過の中で、阿賀野川の河口の六十キロ上流で云々といふ問題や、それから新潟地震で埠頭の倉庫に貯蔵されておつた農薬が流れ云々といふこと、しかし、阿賀野川の河口の辺に化学工場があつてそこからも出ておるのじゃないかといふ、要するに水質の質とか水質とかに關係をする関連の中で、たとえば経済企画庁の水質のさういふたやうなものに対する観点について、総合的な科学的な判断を下す中に、何か経済企画庁のほうの水質

關係のほうの担当官のほうで関連した参考になる——いづれにしても科学的な判断を国の責任でしてもらつて、龍頭蛇尾でこれは資料がなかったといふやうな形でおつたなすといふことは、人道問題からいつても、社会問題からいつても、政治問題に発展しても許されない問題でありますから、あと一つで終わりますけれども、今泉水資源局長から……

○政府委員(今泉一郎君) 経済企画庁といたしましては、先ほど来いろいろお話がございましたように、科学技術庁のほうで政府の統一見解をお取りまとめ中でございますので、その結果を待ちまして、水質の規制その他等を含めまして対処してまいりたいと思ひますが、御承知のように、原因の探究、将来の災害の予防、いろいろ問題がございますが、現にあの河川につきましても、問題のあつた昭電の工場も、操業を——アセトアルデヒドのいわゆるアセチレン法による製造でございますが、さういふ製造はもうすでにやめております。また、もう一つの工場もさうでございます。さういふことも含めまして、いかに対処すべきかをきめていきたい、さう考へておるわけでありまして。

は農業関係の医学会であるとかいうようなそういう公害に対するいろいろなものが発展をしてきておるわけでありまして、私どもは政治の場における者の立場から、ひしひしとそういう動きというものを身を感じておるわけでありまして、そうしたものはいろいろなパイプを通して所管行政庁にも陳情なり建議という形で出てきておる。こういう現下の情勢の中で、少なくともこれを十分吸い上げて、しかも、やはりこれは国の責任において研究し、調査し、相当な予算の裏づけの措置をしなから十分これらにこたえていくということが必要な事件ではないかというふうに考えております。重ねて申し、強く要求いたしますが、かりそめにも真実というものに對して、それが歴史的な批判の中であらうに真実であつたというところはこれは予想の限りでないにしても、今日の時点において、いつの閑議で、厚生省の、あるいは各関係省庁の統一見解が、科学的な判断に基づいて、たとえば新潟の場合は第二の有機水銀事件で新潟で食いとめたというような一つのけじめがつくような体制をひとつとっていただきたい。科学技術庁長官なり通産大臣なりその他の関係大臣と閑議の場を通して十分この問題を早く結論を出していただきたい、そういうことについて要求をし、要望しておきたいと思ひますが、所信を伺つて質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(國田直君) ただいまの御指摘の意見は十分平素から私も考えておりますところで、あくまでも生命と健康を守るという立場で、將來また企業の方々が生命と健康を守るというワク内において企業を計画されるように、現時点と將來にわたつて、いろいろな配慮であるとか、あるいはあいまにするとかそういうことなしに、各方面の意見を聞いて、そして公正な最後の判断は私の責任においてやりたいと考えております。

なお、一言誤解がないように申し上げておきたいと思ひますことは、ただいまこの問題が裁判になつておりますが、裁判で判決されることと私が公害と認めることと、影響はあるかもわかり

ませんが、本質的に異にしておる点だけを御了解願ひたい。と申しますことは、公害と認めるというところは、裁判で決定されるものと違つて、一口に言へば、疑わしきは罰せずとかあるいは証拠が全部あがらなければどうだという意味でなくて、いろいろな科学的なあるいは医学的な資料が集まつて大体推定されるならば、その方向に持つていくべきものであると、私はかように考えておりますから、裁判の判決と私の判定とはそこに本質的に相違があることだけは御了解を願ひたいと思ひます。

○杉山善太郎君 それは、大臣、裁判の場合は損害賠償でありますから、科学的な原因が農業であるか何であるかというそれも当然関連をしてくるのでありまして、けれども、その点は十分理解をしておるつもりであります。

大体以上であります。

○委員長(山本伊三郎君) 他に御発言もないようです。から、今日の調査はこの程度にとどめておきます。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

四月二十六日本委員会に左の案付を付託された。

一、清掃施設整備緊急措置法案(予備審査のため)の付託は二月十五日)

一、船員保険法の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は二月十九日)

一、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案(藤原道子君外二名発議)

一、社会保険労務士法案(衆)(予備審査のため)の付託は同日)

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第六十条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により準用する第七條又は第八條の規定による免許を受けた者は、看護士又は准看護士と称する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(登録免許税法の一部改正)

2 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十三号のイの(3)中「男子である看護人」を「看護士」に改める。

社会保険労務士法案

社会保険労務士法

目次

第一章 総則(第一条―第七條)

第二章 社会保険労務士試験(第八條―第十四條)

第三章 社会保険労務士業(第十五條―第二十三條)

第四章 監督(第二十四條・第二十五條)

第五章 雑則(第二十六條―第三十一條)

第六章 罰則(第三十二條―第三十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会保険労務士の制度を定めて、その業務の適正を図り、もつて労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「社会保険労務士」とは、主務大臣の免許を受け、社会保険労務士の名称を用いて、次の各号に掲げる事務を行なう者をいう。

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令(以下「労働社会保険諸法令」という)に基づいて行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書その他の書類を作成すること。

二 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類(前号に掲げる書類を除く)を作成すること。

三 事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること(労働争議に介入することとなるものを除く)。

2 前項各号に掲げる事務には、その事務を行なうことが他の法律(行政書士法(昭和二十六年法律第四号)を除く)において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

(資格)

第三条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士となる資格を有する。

一 社会保険労務士試験に合格した者

二 第十一条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第九条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

2 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

(免許)

第四条 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、主務大臣の免許を受けなければならない。

2 社会保険労務士の免許は、免許証を交付して行なう。

(欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、社会保険労務士の免許を与えない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 第二十五条第一項の規定による免許の取消

しの処分を受けた者で、その処分の日から二年を経過しないもの

四 この法律又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

五 前号に掲げる法令以外の法令の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

(免許の取消し)
第六条 主務大臣は、社会保険労務士が虚偽若しくは不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明したとき、社会保険労務士が前条第二号、第四号若しくは第五号に該当するに至つたとき、又は社会保険労務士から免許取消しの申請があつたときは、その免許を取り消さなければならぬ。

(免許に関する省令への委任)
第七条 この章に規定するもののほか、社会保険労務士の免許の申請、免許証の交付その他免許に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第二章 社会保険労務士試験
(受験資格)
第八条 次の各号の一に該当する者は、社会保険労務士試験を受けることができる。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた者又は同法による短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者

二 旧高等学校令(大正七年勅令第三百八十九号)による高等学校高等科、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学予科又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 司法試験第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者

四 国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令に關する事務に従事した期間が通算して三年以上になる者

五 国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

六 行政書士となる資格を有する者

七 社会保険労務士又は弁護士業務の補助の事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

八 労働組合の役員として労働組合の業務にもつぱら従事した期間が通算して五年以上になる者又は会社その他の法人(法人でない社団又は財団を含む。)(労働組合を除く。次号において法人等という。)の役員として労働を担当した期間が通算して五年以上になる者

九 労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令に關する主務省令で定める事務に従事した期間が通算して五年以上になる者

十 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(社会保険労務士試験)
第九条 社会保険労務士試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行なう。

一 労働基準法
二 労働者災害補償保険法
三 失業保険法
四 健康保険法
五 日雇労働者健康保険法
六 厚生年金保険法
七 労働及び社会保険に關する一般常識

(試験の執行)
第十条 社会保険労務士試験は、毎年一回以上、主務大臣が行なう。

2 主務大臣は、社会保険労務士試験をつかさどるため、労働及び社会保険に關し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士試験委員

を任命するものとする。

(試験科目の一部の免除)
第十一条 別表第二の上欄に掲げる社会保険労務士試験の試験科目については、当該下欄に掲げる者に該当する者に対して、それぞれ、その申請により、その試験を免除する。

(受験手数料)
第十二条 社会保険労務士試験を受けようとする者は、政令で定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

2 前項の規定により納めた受験手数料は、社会保険労務士試験を受けなかつた場合においても還付しない。

(合格の取消し等)
第十三条 主務大臣は、不正の手段によつて社会保険労務士試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、三年以内の期間を定めて社会保険労務士試験を受けることができないものとする。

(試験に關する省令への委任)
第十四条 この章に規定するもののほか、受験手続、社会保険労務士試験委員その他社会保険労務士試験に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第三章 社会保険労務士業
(社会保険労務士業の届出)
第十五条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なおうとする社会保険労務士は、事務所を定めて、あらかじめ、氏名、事務所、所在場所その他主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(事務所)
第十六条 他人の求めに応じ報酬を得て、第二条に規定する事務を業として行なう社会保険労務士(以下「社会保険労務士業を行なう社会保険労務士」という。)は、その業務を行なうための事務所を二以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において主務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(不正行為の指示等の禁止)
第十七条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(報酬の制限)
第十八条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、何らの名義をもつてするを問はず、その業務に關し、主務大臣が定める額をこえて報酬を受けてはならない。

2 主務大臣は、前項の報酬の額を定めるときは、これを告示しなければならない。

(帳簿の備付け及び保存)
第十九条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、その業務に關する帳簿を備へ、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所及び氏名又は名称その他主務大臣が定める事項を記載しなければならない。

2 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、前項の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から一年間保存しなければならない。

社会保険労務士業を行なう社会保険労務士でなくなつたときも、同様とする。

(依頼に應ずる義務)
第二十条 社会保険労務士業を行なう社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(信用失墜行為の禁止)
第二十一条 社会保険労務士業を行なう社会保険

労働士は、社会保険労働士の信用又は品位を害するよう行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十二條 社会保険労働士業を行なう社会保険労働士は、正当な理由がなくて、その業務に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。社会保険労働士業を行なう社会保険労働士でなくなつた場合においても、同様とする。

(労働争議に対する不介入)

第二十三條 社会保険労働士業を行なう社会保険労働士は、法令の定めによる場合を除き、労働争議に介入してはならない。

第四章 監督

(報告及び検査)

第二十四條 主務大臣は、社会保険労働士業を行なう社会保険労働士の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該社会保険労働士に対し、その業務に關し必要な報告を求め、又はその職員をして当該社会保険労働士の事務所に入り、当該社会保険労働士に質問し、若しくはその業務に關係のある帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をしようとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(懲戒)

第二十五條 社会保険労働士がその業務に關してこの法律若しくはこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令に違反したとき、又は社会保険労働士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、主務大臣は、戒告を与え、一年以内の期間を定めて社会保険労働士業を行なう社会保険労働士の業務の停止を命じ、又は社会保

険労働士の免許を取り消すことができる。

2 主務大臣は、前項の規定により業務の停止又は免許の取消しをしようとするときは、当該社会保険労働士又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行なわなければならない。

3 前項の場合において、主務大臣は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の一週間前までに、当該社会保険労働士に通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該社会保険労働士又はその代理人は、説明をし、かつ、証拠を提出することができる。

5 主務大臣は、当該社会保険労働士又はその代理人が正当な理由がなくて聴聞の期日に出頭しないときは、聴聞を行なわないで、第一項の規定による業務の停止又は免許の取消しをすることができる。

第五章 雑則

(名称の使用制限)

第二十六條 社会保険労働士でない者は、社会保険労働士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(社会保険労働士の制限)

第二十七條 社会保険労働士でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て第二條第一項第一号及び第二号に規定する事務を業として行なつてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に附随して行なう場合は、この限りでない。

(資質向上のための援助)

第二十八條 主務大臣は、社会保険労働士の資質の向上を図るため、講習会の開催、資料の提供その他必要な援助を行なうように努めるものとする。

(主務大臣等)

第二十九條 この法律における主務大臣は、厚生大臣及び労働大臣とする。

2 この法律における主務省令は、厚生省令、勞

働省令とする。

(権限の委任)

第三十條 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事及び都道府県労働基準局長に委任することができる。

(省令への委任)

第三十一條 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、主務省令で定める。

第六章 罰則

第三十二條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて社会保険労働士の免許を受けた者

二 第二十七條の規定に違反した者

三 第二十二條の規定に違反した者

四 第二十五條第一項の規定による業務の停止命令に違反した者

五 第二十七條の規定に違反した者

2 前項第三号の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十三條 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八條第一項の規定に違反した者

三 第十九條の規定に違反した者

四 第二十條の規定に違反した者

五 第二十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

六 第二十六條の規定に違反した者

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第三十二條第一項第五号又は前条第二号若しくは第五号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(資格の特例)

2 この法律の施行の際引き続き六箇月以上行政書士会に入会している行政書士は、第三條の規定にかかわらず、社会保険労働士となる資格を有する。

3 前項の規定により社会保険労働士となる資格を有する者が社会保険労働士となるには、この法律の施行の日から起算して一年以内に、第四條第一項の規定による主務大臣の免許を申請しなければならない。当該期間内に免許の申請をしない場合においては、当該期間経過の日において、その社会保険労働士となる資格を失う。

4 この法律の施行の際現に次の各号の一に該当する者で、主務大臣が行なう選考により、社会保険労働士となるにふさわしい知識及び能力を有すると認められたものは、第三條の規定にかかわらず、社会保険労働士となる資格を有する。

一 学校教育法による大学において学士の称号を得るのに必要な一般教養科目の学習を終つた後、又は同法による短期大学、旧高等学校令による高等学校高等科、旧大学令による大学予科若しくは旧専門学校令による専門学校を卒業し、若しくは修了した後、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に通算して八年以上従事した者

二 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中学校、高等女学校若しくは実業学校を卒業した後、国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に通算して十年以上従事した者

三 国又は地方公共団体の公務員として労働社会保険諸法令の施行事務に連関して十二年以上従事した者

四 主務大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

五 前項の規定により主務大臣が行なう選考を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、昭和四十四年三月三十一日までに、その申請をしなければならない。

六 主務大臣は、附則第四項の選考の事務をつかさどらせるため、臨時に、労働及び社会保険に關し学識経験を有する者のうちから社会保険労働士選考委員を任命するものとする。

七 社会保険労働士選考委員は、附則第四項の選考を行なうにあつて、必要と認める場合においては、審査を行なうことができる。

八 附則第四項の選考を受けようとする者は、政令で定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。

九 社会保険労働士選考委員に關して必要な事項は、主務省令で定める。

十 附則第四項の選考及び附則第七項の審査の基準は、主務大臣が告示する。

十一 (社会保険労働士試験の執行に關する特例)
第十條第一項の規定にかかわらず、昭和四十三年においては、社会保険労働士試験を行なうことができない。

十二 (名称使用に關する経過規定)
この法律の施行の際現に社会保険労働士又はこれに類似する名称を用いている者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、第二十六條の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。

十三 (厚生省設置法の一部改正)
厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。
第五條中第六十二号の六を第六十二号の七とし、第六十二号の五の次に次の一号を加える。

六十二の六 社会保険労働士試験及び社会保険労働士の免許を行ない、並びに社会保険労働士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労働士業の停止を命ずること。
第三十六條の四「第六十二号の五」の下に「第六十二号の六」を加える。
第三十六條の六中第十二号を第十三号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
第十二 社会保険労働士法(昭和四十三年法律第 号)を施行すること。

(労働省設置法の一部改正)
労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第四條中第十三号の二を第十三号の三とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 社会保険労働士法(昭和四十三年法律第 号)に基づいて、社会保険労働士試験及び社会保険労働士の免許を行ない、並びに社会保険労働士の免許の取消しを行ない、又は社会保険労働士業の停止を命ずること。
第六條第九号の次に次の一号を加える。
九の二 社会保険労働士法の施行に關すること。

(地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二條第七項第十五号の次に次の一号を加える。
十五の二 社会保険労働士業(行政書士法の一部改正)
行政書士法の一部を次のように改正する。
第一條第二項中「他の法律」の下に「(社会保険労働士法(昭和四十三年法律第 号)を除く。)」を加える。

(登録免許税法の一部改正)
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号中「登録」の下に「免許」を加え、同号(四)の次に次のように加える。
七の二 社会保険労働士免許件数一件につき
法(昭和四十三年法律 号)第四條第一項(免許)の社会保険労働士の免許

の一部分を次のように改正する。
別表第一第二十三号中「登録」の下に「免許」を加え、同号(四)の次に次のように加える。
七の二 社会保険労働士免許件数一件につき
法(昭和四十三年法律 号)第四條第一項(免許)の社会保険労働士の免許

別表第一
一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)
二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)
三 職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)
四 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)
五 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号)
六 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二百二十六号)
七 職業訓練法(昭和三十三年法律第三百三十三号)
八 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号。第十條の二、第十條の三及び第十八條の規定に限る。)
九 最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)
十 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)
十一 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)
十二 じん肺法(昭和三十五年法律第三十号)
十三 身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第二百二十三号)
十四 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百十六号)
十五 激甚災害に対処するための特別の財政援助

助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号。第二十五條の規定に限る。)
十六 労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十一年法律第十八号)
十七 港湾労働法(昭和四十年法律第二十号)
十八 雇用対策法(昭和四十一年法律第三十三号)
十九 沖縄居住者等に対する失業保険に關する特別措置法(昭和四十二年法律第三十七号)
二十 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)
二十一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)
二十二 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)
二十三 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六十六号)
二十四 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七十七号)
二十五 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百十五号)
二十六 厚生年金保険及び船員保険交渉法(昭和二十九年法律第一百七十七号)
二十七 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)
二十八 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)
二十九 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第八十号)
三十 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)
三十一 石炭鉱業年金基金法(昭和四十二年法律第三十五号)
三十二 健康保険法及び船員保険法の臨時特例に關する法律(昭和四十二年法律第四十号)
三十三 前各号に掲げる法律に基づく命令
三十四 行政不服審査法(昭和三十七年法律第一百六十号。前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。)

別表第二

免除科目	免 除 資 格 者
労働基準法	司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したもの 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 主務大臣が、労働基準法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
労働者災害補償保険法	国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 労働者災害補償保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、労働者災害補償保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
失業保険法	国又は地方公共団体の公務員として失業保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 失業保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、失業保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
健康保険法	国又は地方公共団体の公務員として健康保険法又は日雇労働者健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
日雇労働者健康保険法	社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、日雇労働者健康保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

厚生年金保険法	国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 社会保険審査官の職にあつた期間が通算して五年以上になる者 主務大臣が、厚生年金保険法についてこの欄の前二項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者
労働及び社会保険に関する一般常識	国又は地方公共団体の公務員として厚生省又は労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間が通算して十年以上になる者 主務大臣が、労働及び社会保険についてこの欄の前項に掲げる者と同等以上の知識を有すると認める者

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二千万円の見込みである。

四月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働基準法の一部を改正する法律案(衆)

労働基準法の一部を改正する法律案
労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子及び年少者」を「第六章の女子及び年少者」に改める。

二、車両等運転者」に改める。

第三十七条第一項中「若しくは前条」を「前条若しくは第六十八條の四」に改める。

第四十一条第一号及び第三号中「従事する者」の下に「(第六章の二に規定する専業車両等運転者を除く)」を加える。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 車両等運転者

(用語の意義)

第六十八條の二 この章で車両等とは、汽車、電

車、気動車、自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第二条第二項に規定する自動車をいう)、船舶(船舶法(昭和二十二年法律第百号)第一条第二項第一号及び第二号に掲げる船舶に限る。)及び航空機をいう。
この章で車両等の運転とは、車両等を運輸の機器としての用い方に従つて用いることをいう。

この章で車両等運転者とは、車両等に乗つて車両等の運転に従事する労働者をいう。
この章で専業車両等運転者とは、主として車両等の運転に従事する車両等運転者をいう。
(専業車両等運転者の労働時間)
第六十八條の三 専業車両等運転者については、第三十二条第一項の労働時間は、一日について六時間四十分、一週間について四十時間とする。

使用者は、専業車両等運転者については、就業規則その他により、二週間を平均し一週間の労働時間が四十時間をこえない定めをした場合においては、その定めにより第三十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、特定の日に於いて六時間四十分又は特定の週において四十時間をこえて、労働させることができる。ただし、一日においてこえて労働させることができる時

間は、一時間とする。

(專業車兩等運轉者の時間外労働)

第六十八條の四 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、專業車兩等運轉者については、第三十二條第一項及び前条の規定にかかわらず、一日について一時間、二週間について十時間、一年について六十時間をこえない範囲内において、その協定で定めるところによつて労働時間を延長することができる。

(專業車兩等運轉者の始業時刻)

第六十八條の五 使用者は、專業車兩等運轉者の一日における始業時刻については、当該労働者の直前の労働日の終業時刻から起算して少なくとも八時間以後の時刻となるように、これを定めなければならない。

(割増出来高抑制の禁止)

第六十八條の六 使用者は、專業車兩等運轉者の賃金については、車兩等の運轉による作業量に応じて割増しをして算定される出来高抑制その他の請負制によつて定めてはならない。

(專業車兩等運轉者についての適用の除外)

第六十八條の七 第三十二條第二項、第三十五條第二項、第三十六條、第四十條及び第六十一條の規定は、專業車兩等運轉者については、これを適用しない。

第六十條第三項、第六十八條の第三項及び第六十八條の四の規定は、満十八歳に満たない專業車兩等運轉者については、これを適用しない。

(非專業車兩等運轉者の車兩等の運轉時間)

第六十八條の八 使用者は、專業車兩等運轉者以外の車兩等運轉者に、一日について六時間四十分、一週間について四十時間をこえて車兩等の運轉をさせてはならない。

前項の運轉時間は、事業場を異にする場合においても、これを通算する。

(継続運轉時間)

第六十八條の九 使用者は、車兩等運轉者に、四時間をこえて継続して車兩等の運轉をさせてはならない。

前項の規定は、車兩等運轉者が、一日において、車兩等の運轉をやめた後、継続する一時間以上の休憩を与えられなかつた及び車兩等の運轉をするときは、前後の車兩等の運轉は継続するものとみなして、これを適用する。一日において、事業場を異にしてふたたび車兩等の運轉をするときも、同様とする。

使用者は、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第二百六条第一項各号に掲げる航行を行なう航空機の車兩等運轉者(満十八歳に満たない者を除く)については、行政官庁の許可を受けた場合には、第一項の規定にかかわらず、その必要最小限をこえない限度で、四時間をこえて継続して当該航空機に係る車兩等の運轉をさせることができる。

(準用規定)

第六十八條の十 第三十三條の規定は、第六十八條の八の運轉時間及び前条の継続運轉時間について、これを準用する。

(車兩等運轉時間台帳)

第六十八條の十一 車兩等運轉者を使用する使用者は、各事業場ごとに車兩等運轉時間台帳を調製し、車兩等運轉者の運轉の開始及び終了の時刻、運轉時間その他命令で定める事項を運轉の終了のつど遅滞なく記入しなければならない。

第百九條中「賃金台帳」の下に、「車兩等運轉時間台帳を加える。

第百九條第一号中「第六十六條」の下に、「第六十八條の三から第六十八條の五まで、第六十八條の八第一項、第六十八條の九第一項」を加え、同条第二号中「第三十三條第二項」の下に、「第六十八條の十において準用する場合を含む。」を加える。

第八條の十において準用する場合を含む。」を加える。

第百二十條第一号中「第三十三條第一項但書」を「第三十三條第一項ただし書(第六十八條の十において準用する場合を含む。)」に改め、「第六十八條」の下に、「第六十八條の六、第六十八條の十一」を加える。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の労働基準法第六十八條の九第三項に規定する行政官庁の許可は、この法律の施行前においても、することができる。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

四月二十六日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本沿岸の沈没艦船調査に関する請願(第三七一號)(第三七二號)
一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(第三七二號)
一、国民年金の老齢福祉年金増額並びに所得制限の緩和に関する請願(第三七五號)
一、医師・看護婦の増員に関する請願(第三七八號)(第三八六號)(第三八七號)(第三八八號)(第三八九號)(第三九〇號)(第三九三號)
一、ソ連長期抑留者処遇に関する請願(第三七九號)(第三七八〇號)(第三九四號)
一、医療労働者の大幅増員及び夜勤制限並びに医療内容の改善に関する請願(第三七九號)
一、衛生検査技師法の一部改正に関する請願(第三八三號)(第三八六號)
一、原爆被害者援護法制定に関する請願(第三八五號)
一、心配ごと相談所補助金の増額に関する請願

(第三九四七號)

第三七一號 昭和四十三年四月十二日受理
日本沿岸の沈没艦船調査に関する請願
請願者 東京都世田谷区北沢一ノ四五ノ三
一 寺岡謙平

紹介議員 井川 伊平君

海洋戦没者の収揚を前提とする日本英露奉議会の左記計画の実現について援助を切望する。
一、太平洋戦争による日本沿岸の沈没船舶約五百八十隻と、その船舶内に眠る一万二千余柱(推定)の実態調査。
一、右、調査費約二億六千万円に対する補助。

理由
一、戦没者の英霊収容は国家としても戦後処理の重大課題の一つである。陸上戦没者については、数次にわたり墓参団の結成、現地調査団の派遣並びに遺骨の収集等が行なわれてきたが、不幸にも海洋戦没者の収揚は、ほとんど民間企業の善意にたより、しかも立地条件あるいは技術上の困難によつて、戦後二十二年を経た今日でもまったく結につかないのが現状である。

二、本会は過去十三年にわたり、これら海洋戦没者にもつとも深い関心をよせ、その遺家族とも密接な関連をもちつつ、心から英霊収揚の願いを訴え続けてきた。
三、その間、多大の困難に直面しながら日本はもとろん諸外国の資料も探索し、海洋戦没者の実態調査を行ない、ようやく第一段階の調査を終了した。

四、この調査を基とし、次には英霊収揚を前提とする実態調査の必要に迫られたが、この事業を遂行するには相当多額の経費を必要とし、とうてい本会の力だけではできないので、国家の支援を得て、この重大なる課題を解決し、遺家族の悲痛な要望にこたえたく、まず日本沿岸の沈没船舶調査計画(別紙添付)を作成した。

五、本会は本具計画案に関する各種調査資料を綿密に整備してあることはもちろん、各種の技

術陣容の動員も遺漏なく措置できるので、一日も早く本計画案実現に支援されたい。

第三七二四号 昭和四十三年四月十三日受理

日本沿岸の沈没艦船調査に関する請願

請願者 東京都世田谷区松原五ノ二五ノ一

一 橋田正夫

紹介議員 平島 敏夫君

この請願の趣旨は、第三七一一号と同じである。

第三七二九号 昭和四十三年四月十三日受理

日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

請願者 大阪市城東区今福中一ノ一八一

泉家憲一外四百九十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第三七五三三号 昭和四十三年四月十六日受理

国民年金の老齢福祉年金増額並びに所得制限の緩和に関する請願(十通)

請願者 兵庫県多紀郡多紀町小倉 矢野順一郎外五百五十名

紹介議員 岸田 幸雄君

この請願の趣旨は、第三一七号と同じである。

第三七七八号 昭和四十三年四月十六日受理

医師・看護婦の増員に関する請願

請願者 東京都西多摩郡秋多町引田一三

秦野千代外七百二十名

紹介議員 野溝 勝君

私たちは、医師・看護婦の不足のために、病気がかかっても安心して治療を受け、病気をなおすことができないから、国会は、政府がただちに医師・看護婦を大幅に増員し、国民(患者)の生命と医療を保障するための緊急の対策を立てるよう決議されたい。

第三八六六号 昭和四十三年四月十七日受理

医師・看護婦の増員に関する請願

請願者 東京都足立区本木町二ノ一、二九

二 石原義一外千三百九十五名

紹介議員 木村裕八郎君

この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三八六七号 昭和四十三年四月十七日受理

医師・看護婦の増員に関する請願(二通)

請願者 東京都板橋区加賀一ノ三ノ一

山崎三郎外四百六十八名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三八八八号 昭和四十三年四月十八日受理

医師・看護婦の増員に関する請願(二二通)

請願者 東京都杉並区和田一ノ四〇ノ五

小出時郎外千六百六十八名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三八八九号 昭和四十三年四月十八日受理

医師・看護婦の増員に関する請願(三三通)

請願者 東京都北多摩郡村山町 今村清三

外三千三百六十一名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三九〇八号 昭和四十三年四月十八日受理

医師・看護婦の増員に関する請願(三三三通)

請願者 東京都北区西ヶ原二ノ一六 蔵本

秀吉外四百四十名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三九四三三号 昭和四十三年四月十八日受理

医師・看護婦の増員に関する請願(二二通)

請願者 東京都杉並区和田一ノ四〇ノ五

甲山啓二外百三十一名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三七九七九号 昭和四十三年四月十六日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡甲西町西南湖四、

三〇一 清水千春

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第六八一号と同じである。

第三七八〇号 昭和四十三年四月十六日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願

請願者 大分県直入郡直入町大字長湯九、

〇一四 森田芳則

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第六八一号と同じである。

第三九四四号 昭和四十三年四月十八日受理

ソ連長期抑留者処遇に関する請願(三三三通)

請願者 新潟県三島郡寺泊町下桐 大久保

善四郎外二名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第六八一号と同じである。

第三七九五号 昭和四十三年四月十七日受理

医療労働者の大幅増員及び夜勤制限並びに医療内容の改善に関する請願

請願者 大分県別府市蔵園町六組 藤原マ

サ子外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一九八七号と同じである。

第三八六三三三号 昭和四十三年四月十七日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 秋田県大曲市上大町八ノ三八 根

本一蔵

紹介議員 川野 三曉君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第三八六四号 昭和四十三年四月十七日受理

衛生検査技師法の一部改正に関する請願

請願者 岡山市天瀬三三市民病院内岡山県

衛生検査技師会内 須々木英一

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第三八六五号 昭和四十三年四月十七日受理

原爆被害者援護法制定に関する請願(四通)

請願者 千葉県旭市新町七三〇 高山和子

外六十七名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三九四七号 昭和四十三年四月十八日受理

心配ごと相談所補助金の増額に関する請願(二二八十四通)

請願者 熊本県水俣市陣内中町 斎藤規礼

外四万四千四百四十七名

紹介議員 山下 春江君

心配ごと相談所の整備充実を図るため、左の改善措置を講ぜられたい。

一、一箇所あたりの補助単価を大幅に増額すること。

二、国庫補助率を引き上げること。

三、設置箇所数を大幅にふやすこと。

理由

現行の一箇所あたり補助単価四万円、三分の一補助、全国二千箇所ではきわめて不十分であり、国民生活相談万般に対処し、その解決を図ることはできない。

四月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(衆)

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法目次中「第四章の二 保険給付の特例」を「第四章の二 削除」に改める。
第三条第一項を次のように改める。

この法律においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の適用を受ける事業又は事務所(以下「事業」という。)を適用事業とする。

第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第三条の二第四号中「前条第一項の強制適用事業であつて」を削る。

第六条第一項を次のように改める。
保険関係は、事業の開始の日、その事業につき成立する。

第六条第二項中「前項」を「事業」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条中「その事業につき保険関係が成立してゐる」を削る。

第十一条を削り、第十一条の二中「ものについてそれぞれ保険関係が成立している」を削り、同条第十一号とする。

第十二条第一項第六号を削り、同条第二項中「(長期傷病補償給付を除く。)」を削り、同条第三項を削る。

第十四条第一項中「の百分の六十」を削り、同条

第二項を削る。

第十五条を次のように改める。

第十五条 障害補償給付は、障害補償年金及び障害補償一時金とし、労働省令で定める障害等級に依りて支給する。

障害補償年金の額は別表第一に規定する額とし、障害補償一時金の額は別表第二に規定する額とする。

第十五条の二中「新たに別表第一又は別表第二」を「別表第一」に改め、「又は障害補償一時金」を削る。

第十六条中「又は」及び「」を削る。

第十六条の二第二項各号列記以外の部分中「及び兄弟姉妹」を「兄弟姉妹及び三親等の血族」に改め、同項第三号中「兄弟姉妹」を「兄弟姉妹又は三親等の血族」に改め、同項第四号中「又は兄弟姉妹」を「兄弟姉妹又は三親等の血族」に改め、同条第三項中「及び兄弟姉妹」を「兄弟姉妹及び三親等の血族」に改める。

第十六条の四第一項第五号中「又は兄弟姉妹」を「兄弟姉妹又は三親等の血族」に改め、同項第六号中「又は兄弟姉妹」を「兄弟姉妹又は三親等の血族」に改め、「兄弟姉妹又は三親等の血族」に「兄弟姉妹又は三親等の血族については、十八歳未満」を「兄弟姉妹又は三親等の血族については、十八歳未満」に改める。

第十六条の六を次のように改める。

第十六条の六 削除

第十六条の七第二項各号を次のように改める。

一 遺族補償年金を受けることができる配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及び三親等の血族
二 遺族補償年金を受けることができない者であつて次に掲げるもの
イ 配偶者
ロ 労働者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子、父母、孫及び祖父母

ハ ロに該当しない子、父母、孫及び祖父母
ニ 兄弟姉妹及び三親等の血族

第十六条の七第二項を次のように改める。
遺族補償一時金を受けるべき遺族の順位は、前項第一号並びに第二号イ、ロ、ハ及びニの順序により、同項第一号並びに第二号ロ、ハ及びニに掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該第一号並びに第二号ロ、ハ及びニに掲げる順序による。

第十六条の八を次のように改める。
遺族補償一時金の額は、給付基礎日額の四百日分に三百万円を加えた額とする。

第十六条の三第二項の規定は、遺族補償一時金の額について準用する。この場合において、同項中「別表第一に規定する額」とあるのは「給付基礎日額の四百日分に三百万円を加えた額」と読み替へるものとする。

第十六条の九第二項中「遺族補償年金を受けることができる遺族」とあるのを「遺族補償一時金を受けることができる遺族」とし、同条第三項を次のように改める。

労働者の死亡前に、当該労働者の死亡によつて遺族補償年金を受けることができる遺族となるべき者を故意に死亡させた者(第十六条の七第一項第二号に該当する者に限る。)は、遺族補償一時金を受けることができない遺族としない。

第十八条を次のように改める。

第十八条 政府は、休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金については、労働省令が定めるところにより、労働省において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額(以下この条において「平均給与額」という。)が当該保険給付の事由が生じた日の属する年における平均給与額の百分の百五をこえ、又は百分の九十五を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その

上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該保険給付の額を改訂して支給する。改訂後のこれらの保険給付の額の改訂についても、同様とする。

第十九条の三中「労働者が長期傷病補償給付を受けることとなつた場合は」を「療養補償給付を受ける労働者の当該療養が開始された後五年を経過した場合」に改める。

第二十四条中「保険関係が成立している」を削る。

第二十七条中「第三十四条の三第一項又は第二項の規定による保険給付の額を除くものとし、」を削り、「遺族補償年金及び長期傷病補償給付」を「及び遺族補償年金」に改める。

第三十条の二中「第三条第一項第二号イに該当するものその他を削る。

第三十条の四第一号中「第三条第一項の強制適用事業の」を削る。

第四章の二を次のように改める。

第四章の二 削除

第三十四条の三から第三十四条の六まで 削除

第三十四条の十三第一項第一号中「第三条第二項の任意適用事業」を「第三条第一項の事業」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 当該承認の日、事業の開始の日とみなす。

第三十四条の十三第一項第三号中「任意適用事業」を「事業」に改める。

第三十七条中「若しくは第三十条第二項(これらを含む。)」を「第三十条第二項」に改める。

第四十七条中「保険関係が成立している事業」を「この保険の適用事業」に改める。

別表第一第一号中「死亡をいい、長期傷病補償給付たる年金については、当該負傷又は疾病により廃疾の状態にあることをいう」を「死亡をいう」に改める。

別表第一中障害補償年金の項を次のように改める。

障害補償年金	
一 障害等級第一級に該当する障害がある者	給付基礎日額の三六五五分
二 障害等級第二級に該当する障害がある者	給付基礎日額の三五〇五分
三 障害等級第三級に該当する障害がある者	給付基礎日額の三三〇五分
四 障害等級第四級に該当する障害がある者	給付基礎日額の三〇〇五分
五 障害等級第五級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二六〇五分
六 障害等級第六級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二二〇五分
七 障害等級第七級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一八〇五分
八 障害等級第八級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一五〇五分
九 障害等級第九級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一二〇五分
十 障害等級第十級に該当する障害がある者	給付基礎日額の九〇五分
十一 障害等級第十一級に該当する障害がある者	給付基礎日額の七〇五分
十二 障害等級第十二級に該当する障害がある者	給付基礎日額の五〇五分
十三 障害等級第十三級に該当する障害がある者	給付基礎日額の四〇五分
十四 障害等級第十四級に該当する障害がある者	給付基礎日額の三〇五分

別表第一の遺族補償年金の項第一号中「百分の二十五」を「百分の五十」に改め、同項第二号中「百分の五」を「百分の十」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

別表第一の長期傷病補償給付たる年金の項を削る。

別表第二を次のように加える。

一 障害等級第一級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、〇〇〇日分
二 障害等級第二級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、九〇〇日分
三 障害等級第三級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、八〇〇日分
四 障害等級第四級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、六〇〇日分
五 障害等級第五級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、四〇〇日分
六 障害等級第六級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、二〇〇日分
七 障害等級第七級に該当する障害がある者	給付基礎日額の二、〇〇〇日分
八 障害等級第八級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一、八〇〇日分
九 障害等級第九級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一、六〇〇日分
十 障害等級第十級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一、四〇〇日分
十一 障害等級第十一級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一、二〇〇日分
十二 障害等級第十二級に該当する障害がある者	給付基礎日額の一、〇〇〇日分
十三 障害等級第十三級に該当する障害がある者	給付基礎日額の九〇〇日分
十四 障害等級第十四級に該当する障害がある者	給付基礎日額の八〇〇日分

附則

(施行期日)

この法律は、昭和四十四年四月一日から施行

する。

2 この法律の施行の際関係が成立していな

い事業については、この法律の施行の日を事業の開始の日とみなしてこの法律による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新法」という。)第六条の規定を適用する。

3 この法律による改正前の労働者災害補償保険法(以下「旧法」という。)の規定による障害補償年金、遺族補償年金及び長期傷病補償給付のうちこの法律の施行の日の前日までの間に係る分並びに旧法の規定による休業補償給付、障害補償一時金及び遺族補償一時金であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧法の規定による長期傷病補償給付を受けることができる者には、新法の規定による療養補償給付及び休業補償給付を行なう。

5 この法律の施行の際現に旧法の規定による障害補償年金又は遺族補償年金を受けることができる者には、それぞれ、新法の規定による障害補償年金又は遺族補償年金を支給する。この場合においては、新法の規定によりこれらの年金に併給される障害補償一時金又は遺族補償一時金は、支給しない。

6 旧法第三十四条の四に規定する特別保険料であつて、この法律の施行の際まだ徴収していないものの徴収に関しては、なお従前の例による。

7 政府は、附則第二項に規定する事業の事業主の申請により、その者がこの法律の施行前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の療養補償を行なつてゐる労働者に関しても、当該負傷又は疾病がこの法律の施行の日に発生したものとみなして、新法の規定による保険給付を行なうことができる。

8 前項の事業主は、その使用する労働者の過半数が希望する場合は、同項の申請をしなければならぬ。

9 政府は、附則第七項の規定により保険給付を行なうこととなつた場合には、労働省令で定めるところにより、当該事業主から、新法第二十四条に規定する保険料のほか、特別保険料を徴収する。この場合における追徴金、延滞金その他政令で定める事項に関しては、新法の規定の例により政令で定める。

10 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、外傷性せき髄損傷障害者に対する労働者災害補償保険法改正等に関する請願(第三九六九号)
- 一、せき髄損傷障害者の療養体系の確立等に関する請願(第三九七〇号)
- 一、原爆被害者援護法制定に関する請願(第三九九一号)(第三九九二号)(第三九九三号)
- 一、医師・看護婦の増員に関する請願(第三九九四号)(第四〇五〇号)
- 一、日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願(第三九九五号)
- 一、医療保険の抜本改善並びに医療保障確立に関する請願(第四〇二八号)
- 一、ソ連長期抑留者処遇に関する請願(第四〇二九号)(第四〇五七号)

第三九六九号 昭和四十三年四月十九日受理
外傷性せき髄損傷障害者に対する労働者災害補償保険法改正等に関する請願(一通)
請願者 熊本県八代市竹原町熊本労災病院
内全国脊髄損傷療友会熊本労災支部
部内 中武富雄外四十八名
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第五四一号と同じである。

第三九七〇号 昭和四十三年四月十九日受理
せき髄損傷障害者の療養体系の確立等に関する請願

請願者 山梨市落合八六〇山梨療養所内全
国脊髄損傷療養友会内 斎藤寿男
紹介議員 黒木 利克君
この請願の趣旨は、第五四二号と同じである。

第三九九一号 昭和四十三年四月二十日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願

請願者 広島県安佐郡安佐町 尾山光義外
百九十九名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三九九二号 昭和四十三年四月二十日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願

請願者 広島県安佐郡安古市町大字上安
新見恵外九百二十二名
紹介議員 岡本 悟君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三九九三号 昭和四十三年四月二十日受理
原爆被害者援護法制定に関する請願

請願者 静岡県浜松市東伊場町四、五四五
ノ一 杉山春子外八十名
紹介議員 鈴木 万平君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第三九九四号 昭和四十三年四月二十日受理
医師・看護婦の増員に関する請願(二通)

請願者 東京都江東区深川枝川町二ノ二
宮崎莊一外百十三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第四〇五〇号 昭和四十三年四月二十三日受理
医師・看護婦の増員に関する請願

請願者 長野県上伊那郡長谷村中尾 西村
工外五十名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第三七七八号と同じである。

第三九九五号 昭和四十三年四月二十日受理
日雇労働者健康保険法の内容改善に関する請願

請願者 大阪府八尾市久宝寺一ノ四ノ四六
伊田典之外八十一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一〇五〇号と同じである。

第四〇二八号 昭和四十三年四月二十二日受理
医療保険の抜本改善反対並びに医療保障確立に関する請願

請願者 東京都江東区北砂六ノ一一ノ一〇
岩崎きく外百七十一名
紹介議員 岩間 正男君
国と資本家負担による医療保障制度を確立するため、左記の措置をとられたい。

一、給付水準の引下げ、患者負担引上げ、療養費
払制、財政調整などを骨子とする医療保険制度
の抜本改善計画をただちにとりやめること。

二、被保険者の保険料引上げをせず、引上げ分は
全額資本家がつとこと。各制度の赤字は全額国
で補てんすること。

三、国庫負担を当面、健保三割、共済組合短期二
割、日雇健保八割、国民健保五割以上に定率化
すること。

四、保険料負担割合を折半とせず、労働者三、使
用者七とすること。

五、すべての給付は本人、家族とも十割でなおる
までとし、また、出産・予防給付を新設すること。

六、大衆負担による医療費の引上げをせず、まともな医療の行なえる診療報酬を保障すること。

理由

政府が強行しようとしている「医療保険制度の抜本改革」は、国と資本家の負担を大幅に減らし、労働者・国民の負担をふやすことをねらいとする大改悪計画であり、これが実現すれば、国民の大多数はまともな医療を受けることができなくなる。

赤字を含む医療保険制度のゆきづまりは、労働強化、低賃金、農業切捨て、「公害」などによつて労働者・国民の生命・健康破壊が激増したことによるものであつて、その責任はあげて政府と資本家が負うべきである。

第四〇二九号 昭和四十三年四月二十二日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(九通)

請願者 山形県東置賜郡高島町大字安久津
二、三二六 二階堂綱男外八名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第六八一号と同じである。

第四〇五七号 昭和四十三年四月二十三日受理
ソ連長期抑留者処遇に関する請願(二通)

請願者 福岡市渡辺通四ノ一ノ一〇入江
ル内 大田利男外一名
紹介議員 鈴木 亨弘君
この請願の趣旨は、第六八一号と同じである。

昭和四十三年五月十七日印刷

昭和四十三年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局